

日本経済政策学会編

資源問題と経済政策

——日本経済政策学会年報XXIV——

1976



勁草書房

日本經濟政策学会編

資源問題と經濟政策

——日本經濟政策学会年報XXIV——

1 9 7 6



勁草書房

本年度共通論題

『資源問題と経済政策』

第二次大戦後の資本主義経済体制は、資本の自由化と貿易の自由化とを推進するIMF・ガット体制によって促進されてきた。七三年以後の世界的インフレーション状況下においても、基本的方向性は変化していないようにおもわれる。戦後の資本主義経済圏諸国における経済成長の軌跡をふりかえるならば、それは、いわゆる南北問題なる用語で表現される南北間経済格差の拡大の歴史でもあった。それはまた他方において、第三世界の資源ナシ・ナリズムの興隆を呼び起してきたのであった。国連「第一次開発の十年」の六〇年代から七〇年代中葉の現在までの期間、北の資本主義諸国の経済目的と第三世界のそれとは、経済利害がごととに相対立する様相を明示化してきたのである。

殊に世界経済全体がスタグフレーションの波に飲み込まれている現在、北の先進資本主義諸国の経済政策は、自国のインフレーションと不況からの同時的脱出を計ると共に、その脱出の方向と方法が、併せて第三世界の経済的自立化に寄与するものでなければならぬ、との途を模索する立場に立たされているのである。したがって共通論題の基本的課題認識は、古典的な資源配分問題としての経済政策の在り方や保有資源を梃子にした素朴な経済発展政策論を攻究するものではない。むしろ狙いは、現代経済政策の基本原則である効率の極大化と分配の公正化の実現を計りながら現代的政策課題の克服と、それが南北間格差縮小に貢献するような政策論を、わが国経済の現実を踏えて展開することにある。

共通論題の討論を通じて期待される第一の点は、したがって、比較産業構造論的視点に立つ分析に基づいて、日本の産業構造の在るべき姿を模索し、その変革の方向性と具体的手段の攻究に求められる。期待される討論の第二点は、第一点と表裏を成すものであるが、近年の日本経済の対外接触を鑑みるならば、日本の産業構造をアジア全域の構造の枠組の中に位置せしめ、アジアの第三世界各国と日本の経済発展とを同時・均衡的に実現させる立体的な政策理論を攻究することにある。期待される第三の点は、これら二つの期待される論点の模索を通じ、日本国政府が何をなし得、また何をなすべきかを、科学的論議の枠組の中で攻究されることにある。

これら攻究されるべき論点は、いづれも個別に独立的性質のものではなく、常に全体としては一つのものであることは申すまでもない。それにしても日本の高度成長の軌跡は、第三世界の国々を、ある場合には原料資源確保の市場に、別の場合に

は資本および製産品輸出市場にのみ位置つけてきた。かかる背景に対する厳しい理論的分析とその分析結果に基づきながらも、共通論題の基本的課題認識に則した積極的かつ総合的政策論の展開を生み出す討論を期待している。

一九七五年五月

第三十二回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『資源問題と経済政策』……………第三十二回全国大会共通論題プログラム委員会……………1

〈共通論題〉

「資源と経済政策」座長による解題……………藤井隆……………7

産業構造の視点から……………向坂正男……………8

資源問題と経済政策……………中内恒夫……………16

——地域構造の視点から——

政府の役割の視点から……………大塚和彦……………30

共通論題報告及び討論の座長による総括……………藤井隆……………38

〈専門部会〉

独占禁止政策の課題……………植草益……………40

——国際的視点から——

独占禁止政策の課題……………伊従寛……………54

——日本の視点から——

総括……………新野幸次郎……………68

△自由論題▽

産業集中と価格変化……………	新庄浩二……………	70
——「管理価格インフレーション」の検証——		
スタダフレインションと産業構造……………	石井金之助……………	77
雁行形態論の展開……………	松浦茂治……………	81
発展途上国におけるマンパワーの過剰と不足について……………	渡辺行郎……………	86
市中鉄屑と再生資源化問題の一考察……………	山村学……………	94
環境政策と汚染者負担原則(PPP)……………	馬場孝一……………	103
所得政策一考……………	川本敏……………	109
フル・コスト・プリンシプル論争の問題点とその評価……………	木村徳丸……………	114
構造不況と和装産地……………	宮坂正治……………	120
インデクセーションについて……………	庄林二三雄……………	124
——M・フリードマンの所説をめぐって——	名取昭弘……………	130
アジアの経済開発と労働力利用……………	水野朝夫……………	135
「アジア的人口増加」と途上国の人口政策……………	加藤寿延……………	140
——国連「世界人口会議」との関連で——		
食糧自給の経済的評価……………	畑井衞隆……………	144

治水・利水の経済分析について……………	宮永昌男……………	148
独占禁止政策と中小企業問題……………	佐藤芳雄……………	152
西ドイツ産業再編成と独禁政策……………	榑木航三郎……………	162
都市空間利用の変動分析……………	児島賢治……………	169

△学会展望▽

日本の資源政策……………	斎藤優……………	179
回想——日本経済政策学会三十五年……………	山中篤太郎……………	189

△書評▽

エドウィン・S・ミルズ『都市経済構造の研究』……………	児島賢治……………	192
C・H・ベリー『会社成長と多様化』……………	小林逸太……………	197
J・シーハン『教育の経済学』……………	案浦崇……………	202
J・V・コック『産業組織と価格』……………	福宮賢一……………	205
S・アーロノビッチ、M・ソーヤー『ビッグ・ビジネス』……………	井口富夫……………	210
学会記事……………		i
学会紹介(英文)……………		i

〈共通論題〉

「資源と経済政策」座長による解題

藤井 隆

（名古屋大学）

今年度大会共通論題は、「資源と経済政策」であります。
石油危機を経験した結果、資源問題は世界的に経済政策の大きな課題として議論をよんでおります。その内容は次のように整理できるでしょう。

第一は、資源を通じての国際的有効需要のトランスファーの問題であります。

第二は、再生産不能の資源を、国民の、あるいは人類の、福祉のために、あるいは地上における人類の生存の継続のためにどのように利用するかという問題でありました。

第三は、国際協力という面での新しい展開であります。各国とも一方では inward looking になると同時に、他方では新しい視点で国際協力の方向を検討することになりました。

このどの一つをとっても、世帯経済の運営にとって、あるいは国民経済の運営にとって反省の種となるものであります。

このとき、わが学会の共通論題としてこれを取りあげ、各分野の第一線にある報告者討論者をむかえて、ご一緒に検討する機会を得ましたことは、まことに有意義であると同慶のいたりであります。

産業政策の面から、地域政策の面から、政府の立場から各おの報告いただくことになっております。二人の座長は午前中は加藤が、午後は藤井が担当いたします。

産業構造の視点から

向坂 正男

〈日本エネルギー経済研究所〉

藤井先生から与えられた課題に果して十分応えうるかどうか、きょう一日の討論に耐え得るようなお話ができるかどうか、はなはだ心もとない心境にあります。与えられた四〇分の間に、だいたい私の考えていることの骨組をご報告して、そのあとの討論の材料を提示したいと思います。話を大きく分けまして、一つは資源ナシ・ナリズムの台頭による国際的な新しい秩序の形成というテーマ、第二番目にそういう状況の中で、日本はどういう対応を考えたらいいのか、できるだけ産業構造に即して申しあげたいと思います。

一 国際的な新しい秩序の形成

これはすでに昨日まで何人かの報告者から話が出ていた模様ですが、新しい秩序の形成は、資源国の政治的立場の強化また経済的な交渉上の立場が有利に変わってきた、という状況が、いわば引金になってきていると思います。ただその背景としては、七二年以降のドル散布を中心とした世界的なインフレーション、IMF体制の崩壊、工業諸国の高成長、景気上昇の同時化があります。その背景の下に資源エネルギーの需給の逼迫、その中でとくに資源国の石油カルテルの強さを発揮する、そういった状況が資源国の政治的立場を強化し、経済的な交渉力を有利化したと思います。

それは石油に最も典型的にみられるように、資源の国有化の推進であり、資源の生産を需要者あるいは工業国のためではなくて、自国の利益のために資源の生産を図り、また価格決定をしていく。要するに資源産業、石油産業に対する統制力を資源国が強めていった。石油では、OPECのように強固なカルテルの力の発揮したのもある。同時に錫、銅、鉄鉱石、ボーキサイトといった工業国が依存している重要な資源について、輸出国機構、あるいは生産国機構をつくるというような動きが進み、さらにそれは東南アジアのゴム、木材、椰子油、そういった農産物にもなんらかのこういう国際的なカルテルをつくろう、という動きにまで発展しつつあります。これ

は国連の舞台においてもあるいは産油国と消費国の舞台においても、OECDの中においても、急速に石油を含む一次産品の六〇年代とさまざま変わりした国際的な位置づけをしよう、という動きになってきているわけです。

これによってご承知のように工業製品価格と一次産品価格との交易条件は、ここで大きなシフトをしたわけで、いまや七〇年代以降は資源・エネルギーの高価格時代に入りました、その高価格時代はまさに石油がリードしていくという体制になってきたわけです。こういった交易条件の変化は世界不況のために一次産品価格が下落してまいりか修正されつつありますが、基本的には六〇年代およびそれ以前と七〇年代以降とのこの交易条件は大きくシフトして、もとはにはもどらない、とわれわれは認識すべきであると思います。

交易条件が変わると同時に国際経済にとってのたいへん大きな問題は、巨額のオイルマネーが発生して、これを適当に世界経済の中にリサイクルしないと、世界経済はたいへんな混乱を招き、打撃を受けるという状態になっていることです。比較的控え目に見積っても一九八〇年ごろまでにオイルマネーは二、〇〇〇億から二、五〇〇億ドルくらいは蓄積されるだろうと思われまます。この点についてはあとでまた触れたいと思います。

要するに工業製品と一次産品の交易条件の大きなシフトで、石油によって生れた年々五〇〇億ドルにのぼるオイルマネーの蓄積——だんだん減りますけれども——が続く。それによって資源国における資本蓄積の条件は、六〇年代とここで大きく変わってきているということがいえます。従ってそれ以前の状態に比べると、資

源国における工業化や農業発展あるいはインフラストラクチャーの整備、そういった基盤がこれによって形成されたということがいえると思います。

それに対してそれらのことが工業国にどのような影響をもたらしたのかに、いかに対応すべきかという問題になってくるわけですが、現在石油危機以降工業国においてはたいへんな混乱が起こり、いろいろな問題をどう見通していったらいいか、どう対応したらいいか、非常にむずかしい状況に迫られました。一年有余経って来る間に、だんだん頭も冷やされてきて、ある見通しなり、対応なりというものがつきかけてきつつある、という状況になってまいりました。石油危機以来、深刻なインフレと不況に工業国は見舞われたのですが、これを果して単に景気循環のある局面あるいは石油危機の影響というふうに単純にはいえない事態ではないかと思われまます。

私は六〇年代から七三年ごろまでに行われてきた工業国の重化学工業化や耐久消費財の急速な普及を軸とした工業国間貿易の拡大、経済の高度成長といった自立的な拡大がある限界に到達しつつあったのではないかと。いわば重化学工業化と耐久消費財の消費の拡大——全般的に大量消費による高成長をもたらした一九七二年、七三年は最後の最大のブームというふうにあるいはいえるかも知れない。多分国内的に労働力の限界もまいていっているし、耐久消費財についてもマーケットの限界が見えつつあると同時に他方では資源エネルギーの供給限界といえますか、逼迫およびその価格の高騰、また現在国際的に工業生産力の大きな過剰の状態が生じている。石油による国際的な経済危機を世間では過大に評価されているのではないかと

ということをも、今後の工業国の対応を考えた場合によく検討してお
くべき問題ではないかと思ひます。

現在各国が景気回復に政策を移しつつあります。しかし、ことは
OECD諸国は、ほとんどゼロ成長ないしはマイナスの成長の状
態である。さらに景気回復が軌道に乗ったとしても、長期的にみれ
ば多分六〇年代のような高成長の再現は不可能ではないか。とくに
これはオイルマネーのリサイクルと工業製品と一次産品との交易条
件が今後どう推移していくかということによって、これからの世界
経済の発展なり、工業国の成長力なりが規定されてくるという状況
だと思ひます。

さきほど触れましたオイルマネーのリサイクルに関しては、結論
的にいえば今後三〜四年あるいは少なくとも七〇年代の末までには、
工業国対産油国の問題は一応片づく。つまり、OECD諸国は全般
的には、經常収支の均衡を取戻す可能性がある。しかし、一方にお
けるサウジアラビアの如く、オイルマネーの恒常的な過剰国があり、
他方においては資源の少ない、人口の多い開発途上国の恒常的な赤
字、そういう対応として、国際経済に大きな問題を残すという状態
が予想されると思ひます。

最近の状況をみましても、工業国の対産油国への輸出は急速に伸
びておりまして、おそらく石油価格がこれ以上下がらないで、来年
か、あるいは数年後からは石油のインデクセーションが行われる。
これはフルに行われるかどうかはわかりませんが、そういう状態を
予測しても、産油国における経済社会開発の推進によって、O
ECD諸国の対産油国輸出は急速に伸びまして、産油国対OECD
基盤をなすインフラストラクチャーに投資されていくかということ
によって、この貯蓄の投資効率も決まってくるわけである。非常に
大胆に言えば、多分そういう形は当面福祉の問題あるいは厚生問題
は別として、経済成長率という観点からいけば、多分世界経
済の成長率は、これまでの工業国の自立的な発展による成長に比べ
ますと、おそらく成長は低下する、というふうに考えるべきではな
いかと思ひます。以上で第一のテーマについて要約して申し上げた
わけです。

二 日本の対応

つぎに日本がいかに対応すべきかということについて、話を進め
たいと思ひます。まず第一に日本がどう対応すべきかという問題で、
対外的な政策について触れたいと思ひます。その点は二つありまし
て、一つは対外的な資源政策の基本的な考え方として二つ申し上げ
たいのですが、一つは資源エネルギーの高価格の下に、世界的な資
源エネルギーの供給増大に貢献することが、日本の資源政策として、
とるべき姿勢ではないか。これは政府の立場からいうと、対外的に
あまりこういうことは言わないほうがいいということになるかも知
れませんが、一人のエコノミストとして考えますと、私は石
油について今後、産油国を叩いて、安ければ安いほどいい、とい
うような政策を日本はとるべきではないか。一定の価格、
それが石油のバーレル当り何ドルになるかはわかりません。しか
し、ある水準の下で、とくに現在掘り当てているOPECの資源に代
る他の石油資源や原子力はもちろんですけれども、石炭のガス化、そ

諸国というふうにとめて国際収支関係を考えれば、まずまず均衡
に近づき、また開発途上国に対する輸出超過分を合わせれば、経
常収支の均衡を取戻すという可能性があるように思ひます。

同時にオイルマネーのリサイクルについては、工業国間のリサイ
クルが割合に順調に進められておりますし、これは民間の金融市場
を通じて、あるいはIMF、世銀その他の国際的な金融機関を通じ
て、また産油国が次々に設立していく投資銀行あるいは開発途上
国援助基金、そういったいろんなルートを通じて、昨年度もことし
も発生する五〇〇億ドルから六〇〇億ドルのオイルマネーはほぼ各
国にリサイクルされるという状況であります。このように工業国と
しては、經常収支の均衡はおそらくだんだん取戻していくと思われ
ますが、同時に産油国からのなお残るオイルマネーの導入をしつつ、
国連機関、産油国ともどもOECD諸国が、開発途上国にどれだ
けの援助をしていくかということによって、国際的な経済循環が、
円滑にいくかどうか、という問題になってくるだろうと思われま
す。

オイルマネーの問題が、今後の世界の経済成長にどう影響を
およぼすかは、なかなか現状では見通し難い問題ですけれども、オ
イルマネーは石油の大幅値上げによって石油の消費国、とくに工業
諸国から産油国に大きな所得移転がおこなわれ、強制貯蓄が産油国
の手によって非常に大きな規模で行われているということを意味し
ている。多分世界の工業国の年々の貯蓄の二割程度にも匹敵するよ
うな強制貯蓄が産油国の手によって行われている、ということであ
って、この強制貯蓄がオイルマネーのリサイクルなどによって、ど
ういうふう循環され、それが世界的に生産的な投資あるいはその

他の代替エネルギーの開発を推進していく。将来の太陽エネルギー
その他利用を進めていくことを考えますと、エネルギー
価格というものが、今後は安ければ安いほどいい、石油は値段を叩
けばいい、というふうに考えるのは、日本として長期的にはかえっ
て不利ではないか、というふうに思ひます。

まず原油価格の問題を考えると、資源国が、その貴重な資源
によって、自国の経済社会開発を進めよう、という立場を工業国と
しても正当に認める必要がある。一定の政府収入によって、今後工
業化やインフラストラクチャーの整備などが進められ、ティク・オ
フへ向って進むことを、技術的に援助をする必要がありますが、同
時にだんだん資源が少なくなっていく石油について、それから得ら
れる産油収入というものを、一定の水準に保つというところは、工業
国としても考えてやる必要があるのではないか。「援助より貿易を」
ということになりましょうか。

第二の問題としては、石油が世界人類にとっても貴重な資源であ
って、これは多分現在の確認埋蔵量や推定埋蔵量からいうと、今世
紀中には相当な量が消費され生産もピークをこえるという状態が予
測されておりまして、もし石油はここでまたバーレル当り三ドルと
か四ドルという水準に下げたとすれば、その石油資源の枯渇は一層
はやめられる、という可能性ががあります。その意味で工業国の資源
の節約、石油の節約ということを考えても、こういう観点からいっ
ても、石油価格が、ある一定の水準にあることが望ましいと思われ
ます。

第三の観点は、代替エネルギーの開発であって、当面はOPEC

のよう有利な地点以外の、開発が比較的困難な地域における石油の開発を進めていくという必要がありません。現在、石油危機以降、正確には生産コストが明らかではないけれども、多分アメリカの原油のいまの平均生産価格は、平均して七〜八ドル、もし二次回収、三次回収を強化しようとするれば、それよりも高くなるでしょうし、それからアメリカの大陸棚やアラスカの生産コストは多分五ドルあるいは六ドル、そういう状態であるうと思われま。

現在、北海でご承知のように大量の石油開発が進められておりますが、これは比較的条件的にいい、ヨーロッパ大陸に近いほうの北海では、すでに掘り当てたものはいたいたいバーレル当り三ドルぐらゐの生産コストといっています。しかし北にまだまだ石油は相当量埋蔵されていることが明らかであって、現在非常に自然条件の悪いところで、極寒と暴風雨の吹く地帯で、一年のうち何ヶ月かの間、相当な設備をもって掘削が行われておりますけれども、将来、八〇年代以降になりましようけれども、こういったところは多分七ドルから八ドルぐらゐに生産コストは上がるだろう、ということが予想されております。

また代替エネルギーといいますが、石炭の当面、比較的量からいっても、実用化の可能性からいっても、商業的開発のはやい、——といっても八〇年代ですが——石炭のガス化、液化のコストがだいたいバーレル当り七〜八ドル、多分ハイ・カロリーのガス化——都市ガスに入れられるような九、〇〇〇カロリーというような高カロリーのガスをつくるのは九ドル以上かかるかも知れないというような状態でありま。しかし研究開発がいま急速に行われております

ます。これはどう考えてみても、日本が今後五%ないし六%の実質経済成長率を達成していくためには、必要なエネルギーの八五%ぐらゐは輸入に頼らざるを得ない。国産エネルギーや原子力をできるだけ導入するとしても、そこにいろいろなる阻害条件があつて、これからの一〇年を考えれば、多分八五%は輸入エネルギーに依存せざるを得ない。この輸入エネルギーをできるだけ多様化し、供給源を分散化するという政策をとつて、あるいは中間貯油基地のようなものも必要であり、国内の備蓄も必要でありますけれども、そういう緊急時の対応策、ほうぼうにバッファを設けるということを含めて、エネルギー源の多様化、供給源をできるだけ分散するという政策、その場合に果して商業採算だけに乗つて、そういう安定供給構造ができるかどうか、という点はさらにあとで論議されるべき問題たるうかと思ひます。以上が第一の対外資源政策であります。

第二の問題としては、これまで資源多消費型の産業構造と生活様式をつくり上げてきた。いわばアメリカ的な大量生産、大量消費の方向で高度成長を遂げてきたこの日本の経済構造、産業構造あるいは生活様式というものを変えなげやならないという問題に当面してゐるわけです。これは要するに資源エネルギーを節約するような経済構造に切換えていくことが、どこまでできるか、どういう方向でできるか、という問題になるうかと思ひます。

これはおそらく資源の供給制約が強まるという面と、一次産品、資源エネルギーと工業製品との交易条件が大きくシフトしたという観点、従つて経常収支面から経済成長が制約される。従つて省エネルギー、省資源という方向へいやおうなしに追込まれ、政策もその

から、そういうことを進めていくことによって、あるいは石炭の合成によるきれいなエネルギーとしての利用が、原油換算バーレル当り七〜八ドルでできるかも知れない。いまドルでいっておりますのは、だいたい一九七四年価格の不変価格と考へていただきたい。

そういうことを考へますと、私は原油のバーレル当りの価格が、一九七四年価格で七〜八ドルあるいは若干それを上回る状態が、国際的な代替エネルギーの開発を促進するレベルとして、国際的に承認されることではないか。

そういう形でも、もし開発のための投資が民間企業においても積極的に行われるならば、国際的にエネルギーの供給をふやすことであり、したがつて日本が大量に輸入に依存せざるを得ない状態です。から、国際的な供給がふえるということは、日本のエネルギーの需要を満たすうえにも有利な条件になる。ただ、こういった考へ方は他方においては、資源のない、開発途上国にとっては、それだけ大きな負担になりますから、その問題を解決するために、OECD諸国や産油国は、資源のない開発途上国に対する大量の経済援助をしていくということが前提であり、従つて日本も今後、経常収支の均衡を図るだけでなく、オイルマネーの取入れなどによつて、資本の流入をふやしつ、技術援助を伴いながら、開発途上国に対する経済援助をできるだけ大きくやつていかないと、開発途上国問題はたいへんである、ということが政策として付随しなければならぬ問題だと思ひます。

第二の対外資源政策の問題としては、日本の必要とするエネルギーのいわば安定供給構造をどうやってつくるか、という問題であり、方向を指向しなげやならない。この二つの面から資源エネルギー節約の経済構造にどう転換していくか、ということが国内の経済政策としても重要なポイントになってくるのでしよう。

とくに過密社会、経済における省資源、省エネルギーという問題は、環境保全という観点からいっても、おそらく他の工業国に例をみないほどの切迫性をもっている、といつていいと思ひますし、資源エネルギーの制約からいいますと、二一世紀に向つて、時が経てば経つほど、日本のエネルギー危機は深刻ではないかというふう考へます。つまり石油資源が枯渇に向い、原子力開発が果して国内にどこまで入れられるか、という問題を考へるならば、よほどエネルギーの利用効率を図らないと、二一世紀に向つて、どの程度の経済成長をやるかわかりませんが、いまのアメリカ程度の経済成長をやるにしても、エネルギー不足というものは、日本に非常に大きな圧力として迫ってくるのではないか。

その意味で、たとえばアメリカのフォード財団が、昨年の秋に「ア・タイム・ツゥ・チェンジ」というアメリカの長期エネルギー政策についての二年がかりの大きかりな研究を発表いたしましたけれども、この結論にあるように、アメリカが三%の成長を二〇世紀中続けながら二、〇〇〇年に近づくとしたがつて、エネルギーの消費の増加をゼロにする、という節約プログラムというものを発表いたしました。これはいろいろな反論がありますが、方向としては日本もまさにエネルギーのゼロ成長の社会というものを将来は考へていかなければ、エネルギー危機は解決できないのではないか、というように思ひます。その意味で現在の多消費構造をどう

やってコンサーベーションしていくことが、経済政策の中の長期的に非常に大きな位置を占めるというように思います。

第三番目はそれに関連したことですけれども、産業構造を当然省エネルギー化のほうに転換していくことですが、これについて申しあげたいことは、知識集約型の産業構造に移行するということが、産業構造審議会の長期展望においてもいわれ、一般的にそういわれておりますけれども、必ずしもこのことはそう容易なことではない、という点——といえますのはもちろん産業用の電子機器とか、あるいはいろいろな産業用の電気機械、さらには公害対策その他いろいろな一般機械その他が今後伸びていくに違いないし、それはおそらく使用エネルギー単位当り付加価値率の高いものに違いない。しかし一方、鉄鋼のようなエネルギー多消費産業の海外立地というものは、そう容易なことではない、という点であります。多分、アルミニウムについては比較的海外立地がはやく進められ、その次に進められるものは石油化学でありましょう。しかしこれにおいてもある程度国内需要を賄うために国内生産をふやすということはさげられないこととあります。

とくに鉄鋼にいたりますと、日本が持っているような新鋭工場を海外につくるという機会是非常に少なく、国際的には依然として一九八〇年、八五年ごろを考えましても、鉄鋼不足の状態、日本が一定の国際的な供給の役割を果たさざるを得ない。またとくに日本の最新鋭工場は非常に知識集約型になっておりますから、そういう意味では国際競争力としても非常に強い基盤をもっている。こういう産業がそう簡単に海外に立地するということはできないことである。

そうすると国際的な鉄鋼の不足、開発途上国などの建設のための鉄鋼不足をどう解決するかという問題があるわけであります。その場合日本がどういう役割を果たしていくかというのが、ひとつの問題であろうかと思えます。

全体としまして、これから五年、一〇年という程度の時間を考えた場合には、世界的な物的循環としては、多分現在果しているアメリカやECや日本のそういう素材を供給する役割については、決定的に変わるということではなくて、もちろん他のティク・オフした国における、あるいは産油国における素材産業がふえ、輸出入業としてもふえていきますから、こういった工業国の素材供給における役割は減ると思います。しかしやはり決定的な重要性をもっているという状態はあまり変わらないのではないか。これは工業国の立場からだけではなくて、開発途上国の経済建設を進めるうえにも、こういった基礎的な素材の供給をだれがやるのか。開発途上国にすぐその役割はなかなか多くは移転できない。そうとすればアメリカや日本やヨーロッパがどれほどの役割を果たすのか。国内の環境問題もありませんけれども、国際的なこういう役割もやはり無視できない、という問題も抱えているということを、われわれの今後の産業政策においても考えていかなきゃならない点であろうかと思えます。

おそらく今後、産油国や開発途上国において、一種の開放工業地帯のようなものを国際的につくる必要があるのではないか。たとえば中東沿岸における石油や天然ガスが豊富にある国々は、労働力、技術が足りません。そういうところへ労働力をパキスタン、インドのような労働力の豊富な国々から労働力を供給し、工業国か

ら技術を供給し、資本は産油国が出て、輸出工業をそこで形成していく、というようなことが必要になります。たとえば東南アジア地区のような地域では、労働力を基盤にした加工工業というものの形成も必要でありましょうし、またおそらくエネルギー石油供給の問題にしましても、マレーシアなり、あるいはインドその他適当な地域に石油基地をつくり産油国資本と工業国の技術と現地の労働力などによって、石油関連のいろいろな産業を発達させる。それが東南アジア地域におけるいろいろな素材の必要を満たしていく、というようなことも考えていく必要があるかと思えます。

そういったことで、今後、国際的な各国の発展にとって、必要な資材というものをどう供給していくか、あるいは必要な消費財というものをどう供給していくかということ、ひとつの開放された工業基地というような形が、だんだんふえるでありませんし、そういう方向へ日本も対応していく必要があるのではないかと思えます。

以上で私のきょう報告すべきことの要点を申しあげた次第であります。

資源問題と経済政策

——地域構造の視点から——

中内恒夫

(国際基督教大学)

I 日本の資源輸入と資源価格

——世界的インフレと資源コスト——

一九七三年秋以来、OPEC諸国のカルテル的価格政策を通じてオイル価格はほぼ四倍となり、世界経済に大きな混乱を生じ、世界は今なおこのオイル価格高騰によって大きく変更した与件に適合する道を模索している状態であると言えよう。

そこですまず最初に、このオイル価格ならびに広範な一次産品の価格高騰を出現せしめた背景について、いかなる条件が存在し、如何なるメカニズムでこの高騰を生じたかを分析することから始めてみたいと考える。

端的に言って、このオイル価格の高騰と、それに先立つ一次産品の価格騰貴は先進国の流動性過剰に原因を有すると考えられる。まず、戦後の通貨体制の基礎となったブレトン・ウッズ体制が、一九七一年八月一日以来、いわゆるニクソンショックによって崩壊したことが重要な背景となっている。

言うまでもなく、ブレトン・ウッズ体制は固定為替相場を基本と

う。こういう見方からすれば原油価格の高騰や、それに先立つ一次産品価格の騰貴、さらに先進国における広範な物価騰貴が過剰流動性に原因するものであることをうらづけるものである。

すなわち、オイル、その他資源価格の高騰は世界的インフレーションの原因ではなく結果であると考えられるべきものであって、因果関係はその逆ではない、と言うことになるであろう。

オイルショック以後の価格の異常な高騰に先立って、先進国の物価が強い上昇傾向を示したのは以上述べたメカニズムが働いていたためであると考えられる。もしも先進国の中央銀行が、国内的不況因に余りにも気をつかう結果金融引き締め政策をとることに消極的であったとすれば、ここにブレトン・ウッズないし固定為替相場制度の崩壊およびそれによる過剰流動性の発生と資源価格高騰現象のあいだに因果関係が成立するのである。勿論、産油国の団結によるカルテル的行動を無視しようとするものではないけれども、過剰流動性が存在しなかったならば、カルテル的行動の効果が実現する条件は一段と弱められたものと考えられる。根本的に原料価格は市場機構の問題であると理解すべきではないだろうか。

II 資源価格の変動と日本の長期・安定的

資源確保の問題

——発展途上国の資源加工と日本の補助

金政策に関する提案——

一般的に過去、かなり長期にわたり、資源価格ないし一次産品価格を特徴づけたことは価格の激しい変動であった。農産物価格につ

する制度であった。その崩壊は何を意味したのであるか。いまや固定為替相場制度がフローティングに代ったことによって生じた最も大きな変化は、巨大な為替準備が不必要となったと言いうことである。中央銀行の介入によって固定為替相場を維持するためには、為替投機に対抗するための十分な為替準備を必要とすることは明らかである。それが、固定為替相場制度の廃止とともに、不当に大きな為替変動に対処するための為替準備があれば十分と言いうことになる。しかるに、一九七一年夏以来、先進国の中央銀行は殆ど以前と同程度の為替準備を維持する政策をとったのである。このことは、ブレトン・ウッズ体制の事実上の崩壊という大きな与件の変化に対して各国中央銀行が敏速な調整を欠いたと言いうことを意味するものである。

その結果、「現存の為替保有高」が *orderly market* を維持するための「必要為替準備高」に対してはるかに過剰になったことを意味する。この過剰準備に見合って発行される通貨は所詮支出されるか投資されるわけであるから必然的にインフレ亢進要因となる。こうして増大する支出ないし投資の一部は当然産油国にもむかうであろう。

これは需給の不足、過剰の交錯につれてかなり大きな変動を惹きおこした。食糧についてみると、戦後四回にわたって周期七年の交替期を示している。すなわち(1)不足時代(一九四五～五二)(2)過剰時代(一九五三～五九)(3)不足時代(一九六〇～六六)(4)過剰時代(一九六七～一九七二)⁽¹⁾そして現在は不足時代に再び入り、未来にわたり不足が訪れようとしている。

これらの変動が、長期的に対工業製品交易条件の悪化と重なって来た。この交易条件の悪化の主要なる原因は、需要の所得弾力性の差にもとづくものであったと言えよう。

さて、一次産品価格としてのオイル価格も結局はこの特徴をもつと考えられるのであり、オイルだけが除外されるわけではない。前にも述べたように原料価格は根本的に、市場機構の問題であるのである。

これらの激しい価格変動が発展途上国の外貨収入に大きな不利要因となったことは言うまでもない。発展途上国が一次産品の輸出を基礎として農業・工業の発展計画を策定しようとするとき、この価格の激しい変動が大きな不安定要因となり、安定的な発展を妨げて来た。過去において一次産品価格の変動が世界的な調査課題とされて来たことはここに原因がある。

このような背景を考えると、日本経済の対発展途上国関係を如何に導いて行ったなら両者の間に相互に利益のある貿易関係を樹立することが可能となるであろうか。これが次に考えられるべき問題である。これを発展途上国の立場から考えてみる必要がある。日本経済の国際的産業再配置をすすめて行く上での貿易主義の原理の中

で、援助や補助金、関税という手段の意味についての理論的展開が必要とされる。さらにそれらの手段を通じて行われる産業調整の条件や方向を、日本の側よりもむしろ発展途上国の立場からする日本の産業調整に対する需要側の要請として分析してみる必要がある。

日本の国際的再配置がこうした発展途上国の要請と合致する方向で現実の分業構造の再編成が進められて行くことが望ましいのである。本報告では、日本の産業調整によって生ずる需要構造の変化が、発展途上国の工業発展にとって基本的重要性を有すると言う認識が中心的な発想となっている。需要の伴わぬ経済援助は資本移動が如何に多額にのぼってもそれは発展途上国を長期的に利するものとは考えられないからである。

したがって、援助にしても、補助金にしても関税にせずすべてはこの視点から考えられなくてはならない。日本の対外経済政策の基本方向は先進国、とくに日本の需要をテコとして新しい分業秩序の形成を考えて行こうと言う点になければならない。

このことは、従来の議論の重点が、資本進出とか途上国労働の近代化とか言った生産面に措かれていたのに対して、日本の援助は長期安定需要の供与によって発展途上国の基礎産業を育成しようという、需要面を重視した政策への転換を意味するものである。そしてこのような長期政策は期せずして日本の技術に対して長期的かつ継続的な需要を発展途上国側に生ぜしめるものであり、この補完的關係を軸として、日本の資源需要を長期・安定的に充足せしめる道が開けるものと考えられる。

ここに発展途上国は日本経済のいわば強大な浮揚力を利用しつつ

らく、理論的な検討を加え、さらに政策論的検討を加えてみよう。

ここではこの理論的背景を十分に述べるだけの紙数の余裕がないから、既に発表されている拙稿を御参照いただきたい。^(註)ここで、賃金格差による、価格と限界代替率の格差を、加工原料のコスト差額として、その差額分だけの補助金を与え、自由貿易政策を導入するという風に読みかえていただければ、形式論理的には同一の結論に帰着するであろう。

(註) 藤井隆・中内恒夫共著、「国際的産業再配置と対外経済政策」『関税調査月報』、第二六巻、第二号、一九七四年、大蔵省刊、一三七—一四三頁。

補助金の性格と財源

ここに述べて来た補助金は、日本国内の材料利用者に与えられるものであって、発展途上国に直接的に支出されるものではない。日本で生産される加工材料を利用する製造業者に対して不利になる。発展途上国の加工原料を利用する日本の製造業者に対して支出される補助金である。これは、支出対象と言う点からみると日本の業者であるから発展途上国に関係ないようにみえる。だが、よく考えてみれば、一層割高な発展途上国の加工原料は、本来自由に競争すればより低廉な日本の加工原料と立ち打ちできないから、日本の市場におけるシェアを拡大することは困難である。もともとそういう性質のものを、日本の、そうでなければ存立できない割高原料利用者を補助することによって、日本への輸出を増大するのであるから、これは実質的に言えば、発展途上国の輸出機会を創出するための補

自国産業の発展を実現して行く可能性を見出すことができる。しかし、体制が発展途上国にとって魅力的であるためには、長期的に日本経済その他の先進国経済と密接な関係を有することが自国の付加価値を増大せしめるのでなければならぬ。かつてのパキスタンにみられたように、原棉を輸出する方が、綿製品を輸出するよりも資源コストからみて有利であるにもかかわらず、外貨獲得の非常手段として国内資源コストの高い工業製品を輸出すると言うのであっては、発展途上国にとって長期的な利益は生まれ来ない。

ただ現状においてみる限り、日本は発展途上国で一次加工を行った製品を輸入したばあい、それが従来原料を輸入し、日本国内で加工したばあいと比較すると、生産規模、生産技術、経営技術等々の格差から一層割高につくということは否定できない。そうであるとすればこの状態を放任する限り、発展途上国の一次加工原料に対する日本からの需要が急速にのびることは期待できない。そこで何らかの促進策が必要となって来るのである。それは必然的に、発展途上国からの割高の輸入加工原料を利用する日本の製造業を、日本で加工された割安の加工原料を使用するより有利な製造業に対して補助することを意味する。補助が行われれば、少くとも価格面においては、発展途上国で加工された原料を使用することは、日本で加工された原料を使用するばあいに比べて不利にならない。このように使用原料が国内で加工されたかそれとも発展途上国で加工されたかによって費用に格差が生ずるばあい、発展途上国からの加工原料を輸入し、それを加工する材料産業に日本国内で補助金を与えることは如何なる経済的効果を生ずるであろうか。この問題については

助金である。したがって、この日本における補助金は、発展途上国の輸出増大という形で、発展途上国にトランスファーされて行くものと解釈することができる。支出対象は日本の企業であっても、これは、発展途上国の加工原料を一層高い値段で購入するためのものであるから所得のトランスファーと考えることができる。つまり日本は資源の第一次加工を発展途上国に行わしめるために、一層高い価格でそれを購入するという形で、原料貿易の流れを通じた所得のトランスファーを行っているものと考えることができよう。

さて次の問題はこの補助金の財源をどこからえるかという問題である。静態的な分析をするならば、この補助金はどこか他の産業を犠牲にすることによってしか出て来ない。少くとも、発展途上国からの輸入原材料を使用する産業が相対的に極めて優遇されることになるであろう。一体このことに長期的なレゾン・デートルがあるだろうか。ここでわれわれは、発展途上国との経済協力関係という一層広い立場に立って先に述べた政策を評価しなくてはならないし、さらに、動態的な産業調整策の推進によって、日本経済の産業構造が一段と高度化することによって生ずる利益を考えなければならぬ。今迄発展途上国から原料を輸入し、それを日本国内で加工していたものを、積極的に発展途上国に譲り渡し、日本国内の産業構造を一段と高めて、より高次の加工・組立産業の比率を高めて行くのでなければならぬ。そのことにより、日本経済の付加価値は増大し、そして発展途上国の付加価値も今迄より増加する。この共通の利益を実現することが実は地域間経済協力の重要な基礎となるのだ

か、この点については後に述べることにしよう。さて、ここでは、先に述べたような日本国内の産業構造の高度化が進んだばあい、労働の付加価値生産性が增大することになるから、現在に比べて一人一人の労働者の平均生産高が増すことになる。その増大分を現在の補助金として充当すべきだと考えるのである。このためには単に発展途上国から輸入する加工原料を使用する製造業者に補助金を与えるだけでなく譲り渡そうとしている第一次加工工程を徐々に整理して行くための調整資金としての補助政策も必要となるであろう。この二つの補助金を合計したものを、将来の一層増大した付加価値から前借りすることによって調達しようと言うものである。この目的のために公債を用いるのもよいであろう。一般に公債が次の世代に負担を残すかどうかは、公債発行により使用される資金が、現在の資本形成や、将来の生産的能力を潜在的に増強するか否かによって決ってくるからである。

こうした日本国内における産業構造の高度化政策の推進によって、発展途上国の加工原料に対する需要は一層拡大するだろう。このように日本からの需要の拡大は日本国内における生産者が整理され存在しなくなるためであるだけに確実なものであり、永続的なものである。従来発展途上国の工業化が、市場の不十分さの故に失敗した多くの例を考えると、継続的需要の供与がいかに大きな刺激要因となるかが分るのである。今日の発展途上国が大きな未開発資源を持ち、また開発されたものについても原料のまま輸出しているのを考えると、これらの資源をまず開発し、さらにそれを自国で加工して輸出することにより、付加価値を増大することができれば、対

政策の手段のように見えるけれども実際はより補完的な貿易構造を造るための財政的努力とみなさるべきものであって、貿易の拡大均衡に連なって行くべき性質のものである。G A T T の目標とする自由な貿易の拡大均衡は先進工業国におけるこうした前向きな産業調整をすすめて行くことによって、動態的に実現されて行くのであって、現在のように、世界貿易にともすれば縮小均衡への好ましからざる傾向がみえる際にはそれを打ち破る契機となる性質のものであり、産業構造を比較的急速に調整しようとする日本経済はこの点において指導的立場に立つことができると思われる。

さらにこのような補助金は永久に支出さるべき性質のものではなくて、第一次加工原料が日本によって輸入されると言うことになればそこには当然日本の需要にマッチした製品を生産するための技術移転が積極的に行われる誘因を生ずるのであるから、これをテコとして発展途上国における資源加工が進展してくるにつれ、それは徐々に世界市場における競争力を獲得するに至るのである。そして向上して来る生産性は、日本が発展途上国から加工原料を輸入することとの不利性を減少して行くであろうし、グローバルな見地からみて資源利用の効率化が実現されて行くであろう。発展途上国の見地に立っても、この工業化の推進によってえられる長期的な利益は、現状の原料輸出型の貿易パターンを固定した上で、政治的圧力によって交易条件の改善を図って行くよりは一層大きな利益を獲得することができよう。いかなる一次産品生産国も、鉱物資源や農産物のみで経済厚生を高めて行くことは不可能であって、それぞれ一次部門に立脚した工業化を図って行かねばならないことは今後の長

世界貿易からの利益を一層増大することができる。貿易・生産活動を通じてこの付加価値の分け前が少ないことが過去多くの日貨排斥論の背景にあったことを考えれば、上に述べたプランは、実現すれば対日批判に対する有効な対策の一環ともなりえよう。

(1) 遊藤浩一、「世界食糧会議——その背景と問題」、『世界経済評論』一九七四年、一月号、四頁。

III 日本の加工産業における補助金政策と自由貿易理念

——ガット原理との関連——

さて補助金の性質が以上の様なものであるとすれば、本来これは日本における加工原料の需要を発展途上国に対して開放することに主たる目的があることが分る。だがしかし、この補助金はあくまで日本の国内業者と与えられているのであるから、形式的観点からこれをみるならば、これはG A T T の目標とする自由にして人為的介入を伴わず貿易と言う観点からすると問題を生ずるかも知れない。そこで、かかる補助金と自由貿易との関連を考えてみる必要があるだろう。

さきにも述べたように、この補助金は、加工原料の価格差補給の分については殆ど全額が発展途上国にトランスファーされるものである。すなわち、貿易の流れの中に入っているものであり、代金として支払われるのであって、資本トランスファーのように調整項目として考えられるべきものでないところに基本的特徴があると言える。だから、これは国内業者に補助金を与えると言う点で一見保護貿易

期計画の大きな課題であることは明らかである。そこで一次部門の原料加工からさらに広範囲の工業生産へと徐々に経済活動を拡大させて行くことが要請される。

その際に、日本を始めとする先進国における積極的な産業構造の高度化はこれら発展途上国を、自由に賦与された資源に加工することにより、始発的動因を与える意味をもっている。しかる後に発展途上各国が具体的に何を、何処で、何時生産するか(今これを三つのWの原理〈what, where, when〉とよぼう)を決定するにあたっては、比較優位の法則を基礎としなくてはならないであろう。赤松教授のすぐれた理論である雁行形態論は今後の世界経済において日本ならびに先進国と発展途上国間の、さらに発展途上国間の分業秩序を考える上で実際の見地から言っても重要な意味をもつものと考えられる。

V 資源問題を包含する新しい経済協力理念確立への試み

今迄述べて来たところで明らかなように、日本および先進国が永続的に効果的な発展途上国に対する援助政策を展開しようする法は販路を保証しない資本トランスファーによるよりもむしろ需要を与えながら産業構造の調整策を積極的に展開することにより発展途上国がまず原料加工産業を確立し貿易を発展する道を開くことにある。こうした見地から地域間の産業構造の補完的関係を創出し、そこから、先・後進国間の水平分業の確立を究極目標として貿易の発展を図って行くところに真の地域間協力の可能性が開けて来ると考えられる。

こうした積極的な産業構造の調整をすすめるために、補助金政策の積極的意義を見出すことができるのである。積極的なウィジョンを伴わぬ、歴史的ステータス・クオにもとづく自由放任は先進国・発展途上国間の格差を拡大しこそすれ、協調的発展を生みだすことができないであろう。また、現存の生産パターンを固定化したカルテル的ビヘービアーで単純に交易条件の改善を図ろうとすることは、対抗措置を必然化し、多分にオートルキー的対策を誘発する結果、世界貿易の縮小均衡を導きかねない。

こうした認識が正しいとすれば、従来の援助ないし経済協力の概念自体にあらためて検討を加えてみる必要を生ずるだろう。先進国の生産構造を固定化したままに資本のトランスファーを行うことが援助であるという従来の観念が存続する限り、今迄述べて来たダイナミックな産業構造の補完関係は、世界貿易の既得権益をめぐる激しく苦痛の多い闘争を通じてしかできないであろう。現在の経済援助はそもそも何故にそれが行われなくてはならぬかと言う明確なヴィジョンと合理的な根拠を欠いている。真の経済援助とは、先進国が、発展途上国の輸出を永続的にのばしうるような補完的産業構造を自国経済の内につくる努力をどれだけ行ったかと言う点から評価されるべきものである。むしろ、GNPの一パーセントの拠出目標を立てて援助努力を喚起することとそれ自体に何ら論議すべき理由はない。だが問題はそれらの援助の結果、発展途上国の生産が増大した時、その商品のための市場を如何に見出すかという点である。多くの発展途上国が加工過程の初歩段階を逐次自国の製造業部門に

加えて行く時、次に起って来る問題はその製品のための市場を如何にして確保するかという問題である。開発途上国相互間で与えうる市場には限界があるから、アジアの先進工業国たる日本が大幅に輸入を増大することが開発途上国にとって最も効果的な市場拡大を意味することになる。日本の農業保護の撤廃ということも必要だがその量的な意義は限られている。問題の中心は製造業品におかれなくてはならない。日本が需要を大きく発展途上国に開放し、資源の第一次加工品を長期にわたって保証しうるならば、これは開発途上国が五ヶ年計画を策定する上で大きな安定要因となりうるのであって、資源立脚型の積極的な工業化計画を組むことが可能となる。日本の立場から言えば、長期的に加工原料を確保することが可能となる。もしも将来の日本の産業構造の高度化がさらに輸出競争力を増大し、出超傾向を生むなら、一種の加工原料先物一括購入制度を弾力的に導入することによって、外貨準備の過剰による円為替切り上げ圧力を減殺することも可能になる。そしてこの体制は基本的に世界貿易の自由化とも両立する筈と考えられる。

こうした日本経済の積極的な産業調整政策は、直接的には発展途上国の加工原料を一層有利な条件で引き取るという意味において、また間接的には労働集約的な広範囲の製造業品に対して広大な市場を提供するという意味において、発展途上国にとって真に有益な援助を意味することになる。こうした産業調整による貿易の拡大による発展途上国への貢献を広義の *brant element* として評価することから、資本トランスファーのみを援助と考える旧い援助概念を修正することによって、南北間の格差是正という時代的要請に対する効

果的な協力体制を整えることが急務であると考えるのである。

質問一 (神戸大学 村上 敦)

中内教授は発展途上国の立場からその工業発展を検討する場合にも必要なのは市場であり、したがってわが国がこれに協力するためには積極的な産業調整を通じわが国の市場を発展途上国に開放していくことが最も効果的であるというかねてからの主張を資源問題に適用され、発展途上国から資源に加工を加えた加工原料の輸入を促進するために割高につくこれら加工原料を使用するわが国の産業に補助金を与えよという一つの重要な政策提言を展開された。これまで発展途上国の工業発展に対し教授と関心を等しくし、多くの点で直接教えを受けてきたわたくしは、基本的にいって、教授の展開された論旨に賛成である。しかしながら、今後の研究のために討論を通じ共通の理解に到達しておくことが必要であると思われるいくつかの論点が存在するので、論点を明確化する意味を含めながら以下若干の疑問を提出してみたい。これらは、(一)、教授が議論の中心に据えられた補助金を梃子とする産業調整の理論に内在する諸問題、(二)、こうした理論といわゆる石油危機以後の現実の動きとの間の対応に関する諸問題、(三)、教授の問題提起の背後になお残されていると思われる諸問題に大別することができる。

まず第一の論点についてはつぎの三点が問題であろう。(一)、発展途上国から加工原料を輸入する際の障害となるものに加工原料のコスト高に加えいわゆる関税構造の 에스カラーションに基づく実効保護率の問題がある。補助金を用いて輸入を促進するとい

以前の段階において、まず、わが国の関税構造にメスを加えることが必要ではないか。(二)、中内教授は加工原料使用産業に対する補助金供与を正当化する論証の過程においてヘーゲンタイプ of 厚生分析手法を用いられた。しかしながら、これは周知の如く、国内にあらじめ産業間要素価格差が存在することを前提とする *distortion* 問題にかかわる理論であるから、教授の主張に *relevant* ではないように思われる。より適切な正当づけのためには発展途上国の幼稚産業保護(わたくし流に言えば幼稚輸出工業の育成)の視点をもち出すべきではないか。(三)、われわれは「産業調整」という言葉を頻繁に使用するけれども、それで意味する内容は必ずしも明らかではない。いま、関税その他諸々の貿易障壁によってゆがめられている現実の産業構造から出発するとすると、貿易障壁を撤廃し文字通りの自由貿易下に想定される産業構造を実現していく過程が一定の速度を超えて行なわれる場合、それを「産業調整」といえるのか、それとも自由貿易下に想定される産業構造は当然のこととし、これを逆に発展途上国からの輸入に有利なようにゆがめていくことが「産業調整」であるのか。そこで中内教授が念頭に描いておられる「産業調整」概念についておききしたい。教授の場合前述の如く貿易障壁の撤廃は問題とされておらず、いきなり補助金の供与が論じられており、しかもわが国の加工原料に対する需要増分を発展途上国にふり向けることを超えて調整資金を活用しながらわが国原料加工産業自体の縮小ないし撤退を促進する方向が指示されている。ここで「産業調整」を云々する基準は何であり、調整のゆきつく先は何処にあるのである

う。また、調整がわが国産業の縮小、撤退を意味する場合、これを実現するメカニズムは何であるのか。調整資金を用い先ず産業の縮小を推し進めようとするのか、それとも発展途上国のコストを逆に有利(割安)にするだけの補助金を与えこれによって縮小を余儀なくさせるのか。こうした諸点について教授の御意見がいただければ幸である。

第二に、発展途上国の工業発展にとって市場が重要な意味をもち、わが国にとって産業調整が必要であるという考え方は、中内教授が既にその主張者の一人であったように、決して目新しい観点ではない。報告にみられた教授の貢献は年来の主張を「資源問題」に結びつけ、発展途上国から加工原料を輸入する手段として補助金政策を大胆に提唱されたところにある。しかしながら今日「資源問題」としてわれわれが理解しているものは単に発展途上国のもつ原料資源を発展途上国の工業発展というコンテキストのなかで如何に開発し利用するかという問題にとどまらず、石油危機に象徴されているような一連の一次産品価格の高騰という新しい国際経済環境のなかでわれわれが如何に相互の発展の道を見出ししていくかの問題でもある。いまわれわれが後者の観点に立つとすれば、中内教授の主張される政策論が新しい国際経済環境のもとで如何なる変容を蒙らなければならないかが問われる必要がある。いうまでもなく、石油を始めとする一次産品価格の高騰はその限りにおいて資源を保有する発展途上国の交易条件の改善とこれを通ずる発展途上国への外貨準備のトランスファーを意味するのであるから、これはそこでの工業発展にとって有利な一つ

しかしながら、ことが具体的な補助金供与に関係しているだけに必要とされる補助金のおおよその大きさについてデータが与えられぬ限り、われわれはこの論理を実行可能性にまでつきつめた形で説得的に展開することが許されない。わが国が輸入している原料の一つ一つについてわが国で加工する場合と発展途上国で加工して輸入する場合とのコスト差を関税や輸送費まで考慮に入れた形で推定すること、さらに産業調整の程度に応じる加工原料の輸入需要推計を通じて必要とされる補助金や調整資金を算定することが是非とも必要である。もとよりこうした作業は個人の手におえることではないから、これは教授によって示唆されたわれわれの共通の課題であるとして理解しておきたい。第二に、教授は発展途上国の工業発展に対し資本援助に加え市場供与の重要性を繰返し指摘され、技術移転の可能性にも言及されている。資本、技術、市場はまさに発展にとって不可欠の条件であろう。しかしながら、わたくしは最近こうした条件が与えられただけで果して発展途上国が能率的な工業化の道を歩みえるか否かについて極めて懐疑的になっている。これらはいづれもいづれも発展のための客体的条件であって、決して主体的条件ではない。発展の主体的条件は発展に対する強い志向と実行力をもち熟練と経験を学習した人的資源の存在と、これを動員するのに有効な制度的、社会的枠組みである。そして多くの発展途上国はこうした主体的条件を欠いているように思われる。そうであるとするれば、中内教授が重視された市場の供与だけでは発展途上国工業発展にとってなお不十分なのではないだろうか。しかしながら、こうした問題は明らかに教授の

の条件が用意されたことに他ならない。もっとも市場開放を伴わない資本トランスファーが重大な限界をもっていることは教授の指摘される通りであろう。しかしながら、ここで問題としている資源問題はこうした外貨準備や資本のトランスファー問題を越えて教授の展開された主要な論旨そのものに対し諸々のインパクトを与えているものと思われる。たとえば、(一)、石油価格の高騰は輸送費を引上げるが、これは嵩高な原料の輸入に不利な影響を及ぼし、発展途上国が原料を加工しこれを輸出する傾向を促進する筈である。(二)、しかしながら、反面、資源問題の緊迫化がわが国の成長を制約する限りにおいてわが国の産業調整は困難の度を加え、発展途上国から加工原料を輸入しうる余地を小さくするであろう。いうまでもないが、わが国が市場開放を通じ発展途上国の工業発展に貢献しうる程度はわが国がダイナミックに産業構造を転換していくその能力に依存しており、この能力は能力でわが国が世界(とくに先進国)のなかで優れた特化領域を見出しにくい可能性に依存している。したがって、資源問題がこの可能性に不利に作用するとすれば、これは教授の産業調整論に対しおそれなく決定的な影響を及ぼす新たな要因であるといわなければならない。中内教授はこうした石油危機以後の現実の動きを自らの政策論との関係においてどう評価されているのであろうか。

最後に、教授の優れた問題提起の背後になお残されていると思われる二つの問題点を指摘しておこう。その第一は教授の論理がこの種の問題に関する実証研究の必要性を強く示唆しているという事実である。教授の論理はそれ自体として十分説得的である。

提起された領域の外にあり、教授の展開された論点とかみ合っていない。したがって、ここではこれをわたくし自身が背負っている課題として指摘するにとどめておくことが適当であろう。

以上が中内教授に対するコメントである。教授の真意をあるいは曲解している個所があるのではないかとおそれながら、さらに教授のお教えを受けたいと願っている。

答 上述された神戸大学、村上敦教授のコメントに、順を追ってお答えを試みよう。

第一の、関税構造にメスを加える必要については、この御指摘は、本報告には当然に含まれていなければならず、補助金はマイナスの関税として理解されねばならない。勿論、実際にこの補助金の効果が実質的な所得トランスファーとして及ぶかどうかは結局関税と差し引きして考えられなければならない問題であり、本論の趣旨から言って、この差し引き額が負になる状態は意味をなさない。

第二の点、つまり本報告の理論的基礎としてヘーゲン流の比較静態分析が考えられていることは御指摘の通りである。だがそれは、要素価格における格差が製品価格に反映したものを考えている。ただし自由貿易と保護政策による封鎖体系下の自給補助金プラス自由貿易という、三段階の局面にそって厚生が高まるとヘーゲンが考えたのに対し、その後部の二段階を考え、かつ、補助金により、貿易の逆転(もしくは自国生産から、輸入への転換)を可能にし、国際貿易を拡大しうるものと考ええる。この問題に関して、村上教授の主張される如く、教授の幼稚輸出品育成というすぐれた学説を適用しうることは勿論であるが、この報告の目的は、補助金の供与に

よる相対価格の有利化を利用して、(所得トランスファーによる) 国際貿易による実質所得水準の向上をはかりうることを示すことにある。ここでは、発展途上国に一人トランスファーされた資金を、さらに当地の政府が保護政策目的に支出するという方法でなく、輸入国の加工業者がより高い輸入価格で購入するという、間接的に貿易を通ずる方法によって、発展途上国の厚生を増大を導くという点に重点がおかれている。

第三の点については、村上教授の指摘される如く、ここでの補助金政策はあきらかに、自由貿易から一種の保護政策への転換の意味を含んでいる。だが、かかる一見保護主義的(発展途上国にとって)な貿易政策を意味する補助金政策の適用はあくまで一時的であり、究極的な目標は、それを適用することにより、動態的な過程において比較優位にもとずくより一層自由な貿易秩序を創出しようとするものである。その結果、日本国内においては資本・技術集約的な産業は拡大し、労働集約的部門は積極的に縮小し、全体として、より一層の産業高度化が実現される。ここで言う産業調整とは、かかる意味あいにおいて先進国の産業構造をより一層高度化しつつ比較優位にもとずく国際間の貿易秩序を創出し、長期的に自由化の促進を実現して行く政策を意味する。

さらに、調整がわの産業の縮小を実現するメカニズムについては、基本的には発展途上国が規模の経済性を確立して潜在的な比較優位を顕在化せしめ、自由市場機構の下においても、発展途上国の資源加工産業をして日本のその生産性を凌駕せしめることである。つまり、早晚比較優位を確立しうる発展途上国の資源加工産業を一步

前進せしめ、かかる促進効果を実現せしめることにより、国際貿易の拡大均衡をはかることが目的である。このような趣旨から言っても、かかる補助金政策にもとずく所得トランスファーは、無期限に与えられるのでなく、やがて発展途上国の資源加工産業が自立することによって消滅する、転換期の資金という性格のものである。

さて、石油資源価格高騰後は補助金により発展途上国援助をする必要はなくなったのではないかと言う村上教授の御意見に関してであるが、これは、発展途上国が石油収入を資源加工産業の生産性向上に有効に使用し、国際市場において競争力を獲得した時に自然に消滅すべきものである。勿論、発展途上国が本来支払うべき初期の工業化の努力を怠り、比較優位にもとずく貿易秩序構造に自国の産業を組み入れようとする努力を怠るなら、わが国がそれらの国のために補助金を永続せしめる必要はない。わが国の補助金は、それがわが国の加工業者に与えられるものであっても、目的は発展途上国の工業化を促進し貿易の拡大をはかることにあるのだから、貿易の拡大が実現して行くにつれて徐々に削減し、それがなくても自律的な貿易が行われて行く状態が早く出来上ることこそ望ましいと考えられる。

さて、こうした理解のもとで、発展途上国が資本・技術・市場のみならず、発展への意志を含めて、村上教授のいわゆる「主体的条件」を必要とする点については強調しすぎることはない真実であると思う。日本がイニシヤティブをとって、国際経済を対話と協調による進歩・発展に導くことができれば、資源依存度の極度に高い日

本が最も必要とする、より一層緊密な国際的相互依存関係を構築することが可能となる。石油価格自体、本来の価格メカニズムが正当に働けばより早期に騰貴が始まった筈である。近年、カルテル的行動によって一挙に、騰貴したことは問題があったにしても、循環的利用のきかぬ資源価格が上昇して行くことはそれ自体異常ではない。むしろ、カルテル的行動よりも、報告中に触れた、先進国の金融政策に原因するいわゆる過剰流動性に注目して反省する方が、長期的には、対立に比してはるかに大きな利益を世界経済に約束すると考えられる。対立を止揚して、協調を基調とする話し合いのテーブル

につくことに努力を払うべきである。そのコストが現在高く思えても、それは対立の惹起する絶望的なカタストロフに対比すれば問題にならない。そればかりでなく、グローバルな経済発展の中に国益の増大を期待することができる。補助金政策のコストも、この長期的利益に対比するべき要因と考えられる。

質問二 (経団連 影山 信 一)

資源加工産業に補助金を与えて輸入促進することに賛成しかねる。

(理由)

- (1) 高福祉社会は高負担を伴うので財源を見い出すことが困難である。補助金額の推定値如何
- (2) 環境改善対策など補助金の必要な分野が拡大している
- (3) 補助金支給による輸入促進は実質上の高コスト、低生産性をいみする。

日本の高成長の一つの要因は基礎資材の低コスト、中小企業の

低賃金を利用した部品の生産の低コスト、これらを通じた加工産業の市場拡大にある。賃金の上昇傾向が強まり、その他すべての面でコストの上昇傾向にあるとき、基礎資材の輸入コストの上昇は加工産業のコストを高め市場拡大を不可能にする。

(4) 今後の経済運営は、市場メカニズムの長所、すなわち競争原理を生かして成長を継続させることにある。補助金はできるだけ縮小することが望ましい。

——なお、基礎資材への補助金支給による輸入増の効果を実証的に分析して頂きたい——。

答 他の部門に補助金を必要とするものが多く、さらに、補助金支給による輸入促進がコスト高を招くという同氏の御意見はそれ自体全く正しいと思う。さらに、市場メカニズムの競争原理を生かして成長を継続させるべきだと言う点にも全く賛成である。

問題は、第一の問題については補助金支出対象のプライオリティの問題であり、さらに第二のコスト高および競争原理の問題に関しては、長期的に考えると、上述の村上教授の討論に対する答えにもふれたように、むしろ現在補助金を支出することにより、長期的な資源確保につらなり、また将来はばらばらな形になりやすい加工品を初期において日本市場の需要に適合したものにすることが出来る。さらに、一種の国際的な幼稚産業保護効果が期待できる結果、長期的観点からすれば、自由貿易の放任に比べて一層高い実質国民所得水準の実現を期待することができる。規模の経済性が実現すれば、補助金の支出を停止しても貿易の拡大を期待できるところがポイントでありこの補助金は将来所得の増大という効果を無視しては意味

がない。

本論の実証については、御指摘の通り筆者自身の作業は行われていない。将来の課題として残されているので、種々御教示たまわりたいものである。

貴重な御意見に衷心より感謝申し上げます次第である。

質問 三 (神奈川県大学 名島 太郎)

補助金の間接的受取人(発展途上国に立地する企業)の性格について

途上国資本になる可能性がどれだけあるか、

疑問点① 技術面で、現地資本で可能か、(例 鉱石の事前処理)

② 日本産業界による需要の保障は、反面日本依存のリスクでもある。

従って、事実上、日本資本(それも加工資源の輸入産業(企業)と同一になる可能性あり)との合併、または一〇〇%出資になる公算が大

この場合補助金は出資率にしたがって日本資本の手に入るのではないか、そうすると途上国援助の主旨が薄れることにならないか(現地は日本資本に課税できる可能性は強まるが)

答 貴重な御意見を感謝しつつ以下お答えをこころみよう。

教授の指摘される如く、とくに初期においては合併事業で輸入がわの資本の比率がかなり高く、また日本の積極的な技術援助を必要とすると考えられる。だが、現地側の工業水準が漸次高まるにつれて、フェイド・アウトが可能であり、またそれはグローバルな貿易の拡大・発展のために望ましいことでもある。また、技術的条件に

より、日本側資本の比率の落せないものについては、合併のままどまることが考えられる。

教授の指摘される第二の点、つまり、日本市場の保証は反面日本依存のリスクでもあるのではないかと言う点は、加工産業の発展により、規模の生産性が実現するにつれて、市場分散の余地もできてくるであろうが、当面は総輸入の中三割程度のシェアを日本がもつことは、過去の趨勢でもあり、不自然とは言えないだろう。

第三の御指摘の点については、日本の技術に対する依存度が増大するために、やがて百パーセント日本の資本に吸収されるかどうかは、発展途上国の加工業および製造業一般の発展によると考えられる。五ヶ年計画によって適切な発展奨励策がとられ、日本側の企業のフェイド・アウトが真に可能な条件が備わるなら、原料加工部門に日系企業が全額出資する企業が圧倒的になると考えられない。

勿論御説の通り、日本の加工業にインテグレートされる状態となれば、日本の補助金が日本に還元されることになる。だが、その前に日本国内の加工業の海外進出を促進する効果も起りうる。そして、徐々に補助金を減らすと同時に、フェイド・アウト条項が厳しくなることにより段階的に日本の当該加工産業は現地からも消え、国内のより高度な技術集約産業に転換しなければならなくなるだろう。だが、かかるインテグレーションの可能性は余り大きいとは考えられない。

質問 四 (中央大学 高柳 晔)

加工業に対する補助金政策は日本と援助する開発途上国の両方の経済発展をもたらすことは確かである。有意義な政策提案とさせていただきます。

が、しかし、その開発途上国の経済は(もしもそれをきつかけとして工業化が一層進展しなければ)日本経済に完全に依存する体質になり、将来に問題を残すのではないでしょうか?

(新植民地主義、新帝國主義と批難され、将来経済的にもその国からの輸入を義務づけられるので日本の重荷になる危険性があると思いますが)

答 高柳教授の貴重な御質問にあるように、本報告における補助金政策の効果がウラム目に出て、発展途上国の加工業の発展が思わしくなく、日本の負担となり、かつ日本としては新植民地主義の非難を蒙る可能性はないわけではない。だが、それは、トランスファーを利用して活用するための開発への意志が発展途上国にないばあいであって、そのような国は他の発展途上国で資源加工輸出を行う国で鋭意発展に努める国に敗退して行く運命にあると言えるだろう。日本は唯一の国と貿易を行うのでなく、複数・不特定の発展途上国から加工資源を輸入するから、補助金の効果は間接的であり、国による差別はない。発展途上国は、同種の要素比率をもつ国と競争を行わねばならないのである。技術援助政策による差別政策に可能であっても、この補助政策は全体として二者択一が行われるべきものであり、徐々に減少することを前提としているものである。

終りに、筆者の報告にあたって座長をつとめられた名古屋大学藤井隆教授は、筆者の構想ならびに論述の発展にあたり、貴重な示唆を与えられた。もともと本報告の基礎は、文中にも引用した如く、藤井隆教授と筆者の共著になる『関税調査月報』第二六巻第一号に

収録された、大蔵省の研究助成金による研究によるものである。併記して謝意を表する所以である。

政府の役割の視点から

大塚 和彦

△通商産業省

一 本報告の性格

「政府の役割」という視点から与えられたテーマを論ずる場合、例えば資源の安定供給確保のための方策であるとか、省資源的な産業構造、企業行動を志向した施策のあり方といった、政策の内容ないしそのトータルそのものに即して考察を加えるのが、本来のやり方かとも思われる。しかし、これらの点についての通産省の考え方は、「産業構造の長期ビジョン」や、総合エネルギー調査会の答申などを通じて広く発表されており、また、「公式的なことより率直な感じを述べよ」との注文を頂いていることもあるので、本報告では、むしろ日々エネルギー関係の仕事に携わっている一行政官の身として最近感じていることを、若干述べさせて頂くこととしたい。従って、政策の内容やトータルそのものというより、「選択」の問題として見た政策のプロセスにおいて、いかなる視点とか態度をとるべきかといった事柄についての、きわめて直観的、かつ私見中心の話となることを御了承頂きたい。

二 基本認識

資源問題との関連で政府の役割を考えると、とくに一昨年

して適切だと信ずることは果敢に行う反面、行政介入すべきであると信じられない領域には、どのような誘惑があるうとも強く自制して踏み込まない——努力が必要だということである。

以下、エネルギー政策をめぐる若干の問題を国際的側面と国内的側面に分けて論ずることとするが、前者についてはとくにさきの第一の基本認識との関連において、後者についてはとくに第二の基本認識との関連において、それぞれ位置づけつつ考察を試みることにしたい。

三 エネルギー問題をめぐる国際協力の動向と日本の立場

(一) いわゆる石油危機をきっかけとして、エネルギー問題を国際的討議の対象としてとり上げ、マルティの国際協力と政策調整によって、将来の世界的エネルギー需給の適正化を図って、こうとする動きが急速に強まってきた。このうち、もっとも注目すべき最近の動きとして、①西側の主要石油消費国の協力体である国際エネルギー機関 (IEA) の設立と、その場におけるさまざまな政策調整の試み、および②これらとも密接な関係をもつ、産油国・消費国関係の動向 (いわゆる「対話」の試み) を挙げる事ができよう。

ところで、このような動きに、わが国としてどのように取り組んでいくべきかを考えるとき、我々の直面するきわめて困難なひとつの問題は、エネルギーをめぐる動きには、国際政治ないし軍事問題としての側面があまりにも大きいいため、経済問題という側面を座標の主軸に据え、経済政策の線上で解を見出そうとする我々のフレ

わゆる石油危機をきっかけとする異常事態を通じて、行政に期待されるものが増えてきたことは事実である。国内的に、石油系資源の逼迫下でのエネルギー需給の適正化や、パランスのとれた物価体系の実現において、政府の果たすべき役割が大きくクローズアップされたことに加えて、国際的にも、エネルギー調整グループ (ECG) や国際エネルギー機関 (IEA) の場におけるエネルギー政策の調整や、緊急時における石油の融通スキームの策定、産油国との「対話」の試みなどを通じて、各国の行政が正面に出てエネルギー資源の需給の安定を図ろうとする傾向がきわ立っている。

ところで、このような中で行政がその職責を果たそうとする場合に、基本的認識としてつねに念頭に置くべき事項として、とくに、次の二つを挙げる事ができるように思われる。

第一に、現在のような急激な事態の変化の下で、時間的制約を負いつつ進めている政策が、どのような歴史の意味を持つのか——いかえればその政策を通じていかなる歴史的选择をしつつあるのか——を、政治的、社会的側面を含めた広い視野から慎重に見極める努力が必要だということである。

第二に、行政が自らの職責として本当に行うべきことを行うべきでないことを十分に見極める——いかえれば、行政の出番と

ムワークでは処理しきれないと感ずる事柄にしばしば遭遇するということである。これは、歴史上も、石油という高度の戦略物資をめぐってさまざまな動きがあったことと相通するものであり、日本としても二〇〇万〜三〇〇万キロリットルという、現在の年間輸入量のわずかに一パーセント程度の石油を確保するために太平洋戦争に突入していったという痛恨の思い出がある。

(二) このような歴史との対応という意味において、きわめて注目に値するのは、第二次世界大戦の終了後、新たな世界の政治経済秩序が作られる過程において見られた、石油の世界的管理のための一連の動きである。

すなわち、一九四一年、ルーズベルトとチャーチルが、米、英のイニシアティブによる戦後世界の再建の指導理念として発表した「大西洋憲章」の一節において、「自由貿易主義」および「原材料に対するすべての国の平等なアクセス」が謳われた。この原則に基づいて、ブレトンウッズ体制が誕生し、GATTが作られたわけであるが、このブレトンウッズ協定が結ばれたのと同じ一九四四年に、米英両国間で「英米石油協定」なるものが締結されている。この協定について論ぜられることは、現在では非常に稀になっているが、その内容は、①大戦後の世界石油市場に安定的な供給体制を確立するため、すべての関係国が参加する「石油会議」を開催し、そこでの討議を経て、②原油および石油製品の生産、販売、価格、さらにその国際貿易を管理するための「国際石油協定」を結び、③英、米両国政府の任命する「国際石油委員会」がこの協定の実施に当たる、というものであった。

ところが、この協定に対しては、アメリカ上院の風当たりがすこぶる強く、修正後再調印というプロセスを経たものの、結局、アメリカ石油業界の強い反対とアンティ・トラスト法違反の疑いに会い、批准に至らず、葬り去られることとなった。そして、その後は、冷戦による東西の経済ブロック化が進行する反面、大量の中東原油が出現し、これを手にしたメジャーズによって自由経済圏諸国への石油の供給が行われるという図式により、最近に至ったわけである。

(三) さて、目を転じて現在の世界のエネルギー情勢を見ると、さきにも触れたように、アメリカのイニシアティブの下に西側主要国を糾合して、石油の国際管理を行おうとする動きが着々と進みつつある。そして、この最近の動向が、一九四〇年代の英米石油協定を軸とする歴史上の動きにあまりにも照応して見えるのである。

すなわち、今回の石油をめぐる国際的な動きの背景には、ブレトンウッズ体制を軸とする戦後三十年の世界経済秩序の崩壊に対処して新たな世界秩序を再構築しようとする摸索があるが、そのモメントとなるマニフェストは、まさしく一九四一年の旧大西洋憲章になぞらえられるキッシンジャーの「新大西洋憲章」(一九七三年四月発表)の理念である。その考え方をエネルギー問題に即していえば、アメリカがイニシアティブをとり(すなわち、今日は弱体化したイギリスは、イニシアティブの側からは脱落している)、その強力なリーダーシップの下に米、欧、日本の三者の同盟関係を軸とする新たな国際秩序を形づくり、その中に石油問題を組み込んでいく、ということになる。ところで、この新大西洋憲章の発表された一九七三年、まさにその年の秋にいわゆる「石油危機」が起こり、ヨ

ロッパと日本の経済が根底から揺るがされることになった。まさにその機をとらえて、キッシンジャーの「エネルギー行動グループ」結成の提唱があり、それとの関連において、「リジョック」の一段落した一九七四年二月に、米、欧、日の十二カ国によるいわゆるワシントン会議が開催された。そして、そこでの決定に基づいて設置された「エネルギー調整グループ(EECG)」における準備作業を経て、一九七四年九月、「国際エネルギー計画(IEEP)」が策定され、その協定の実施に当たるべきものとして、「国際エネルギー機関(IEA)」が設立された、というのが大筋の経緯である。

(四) 以上、一九四〇年代における国際石油管理の動きと、現代におけるそれを略述したわけであるが、これらの間における対応関係を見ると、まず一般的背景として、前者においては「第二次大戦による世界経済秩序の崩壊」があったのに対し、後者の場合には「ブレトンウッズ体制に支えられた戦後経済秩序の崩壊」がある。そして、秩序再建の理念として、前者においては「(旧)大西洋憲章」、後者においては「新大西洋憲章」の提唱。さらに、それらの理念における共通のテーマというべき新国際経済秩序の柱としての国際的エネルギー管理、その実現へのプロセスとして、一九四〇年代の英米石油協定では国際的「石油会議」の開催、「国際石油協定」の締結、「国際石油委員会」による協定実施の管理というスキームが考えられた。これと同様、今回の石油をめぐる一連の国際的な動きは、一九七四年二月の「ワシントン会議」とその決定に基づく「エネルギー調整グループ(EECG)」の設置、同年九月の「国際エネルギー計画(IEEP)」の策定、「国際エネルギー機関(IEA)

A)の設立による同計画実施の管理というコースをたどっている。しかも、このコースは、一貫して、アメリカの異常なまでの熱意と、その強力なリーダーシップ(しばしばその強引さで他の国の反発を受け、フランスの非加盟をもたらすひとつの要因となったほどの主導性)に支えられていたのが特色である。

(五) 以上のような対比を試みる結果、得られるひとつの国際政治学的推論は、アメリカ政府としては、かつて大西洋憲章と英米石油協定を通じて構築しようとした、国際石油管理をひとつの軸とする自由経済圏の秩序づくりを、三十年後の現在、その単独のリーダーシップの下に現実化しようとして試みている、ということであろう(しかも、対比の上では、皮肉なことに、英米石油協定の場合と同じく、今回もアメリカ議院がこのような米政府の石油戦略に理解を示さず、フォード政権がきわめて苦しい立場に立たされているわけである。)

しかし、ここできわめて重要なことは、現在の国際政治の場が、果たして一九四〇年代と同様であるのか、そして、現象面ではとて類似しているとしても、現在生じている問題の本質が果たして一九四〇年代のそれと同様であるのかを十分見極めることである。もしそれらが異なっているならば、その相違の上で問題への対処のスキームも考察されなければならないということであろう。この点、少くとも現代の国際情勢の中で、「南の諸国」の主張と力を過小評価することはきわめて危険であろうし、一昨年のいわゆる石油危機の本質もこのような世界史の転換の一過程として考えるべきだとするならば、さきに述べたようなアメリカの構想に基づく国際

的石油管理の方法(その具体的内容については、次に述べる。)が果たしてワーカブルなものであるか、気になるところである。さらに現代の国際政治経済上の力関係が、西側先進諸国間において、またそれら諸国と共産圏諸国との間においてきわめて流動化、多様化していることを考えると、なおさら危惧の念を抱かざるをえない。(なお、本年十月に行われると噂されるOPECの原油値上げは、経済的には極端な供給過剰の下にあるところから、今後の石油情勢を占うひとつの試金石になるものと考えられるが、私見では、ある程度の値上げが行われるように思われてならない。)

(六) とところで、このようにして現在進められている国際エネルギー計画であるが、その考え方は、経済理論上はかなりスッキリしたものといえよう。すなわち、まず①需要面では、IEA加盟国(フランスを除く、西側主要石油消費国のすべて)の間で目標を定めて、石油の消費節約を行う。次に、②供給面では、これら諸国の共同の開発コンソーシアム等を通じて、IEA域内のエネルギー資源開発を進め、OPEC諸国への石油の依存度を減らす。こうした需給両面での対策により、マーケット・メカニズムを通じてOPEC諸国のバーゲニング・ポジションを弱め、石油価格の上昇の抑制ないしは引き下げを図る。そして最後に、③OPECないしOAP E C諸国が経済外の理由で供給削減を行う場合に備えて、IEA諸国における石油備蓄の増強と、相互間の緊急融通を行う制度を確立する、というものである。

(七) さて、以上すべてを踏まえて、わが国の立場から見たとき、このような国際的な動きないしスキームをどう評価すべきかという

問題がある。この点について、少くとも云えることは、まず、①すでに詳しく述べたように、昨今の一連の動きがアメリカの主導権に基づき一大世界戦略の中に緊密に組み込まれていることを認識し、その有効性を、現代という歴史の一時期中に据えてよく見極めるということである。そして、その場合、戦後の一時期中と決定的に違うのは、自らの理論を確立し、国連を舞台として着々と発言力を強めてきた発展途上諸国の存在、なかならず資源主権の主張で武装し、今や一次産品産出国すべてを代弁しようとしている産油国の姿を直視する必要があることである。日本の場合、とくにこれらの経済的問題のもつ高度の政治的 성격に十分注意する必要があるように思われる。②次に、より経済的な側面に重点を置きつつ、個々の計画内容の損得を冷静に判断することである。一例を挙げれば、IEA内の石油産出国が提唱している、いわゆるフロア・プライスの考え方がある。これは、IEA域内での資源開発を通ずる供給増加が世界全体のエネルギー需給を緩和し、OPECに値下げを迫るという効果を持つ反面、IEA域内の開発はコスト的に割高であるため、もしOPEC原油がダンピング的に値下げされたりしたら大打撃をこうむるおそれがあるという、いわばジレンマを解決するため、輸入原油について最低購入価格を設定しようとするものである。石油の値下げをもたらすために石油の支持価格をつくるという逆説的な苦肉の策であるが、その陰には、アメリカの国内の石油開発が割高につくため、もともと輸入原油に課徴金を課す必要があったという事情や、近々OPEC入りするかもしれないと噂されるイギリスの思惑などがからみ、各国間の利害関係は非常に複雑である。現在、

IEAの場で激論が続けられており、いずれは妥協的な、余り積極的な意味を持たない価格レベルが設定されることとなるように思われるが、中東からの石油への依存度が高い日本の場合、とくに苦しい選択を迫られる可能性のある問題として注目される。

四 エネルギー問題に関連した 国内政策上の諸問題

(一) 目を転じて、国内政策の面を見る場合、とくに一昨年の石油危機を契機に、資源の制約下でのわが国の経済運営はいかにあるべきか、そしてその中で産業政策の果たすべき役割は何か、といった問題提起が行われ、通産省の論者を交えたかなり華々しい議論が繰り広げられたことが記憶に新しい。これらの論議をきわめて端的に要約してみると、通産省側の主張は、「従来の高度成長下の経済運営は、市場経済機構の働きに極力委ねて、政府はその自律的拡大に伴う摩擦等をウォッチするというのが最善の策であったが、資源をはじめとするさまざまな制約が非常に厳しくなった現在では、政府はもっと積極的にあるべき産業の姿(産業構造)を示し、それに向かつて計画的に誘導していくべきだ」ということになる。他方、これに反論する側の主張は、「あるべき産業の姿というものは、もしある前提を置けばこのようになる」といった予測の問題として示すのであればともかく、それを目的として示すことには問題がある。選択はあくまでマーケット・メカニズムに委ねるべきであり、政府がいちぬ介入をすべきではない」ということであろうかと思う。

エネルギー節約や資源再利用の研究やキャンペーンと同様に、例えば省資源エネルギー的な要素を織り込んだ産業構造、ないしそれに伴うマクロバランスといったものを示すことは、その判断の根拠が明白に示されている限り、きわめて有益と思われる。この意味で、昨年からの通産省が産業構造審議会にお願ひして、一年ごとのローリング・プラン方式による「産業構造の長期ビジョン」を作成することとしたのは有意義であり、御賛同も頂けるものと思う。そして、②議論が分れてくるのは、むしろその先にある、望ましい産業構造の選択と、いかなる行政上のツールにより目指す産業構造に向けて誘導していくか、という問題であると考えられる。この点、一部の論者は、きわめて単純な形で補助金行政の弊害といったことを説くようであるが、私見では、従来のような産業政策上のツールは、現在では相当変質せざるをえないのではないかと思う。すなわち、まず④予算からの補助金ないし財政投融资は、中小企業性業種の場合を除いては直接的な誘導手段としての意味が相当希薄になってきているし、財源的にも経済成長の鈍化に伴う歳入の伸び悩みの中で福祉対策にふり向けられる部分が加速度的に増大していくと思われるところから、限界がある。つぎに、⑤産業構造審議会産業資金部会の場合、安定成長下における企業の投資行動を予測する場合、あまり強い誘導手段にはなりえないように思う。さらに、⑥税制上の特別措置の活用も、安定成長下での税収確保の困難性を背景に、今後一層産業優遇的税制への風当たりが強まってくると予測されることから、あまり多くを期待することはできないと見るべきであろう。

こうして見てみると、あとの行政上のツールといえば、後述するような法律に基づく直接的な誘導と規制(例えば、いわゆる業法)によるのでなければ、さし当りは、説得の積み重ねによる市場経済への消極的介入を図ること以外にないように思われる。つまり、なるべく広範囲の経済主体に対して、何らかの形で、条理を尽くして説得するメカニズムを作っていく、ということであって、こういった方法による誘導政策は、現実にはそれほど論者の間での意見の相違の種となるものではないように思われる。しかし、いずれにせよ、きわめて激しい与件の変化と、マクロの調整を必要とする制約の強まりの中で(エネルギーをはじめとする輸入資源については、現実にもすでに国際的調整の結果を国内経済上にはね返さなければならぬ状況に至っている)、市場経済に対する計画性の導入をいかなる手段により確保するかということが世界的な関心事となっており、わが国の産業政策上の取り組み方にも注目が集まっているように思う。市場経済の潜在力を損わず、かついわゆる「無駄の制度化」に陥ることのない行政ツールの開発が求められるゆえんである。

(三) 以上のことと並んで、経済活動の与件の変化が激しければ激しいほど、マーケット・メカニズムが適切に働くようなルールづくりを進めることが不可欠であるという点に留意する必要がある。すなわち、そのようなルールに従うことにより、個々の経済主体が安心してその経済活動に従事することができる(企業についていえば、安心して利潤追求を行うことができる)ようにすることである。このような方向への動きは、近年急速に加速されてきているように

思われる。例えば、①商法の改正を通ずる監査制度の強化によって、外部の人材をも活用した形で強力な内部監査システムが形づくられようとしていること、②独禁法の強化によって自由な企業活動に許容される限界がより明白にならうとしていること、そして③公害規制や消費者保護のための品質表示、安全性表示等の強化が進められてきていることなどを挙げることでしよう。

このようなマーケット・メカニズムのワーカビリティを高めるためのルールづくりは、さきにも触れたような計画的市場経済方式におけるメイン・ファクターとして位置づけられるべきものと考ええる。

(四) 最後に、法律に基づく誘導や規制について、若干私見を述べればそれらの立法の背景となった経済情勢や社会的要請に重大な変化が生じてきていないか、さらにそのような変化の結果、それらの法律の運用に本来期待されていた政策効果が発揮されていないか、別々の効果が生じたりしていないか、といった視点から、たえず法運用の実態をチェックすることが必要と考える。

例えば、石油業法についていえば、戦後、きわめて脆弱な体質（アップストリーム部門を持たないため、原油供給者に振りまわされるうえ、利潤の幅も薄いという弱み）を持つ産業として発展し、産業組織論的にも特異な地位を占める（重油、ナフサについては高度寡占状態にある顧客を、また灯油などについては無数の顧客を持ち、自らは競争的寡占の状態にある。しかも、各製品の間には、一定の得率を通ずる必然的な関係がある。）わが国の石油産業に、国民経済上の基礎物質たる石油製品の安定供給の責任を果たさせる上において、石油業法による秩序づけがそれなりの意味を持つてきた

ということである。すなわち、危機に対して経済の持つ弱点を洗い出し、それらを補強する——いわば経済の柔構造化を図ることにより、緊急時においても統制といった手段に訴えずにすむようにするための研究を行っている。これ自体、行政介入すべきでない領域を最小限にとどめるためのひとつの努力であると御理解頂ければ幸である。

ことは否定できない。しかし、設備新增設の許可や原油輸入権の付与による既得権の擁護が石油企業の体質の改善をむしろ阻害し、さきの石油危機のような環境の激変への対応力の培養を怠ってきた面がなかったか、疑問のあるところであろう。もっとも、このような石油政策上の悩みは、いわゆるメジャーを持たないドイツ、イタリア等の諸国に共通した性格のものともいえよう。とくに最近注目されるのは、ドイツが伝統的なマルクトヴィルトンシャフト・ポリティークを修正して、フェーバ（四〇％政府出資）によるゲルゼンベルク統合の推進に踏み切り、政府主導による強引な株式買収作戦を展開したことである。わが国においても、近い将来、政府がより正面に出た形の業界再編成が進められることになる可能性もあろう。

法律による規制をめぐってもうひとつ問題となるのは、緊急時におけるいわゆる統制立法的なケースである。例えば、一昨年の石油危機をきっかけとする、いわゆる石油二法（石油需給適正化法および国民生活安定緊急措置法）の制定である。これらの法律は、石油製品および一定の生活関連物資について、その需給と価格形成に介入するものであるが、このような介入は、いうまでもなく、統制目的の完結のためさらに別の統制を呼ぶという悪循環をもたらす可能性があり、国民にとってはもちろん、行政府にとってもきわめて危険な性格を持つものということができる。したがって、緊急時に対処するための、いわば緊急避難としてのみ許容すべき性格の施策というべきであろう。

現在、通産省では、五十一年度新政策の立案作業を進めているが、その際の最重要目標のひとつは、日本経済のセキュリティの確保と

共通論題報告及び討論の座長による総括

藤井 隆

(名古屋大学)

三人の論者の各注目点としては

向坂氏の意見では、(1)現在は世界の秩序の転換の時期にあり、OPEC、OECDの間のバランスの上で、新価格体系が成立するだらう。(2)世界的強制貯蓄としてのオイルマネーの使い方が問題である。(3)日本の方向として非資源発展途上国への援助と、国際的解放工業について考える必要がある。

中内氏の意見では、(1)資源問題はあくまで相対価格問題として市場機構の中で考えよ、インフレを輸出しないことが最大の援助である。(2)日本が行いうる援助は、需要供与にある。高価格による購入という国際的補助金制度を考えよ、(3)今後は力関係による国際援助から、各国共同の発展策をブランドエレメントとしての国際協力へ移行すべきである。

大塚氏の意見では、(1)資源問題に対する国際政策機構の史的展開が述べられ、(2)フロアブライスによる安定の指摘。(3)政策的には、国内政策は期待薄で対外政策が重要となり、価格機構のみならず、国際化の中の安全性が産業政策の基準になる。

といった諸点であらう。
討議もふくめて会場全体として次のような「共通の理解」が生れたことを高く評価する。

(1) 資源問題について、自由競争的な市場メカニズムを、たとへ一時的に問題があるとしても適切な手段により支えていくことができるということ。

(2) 先進国後進国というのではなく、すべての国が相互補完的な国際関係を設立していくという中に今後の日本の進路を定めるべきであるということ。

(3) これからの産業構造をきめるためには、一国の政策というよりは、もっと広い視野での国際的な政策のあり方が摸索されるべきであること。

この上になつて今後の課題として、

(1) 世界的有効需要や供給力のトランスファー、世界的強制貯蓄の利用、世界的物的貨幣的需給調整に対する解決法の研究。

(2) 先進国後進国、資源国非資源国といった諸国間の勢力関係の逆転現象や、ナン・ナリズム、自主・独立路線といった動向の中で、共同の利害目標となるブランドエレメントをつくりだすための政策機構の研究。

このような世界的な秩序再編成の具体的方向についての討論で意見がわかれたのは、

(1) 国際的産業再配置についての時期のずれ、つまり、鉄鋼業な

どは残るだらうし、時期によって相違が生ずる(向坂)、海外生産に切りかえることで日本が高度化して世界貿易の拡大均衡へ早く到達する方が日本にとってよりよいのではないか(中内)。

(2) 国内の産業政策について、積極策(中内)ルールづくり(大塚)。

などであったが、大きな話題は日本の将来の方向、および過渡的にはどうやっていくかということであった。

座長としてこれを整理するとすれば、

(1) 貨幣的トランスファーの問題について

オイルマネーの処理、行方、産油国と非産油途上国の格差、高い石油を購入しながら一方で援助増大という先進国の負担などについて、国際的開発債券を発行してオイルマネーを吸収、これを新経済秩序樹立に用いることはできないか、国際的新価格体系を子孫への大きな負担なしにできないかという提言。

(2) 物的(生産力)トランスファーについて

国際的開放工業区、国際的大規模中継加工基地、世界的共同工場を、資源国の資源、先進国の技術と市場、オイルマネーなどで設立し、資源加工をする、産業構造調整補助金制度、資源価格安定基金制度などの補完的提案の上にこれを実現すべきではないかという提言。

(3) 国際協力に関して、

強いものが弱いものを援助するとか、先進後進という意識によるのではなく、各国が個々の特色をもちながら参加したプロジェクトがいろいろ提案される時代になったという認識の上に、国際協力の

新しいドクトリンをたてようという提言。

が議論の背後にふくまれていたと思う。

ECの基礎になった炭鉄共同体ができて三〇年になるが、アジア的、あるいは世界的環境では、このような構想にはもっと時間を要しよう。世界経済における分極化と一方での協力のあり方の摸索ということは、かつて赤松教授の意見でもあった同質化異質化の波の中でこれからも大きな議論を呼ぶであろうが、そのような議論を通じて、国際的な経済政策の在り方が問われていることは、この学会にとっても新時代の到来というべきであらう。

それまで日本経済をどう運営するかということが問題であるとか、工場建設費が高騰したいま低成長で構造改善が足らぬするとかという議論を乗り越えて、将来の新しい世界秩序の中で、資源からはじまる産業構造がどうきまっていくなかは、国際的政策体系化の中でブランドエレメントに基づいたその方向性に、日本がどのように参加していくべきかという多くの議論を通じて明らかになっていくであらう。

座長として報告者、討論者、会場の参加者の熱心なご参加に感謝するとともに、そのような状況になった時に、市場メカニズムを尊重しながら、世界の新秩序の中で日本産業が生きていく道を求めようというところで、この共通論題における理解の一致が見られたことを皆様とともに喜びたいと思う。

——以上——

独占禁止政策の課題

— 国際的視点から —

植 草 益

〈廣尾義徳大〉

はじめに

一九七〇年代に入って先進主要資本主義国はいっついで独占禁止法を改正して、独占禁止政策を強化している。まず改正動向を年次別にみると、一九七〇年にはスウェーデンが一九五三年に制定した「商取引における特定の競争制限行為規程法」を改正して、「競争制限行為規程法」(Restrictions of Competition Act)を制定し、さらにスウェーデン独特の有名なオナムズマン制度を強化する「市場裁判所法」(Market Court Act)を制定している。一九七一年にはデンマークが、一九五五年制定の「独占規制法」(Monopolies Control Act)を大幅改正している。一九七二年にはアメリカにおいて「通称「ハート法案」と呼ばれる「産業再編成法案」(Industrial Reorganization Bill)が上院に提出されている。この法案はいまだ審議中であるが、独占禁止違反の罰金の最高額を引上げるタギー法案が議会を通過し、罰金最高は会社に対して五〇万ドル(従来は五万ドル)、個人に対して一〇万ドルとなった。一九七二年には、周知の通り、イギリスと西ドイツが独占禁止法の大幅改正に踏切った。すなわち、

イギリスは従来の「制限的取引慣行法」と「独占及び合併法」を一体化して「公正取引法」(Fair Trade Act)を制定して、さまざまな条項で法を強化した。また西ドイツは一九五七年制定の「競争制限禁止法」(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)を大幅改正し、法を強化した。一九七三年から七四年にはスウェーデン、デンマークの北欧とフランスおよびオーストラリアが「所得政策」と関連させた独占的価格引上げ規制の法律を制定・強化していることにも注目する必要がある。スウェーデンが「価格規制法」(Price Control Act——一九七三年)、デンマークが「価格・利潤法」(Price and Profits Act——一九七四年)、オーストラリアが「価格正当化法」(Price Justification Act——一九七三年)を制定し、フランスが一九七一年から実施している「物価抑制計画契約制度」を強化している。一九七五年に入って、フランスは独占禁止法(フランスは独自の独占禁止法をもたず、刑法典「価格令」にその条項をもつ)の大幅改正に踏切ったと伝えられている。このような一連の動向のなかで日本が一九七五年に「独占禁止法改正案」を議会に提出していることは周知であろう(なお、本学会報告後に同法案は廃案になった)。

このような独占禁止政策強化の背景は、寡占経済機構(主要産業を支配する寡占的市場構造とその下での価格支配力)がデマンド・プル、コスト・プッシュのインフレーションを増幅する役割を演じていることが次第に明らかにされ、インフレ対策の一環として独占禁止法の強化が必要であると認識されたことにあるだろう。他方、最近の経済活動の「国際化」が各国においてさまざまなコンフリクトを発生させ、企業行動に国際的に統一した規制ルールが必要であるという認識がOECDを中心に醸成されたことも看過しえない背景である。いずれの場合でも現代寡占経済機構に基因した問題であり、それゆえに最近の独占禁止政策の強化の体系のなかには、その根底に寡占経済機構に対する規制ないし変革の思想を内包している。たとえば、アメリカでは「ハート法」や最近の独占違反事件の排除措置には、独占的・寡占的市場構造を競争的市場構造に還元するという伝統的なジェフソン流民主主義を維持する思想が明確に現われている。他方、ヨーロッパでは競争維持・促進政策の意義を高く評価しながらも、寡占的市場構造を競争的市場構造に変革するという「構造規制」にはそれほど積極的ではなく、むしろ寡占的構造によって発生した弊害を除去するために、政府自ら価格機構に介入して、価格引下げ命令、価格凍結命令、価格契約制などを導入し、マクロ経済の計画・誘導からミクロ経済への計画・介入を開始している。ここに現代独占禁止政策の二大潮流があるといえよう。

本稿は、この独占禁止政策の思潮を各国の独占禁止法の改正内容および法運用の実際のなかで具体的に考察したうえで、日本の独占禁止法改正案の特徴と問題点を解明することに目的がある。紙数の

関係で各国の独占禁止法の全体系を対象とすることはできないので、おもにカルテル対策と独占対策に焦点を絞りたい。また法運用についてはおもに排除措置に注目する。それはなによりも、排除措置こそが独占禁止法運用において最も積極的な政策行使を意味し、そのなかにこそ現代寡占経済機構の変革思想を内包しているからである。

(1) 排除措置とは、違法行為によって生じた違法状態ないし違法行為の発生する原因を除去する手段であって、その行使によって独占禁止法の実行性を直接的に確保しようとするものである。その典型なものは、カルテル行為における違法行為の差止め命令やカルテル形成の原因となっている事業者団体の解散命令、独占的市場支配力除去の場合の企業分割や特許の強制許諾契約(compulsory licensing)などである。排除措置は、「民事又は刑事責任の追及とは全く別個の性格のもので、法的実現のための行政的手段にはかならない」(1)一七三頁)とされているが、筆者はこの性格を認めながらも広義の排除措置として民事的規律としての損害賠償や刑事的制裁としての刑罰も含める。損害賠償や刑罰も独占禁止法の有効性を確保する役割を間接的にもつからである。そこで筆者は狭義の行政上の排除措置を「直接排除措置」、民事・刑事の損害賠償、刑事罰を「間接排除措置」と呼ぶことにする。

排除措置は、右のような規定によると、一國の行政・民事・刑事の法思想の特徴を端的に表現するので、先の独占禁止政策の思想を最もよく具現するといえる。しかし、排

除措置に関する研究文獻は極めて少ない(2)が参考になつた。以下において思わざる誤りがあるときには多くの方の叱正をおおきたい。

主要国の動向

(1) アメリカ

周知の通り、アメリカにおいては一八九〇年に「シャーマン法」が制定され、一九一四年に「クレイトン法」と「連邦取引委員会法」が制定され、この三つの法がアメリカ独占禁止法の主要体系をなしている。このうちカルテルと独占行為は「シャーマン法」の一条と二条で禁止されている。カルテルに対しては「当然違法」(per se illegal)の原則が確立され、理由のいかんを問わず原則禁止されている。このカルテルに対する「原則禁止主義」は、後述するヨーロッパの「弊害規制主義」と対照をなしており、アメリカの特色である。カルテルに対する当然違法の原則は、シャーマン法制定以来確立されていたわけではなく、長い経緯を経て一九四〇年のソコニー・バキウム・オイル事件の最高裁の判決で確立したものである(6)一五三頁参照)。

アメリカのカルテルに対する排除措置は行政・民事・刑事手段が総合的に併用されていることに特徴がある。まず行政としての直接排除措置は、大別して(1)違法行為の差止め・禁止命令、(2)「特定行為」命令、(3)法による継続的監督(措置の周知徹底・遵守状況の報告)の三段階に分けられよう。このうち「特定命令」は、(4)事業者間カルテルの場合には(4)情報交換禁止、(5)価格再検討命令、(6)共謀

条項は第二次大戦以前には「条理の原則」(Rule of Reason)が貫かれていた。その思想は、ある市場において際立って高い市場占有率を有することそれ自身は違法でなく、その市場支配力を行使して市場を独占化することが違法とされるものである。この思想は現在でも一貫しているが、一九四五年のアルコア事件以来、高い市場占有率の維持は市場支配力行使の結果であるとして、シャーマン法二条が適用されている。この法解釈の変化は、最近の五つの独占違反訴訟事件(IBM、コダック、ケロック、石油、およびタイヤ事件)においてさらに拡大され、部分独占ばかりでなく寡占にも適用されていることに注目できる。

独占違反に対する排除措置は、カルテルに対するそれと同様に民事・刑事・行政措置が総合的に適用されるが、なかでも特徴的なのは行政措置(直接排除措置)である。その措置を大別すると、(1)企業分割(会社分割・営業の一部譲渡・持株放出)、(2)特許公開(強制特許許諾、特許・ノーハウの無料使用、研究所の公開)、(3)様々な排他的行為(価格差別・拘束取引など)の禁止に分けられる。このうち企業分割命令は一九四〇年のノーザン・セキユリー事件から一九六六年のグリーンネル事件まで二八件もあり、さらに同意審決では第二次大戦以降だけで二五件もある(6)。

企業分割・特許公開が市場構造規制政策としていかに重要かは、「6」を参照していただくとして、このように過度の市場集中を分散させて、市場に競争を注入する、いわゆる「競争促進政策」がアメリカ独占禁止政策の基本理念であることに注目する必要がある。この思想は「ハート法案」のなかに如実に体现されている。ハー

の反復を予防する証明書の裁判所への提出、および(5)事業者団体カルテルの場合には(4)事業者団体の活動・加入の制限および規約改訂命令、(6)価格再検討命令を主要なものとしている(4)。これらの命令に違反する場合には法延侮罪ないし重罪犯に問われる。

民事訴訟では私人による損害賠償請求がクレイトン法四条で認められている。一九六一年のジュネラル・エレクトリックス、ウェンティン・ハウエスらの重電機カルテル事件では損害賠償支払額が約一、五〇〇億円から約二、〇〇〇億円であったといわれている。

この事件を契機として独占禁止法違反に対する私人訴訟(いわゆるクラス・アクション)は激増し、一九六〇年代後半には年平均六〇〇件にのぼるといふ(5)。

さらに民事罰では、シャーマン法違反の罰金最高額が一九五五年までの一違反事件に対して五千ドル、一九五五年に改正されて五万ドル、さらに一九七四年に五〇万ドル(会社に対して)に引上げられてきた。この額は刑事罰としては世界最高であるばかりでなく、アメリカでは一つの訴訟事件では通常さまざまな違反行為が重複して違法とされるので、それぞれを一件と見なして、罰金はダブル・カウントされる。しかも体刑も一九四五年から六五年までに七件ある。それゆえ、刑事罰は世界最高であるといつて過言でない。

アメリカのカルテル規制は「原則禁止主義」と広義の排除措置の総合的運用が特徴であると同時に、私人の反独占運動への参加、議会の独占調査・法改正への積極的な参加などにも特徴があるところに注目する必要がある。

さて、独占規制に目を転じると、シャーマン法二条の「独占化」

ト法案は、以下の要件のいずれかが充足する場合に独占力があるとして違法とするものである。①税引後自己資本利潤率が一定期間一五パーセントをこえていること、②一定の期間二以上の会社間の価格競争が実質的に行なわれないこと、または③上位四社の集中度が一定期間のある一年間に五〇パーセント以上であること。もしこれらの要件が合理的な特許権の行使ないし規模の経済性にもとづくものでないかぎり、企業分割をはじめとする排除措置によって産業界競争的状態の確保をめざして再編成されるというものである。この法案は当分の間議会を通過する見込みはないといわれているが、この法案に具現されている思想はまさにジェファソン流民主主義に根底をおいている。

(2) イギリス

イギリスの独占禁止法の基本法は一九四八年に制定された「独占及び制限的取引慣行法」であり、カルテル規制は一九五六年の「制限的取引慣行法」によって実施されることになった。そのカルテル規制の思想は、「弊害規制主義」にある。それはすべてのカルテルを原則禁止するのではなく、すべてのカルテルは登録が義務とされ、登録されたものは制限的取引協定登録官が制限的取引慣行裁判所によって審査され、「七つの公益要件」(7 Gateways)を基準として、認可ないし廃棄・禁止されるものである。法律の制定当初は登録されたものはほとんど認可されたが、その後次第に廃棄件数が増大し(7)一四〇頁)、最近では輸出入カルテルなどの各国で適用除外されているもの以外はほとんど認可されなくなっている。認可制は

事前審査であるから、違法カルテルを取締ることはごく稀であつて、したがつて排除措置にも目立ったものはない。しかし、カルテル廃棄件数の増大は、次第に事業者団体による情報交換カルテルを活発させたので、一九六八年の「制限的取引慣行法」の改正によって情報交換協定を禁止した。さらに一九七三年の「公正取引法」の制定とともに、認可したカルテルが「公益要件」に抵触する事態を発生する場合には、認可カルテルの廃棄を命令できるように法が改正・強化された。

イギリスにおける独占規制は、一九六五年の「独占及び合併法」とともに始まった。同法は、一企業の市場点拠率が三分の一（一九七三年の「公正取引法」では四分の一に改正）以上ある場合に「独占状態」にあると規定し、その企業の行動・成果が「七つの公益要件」に照して反公共的であると見なされた場合には企業分割、価格引下げ命令、価格監視命令が排除措置として提起できる。これまで企業分割が適用されたことはないが、一〇件の独占違反事件のうち三件（コダックのカラー・フィルム、ユニレバーとプロクター・ギャンブルの洗剤、ロッシェの精神安定剤）について価格引下げ命令が下されている。

イギリスの独占禁止政策の特徴は、以上のように「弊害規制主義」と排除措置における「価格引下げ命令」である。後者は、排除措置を通じて政府が価格形成に直接介入することを意味している。他方、イギリスにおいては刑事罰、民事訴訟のケースはなく、これもアメリカと大きな違いとなっている。

(3) 西ドイツ

の事例をみると、一九七二年のリノリウム・カルテルが約百万ドイッ・マルク、一九七四年の化繊繊維カルテルが九社に対して一千百万マルク、個人（二一名）に対して四一百万マルクの過料が確定している。

他方、「独占」規制は「市場支配的地位の濫用行為の禁止」という独特の表現で法文化されている。この条項は一九七三年の法改正まで運用されることはなかったが、この改正を通じて、法運用が容易になり、現在活発に適用されている。すなわち、市場構造において④上位一社市場占拠率が三分の一以上、⑤上位三社二分の一以上、⑥上位五社三分の二以上であり、参加が実質的に制限されており、市場において競争が実質的に存在しない場合に、市場支配的地位の濫用と見なされることになった。この法改正直後にブラウン社事件、ガソリン事件、メルク社事件、フォルクス・ワーゲン社事件などいづれも巨大企業による価格引上げ行為が告発された。これらの市場支配的地位の濫用行為に対する排除措置にはいづれも「価格引下げ命令」が準備・適用された。しかも、この価格引下げ命令において特徴的なのは、引下げ幅の基準となるのが「競争価格」であつて、それは三つの方式（①競争的輸出価格、②競争的地方価格、③過去の競争状態下の価格プラス費用上昇分）で算定されることである。この「競争価格」はアメリカの損害賠償算定やイギリスの「独占状態」排除措置でも採用されているが、その基準を明文化していることに注目する必要がある。

以上のように、西ドイツの独占禁止法改正および法運用においては「原則禁止主義」を原則としながらもヨーロッパ流の「弊害規制

オイケン、ボエームを中心とするフライブルク学派の新自由主義ないし社会的市場経済の理念を基礎として形成された競争秩序維持思想は、一九五七年の「競争制限禁止法」によって結実した。同法は、五年間にわたる長い議会での論議の過程において、当初、カルテルを「原則禁止」していたのが次第に修正されて七項目にわたるカルテル適用除外と八条の緊急カルテルにおいて「弊害規制主義」が導入されている。したがつて、西ドイツのカルテル規制は「原則禁止主義」の思想に立ちながらも部分的に「弊害規制主義」が導入されている。しかし、実際の法運用をみると、適用除外カルテル認可件数はアメリカを除く主要国中で最低である（8）（一八一頁）。

カルテル違反審査は極めて活発であつて、一九五七年から七三年までに実に中央カルテル庁が二、四六五件、地方カルテル庁が一、九四〇件を審査している。その多くは裁判所に告発されてきたが、裁判所はカルテル協定の証拠採用について厳格であるため、違法とされた件数は少なく、法的・行政的処分をうけたのは同期間中にカルテル事件以外を含めて二八八件である（9）（二一三頁）。

このようなカルテル庁と裁判所との見解の差を解消するために一九七三年の法改正によって、カルテル禁止条項は一段と強化され、

明白な協定（文書によるカルテル契約・決議）ばかりでなく文書によらない暗黙の共謀行為も規制対象とできるようにした。

西ドイツのカルテル排除措置において最も特徴的なのは、行政罰として過料（日本では課徴金といった方が理解しやすいもの）制度が設けられていることである。過料は一〇万マルク以下ないし超過利益の三倍までのいずれか大きい額となっている。これまでの過料

主義」を部分的に導入し、排除措置において行政罰（過料）という独特の方法と「価格引下げ命令」を採用しているところに特徴がある。そして、イギリスと同様に「価格引下げ命令」という政府の市場機構への直接介入が部分的に導入されているところに注目したい。

(4) フランス

フランスにおいては一九五二年に「経済的協定を監視し、生産及び取引の自由を保障する法律案」が議会で提出されて、はじめて独占禁止法が制定されようとしたが、この法律は議会を通過しなかった。そこで、翌年に「価格令」が改正されて、カルテル規制条項が導入され、さらに一九六三年に「支配的企業の濫用行為禁止」条項が導入された（10）（一八一―一八頁参照）。しかし、最近までフランスの独占禁止条項はほとんど運用されることがなく、マクロの経済計画における産業再編成政策と価格統制政策の陰にかくれて重視されてこなかった。とくに国際競争力強化を目標とする産業再編成政策は、合併による寡占化を促進し、「支配的企業の濫用行為の禁止」条項を有名無実化し、さらに価格統制政策はカルテル禁止条項を無用化していた。しかし、産業再編成政策は主要産業において著しい集中度の上昇・寡占化を実現させ、次第に寡占の弊害を発生させはじめた。また最近の価格統制政策である「物価抑制計画契約制度」の実施過程において、カルテルによる弊害が次第に顕在化し、ここ二、三年独占禁止条項の運用を強化せざるをえなくなっている。さらに一九七五年にはカルテルに課徴金を課し、合併を規制する法案が議会で提出され、通過したという。このようなフランス流の計画

経済下における統制政策と競争政策の併用という独特の政策体系に注目する必要がある。

そこですす「物価抑制計画契約」を概観することにした。フランスにおいては一九四五年制定の「価格令」によって価格の最終決定権は主務大臣に与えられており、主務大臣は状況に応じて最高価格ないし最低価格を決定し、これを凍結することができる。一九六三年のインフレの進行とともに工業製品の主要なものに最高価格を設定してインフレの抑制をはかった。さらに一九六八年に入ってからは統制政策を強化し、一九七三年には「物価抑制計画契約」を導入した。これは、フランス計画経済の基底をなしている政府と企業との契約制を物価抑制にも適用しようとしたものである。それゆえに、この制度は経済計画の一環を担っている。具体的には、年間の物価上昇率を一定限度内に抑えるように目標率を定めて、政府が企業と契約を結んで、この目標を達成しようとするものである。この契約価格は「価格令」の規制に従って物価監督官の監視をうけ、もし契約を遵守しないときには「価格令」の罰則（最高二〇万フラン）をうけることになる。この計画がどの程度有効であったかは別に、ミクロの価格形成に計画が導入され、政府自らが価格形成に直接介入している点に特に注目する必要がある。これと類似の政策はイギリス、アメリカなどの所得政策にもみられるが、フランスでは政府が物価抑制について目標達成率を設定し、政府と企業が契約によってこれを実現しようとしており、フランスの管理経済ないし契約経済体制の「計画」を使っていることに特殊性がある。

ところで、最近この物価抑制計画契約の運用の障害の一つとして

前節までに先進主要国のカルテル規制および独占規制を中心とする独占禁止政策の動向を概観したが、各国の特徴を要約すると、およそ次のようになるであろう。

まずアメリカでは、①独占禁止法の基本原則は「原則禁止主義」に立っていること、②違法行為に対する排除措置には行政・民事・刑事の三つの措置が体系的に組込まれており、それぞれが活発に運用されていること、③罰則は刑事罰に限定し、その最高額は世界最高であること、④クラス・アクションを中心とする民事訴訟が最近急増し、市民を中心とする反独占運動が際立った特徴となっていること、⑤行政措置では価格介入は原則として導入されておらず（価格再検討命令はあくまで直接介入ではない）、市場への競争の注入という「構造規制」が企業分割をはじめとして積極的に導入されていること、⑥以上のように、アメリカの独占禁止政策は「競争政策」を徹底するという思想が堅持されていること、などが特徴である。

イギリスにおいては、①アメリカと対照的に「弊害規制主義」が法体系・法運用の基本原則となっており、②行政・民事・刑事の排除措置が総合的に組込まれているが、主体は行政措置であること、③行政措置のうちとくに「価格引下げ命令」が排除措置のうちとくに特徴であること、④ことに独占禁止政策のなかにミクロ経済における価格形成に政府の直接介入がある程度導入されていること、などが特徴である。

西ドイツにおいては、①「原則禁止主義」が基本とされながらも、「弊害規制主義」も導入されていること、②排除措置においては行政および民事措置に限定され、刑事罰に代替するものとして「過

現れてきたのが、寡占における協調行為とカルテルであった。そこでフランスはカルテル摘発に乗出し、一九七三年には史上はじめての一件のカルテルを摘発し、そのうち三件に対しては刑事手続きをとった。このように計画経済においても統制政策と競争政策が併用されはじめたのであり、ここにフランスの独占禁止政策の特徴があるといえる。

(5) 北欧(スウェーデン、デンマーク)

スウェーデンおよびデンマークにおいてはフランス流の統制政策と競争政策の併用がさらに徹底し、それが一体化されている。すなわち、カルテルなどにおける独占違反行為は政府の価格介入に直接する。たとえばデンマークにおいては、独占規制庁(Monopolies Control Authority)が違法カルテルを発見すると、不当な価格を立証し、「独占訴訟裁判所」(Monopolies Appeal Tribunal)に告発し、不当価格の差止め、「正当価格」(計算細目がある)を設定して六ヶ月の価格凍結ないし利潤規制の手段をとる。スウェーデンにおいては「価格・カルテル庁」、「反独占オムズマン」および「市場裁判所」があり、おもに前二者が一体となって審査・告発し、「市場裁判所」が最終判決を下す。カルテルに対する措置はおもに価格凍結、最高価格設定、価格引下げ命令などであり、さらに値上げについては事前承認制を採用する場合がある。このように北欧では独占禁止政策が価格・利潤の直接規制を採用している。

(6) 要約

「料」という行政罰が導入されていること、③行政措置のうち最近の特徴はイギリスと同様に「価格引下げ命令」が導入されていること、したがって④イギリスと同様に独占禁止政策のなかに価格形成に政府の直接介入が導入されていること、などが特徴である。

フランスにおいては、①「弊害規制主義」に立脚する独占禁止法が「価格令」という刑法典のなかに組込まれており、独自の独占禁止法を制定していないこと、②独占禁止法が刑法典に組込まれている性格上、刑事罰が排除措置の中心をなし、さらに行政措置が「弊害規制主義」の立場から運用されること、③マクロの計画経済の陰にかくれて独占禁止政策は物価統制政策の補完的役割しかもっていないこと、しかし最近では物価統制政策を補完・強化する役割として独占禁止法が注目され、強化されていること、④独占禁止法が物価統制政策を補完・強化する地位にあることは、計画経済という政府がマクロおよびミクロの経済に直接介入する制度に依拠したものであり、独占禁止政策それ自身が政府の経済への直接介入の一手段としての性格をもっていること、などが特徴である。

北欧においては、①基本的には「弊害規制主義」の法体系にあるが、法体系それ自身のなかにすでに政府のミクロ経済における価格形成への直接介入手段を内包していること、したがって②排除措置も「価格引下げ命令」、「価格凍結」、「値上げ事前承認制」などの価格介入手段が中心となっており、③独占禁止政策は「所得政策」の一環として位置づけられると同様に政府のミクロ・マクロ経済の誘導・管理の手段となっており、などが特徴である。

以上の主要国の独占禁止政策をさらに大別すると、④アメリカの

表1 独占禁止法改正案

	公取試案 (9月)	政府素案 (3月4日)	政府要綱 (4月12日)
I カルテル対策 (1) 課徴金 (対象) (算定) (免除)	カルテルによる不当な価格引上げ (価格上昇分)×(実行期間の販売量)[ただし実行期間は審決まで]	違法カルテル一般 主要費用の上昇分を差引いた超過利得	同 売上高の1.5%又は0.15% カルテル実行期間後3年経過したときには免除
(2) 刑事罰 (罰金) (法人代表責任)	現行50万円→500万円程度に引上げ 法人代表者への罰金刑	500万円 同	同 同
(3) 排除措置の徹底	価格の原状回復命令	カルテル破棄後の具体的措置の届出・報告	同
(4) 既往の違反行為	規定整備	同	1年以内
II 高度寡占対策 (A) 独占状態規制(独占状態) (排除措置) (措置決定)	イ 一社シェア $\frac{1}{2}$ ロ 二社シェア $\frac{3}{4}$ ハ 参入が困難 ヘ 競争が実質的に抑圧されている ニ 売上高500億円以上の産業 会社分割、営業の一部譲渡	イ 同 ロ 同 ハ 競争が実質的に抑圧され、弊害が現実に現われている(価格が需給を反映していない。利益率、経費支出率が高い) ニ 売上高500億円以上の産業 営業一部譲渡、資産譲渡、株式処分 イ 企業の規模の経済性、経理の健全性、国際競争力を損うとき、免除	イ 同 ロ 同 ハ 同 ニ 同 営業一部譲渡、その他必要な措置 イ 同

市場機構をあくまで重視するジューファーンソン民主主義、⑩西ドイツとイギリスの競争政策を重視しながらも、ある程度、政府が価格機構に直接介入しはじめている政策思想、および⑪フランスのように独占禁止政策が計画経済ないし管理経済の補完的役割をもたせている政策思想の三つに分類できるように思われる。この特徴はさらに国有化をはじめとする広義の産業組織政策を概観して論じられるとき、一層明確となるであろう。

日本の独禁法改正案の基本性格

わが国独占禁止法の法体系上・運用上の特徴は、伊従氏の報告に詳論されているので、ここではごく簡潔に基本的特徴を要約し、そのうえで今回の独占禁止法改正案の基本性格を前節の海外主要国の独占禁止政策の動向と比較しながら明らかにしてゆきたい。

まず、わが国の独占禁止政策は、占領軍の財閥解体および集中排除政策から始まったことに注目する必要がある。この政策は「歴史の上もっとも野心的・ドラスティックな競争政策」であって、アメリカのシャーマン法制定以来の約半世紀にわたる競争政策の経験を、日本を実験台として短期目の間に実施したものである。八三の持株会社の持株支配の禁止とその株式の放出、旧家族支配の持株会社の解散、産業コンシユルンの解体、集中排除法による一八の市場支配的独占企業の企業分割、(会社分割および資産分離)および大量の会社主権の追放など、その競争政策の規模は歴史上最大であった。この占領軍の競争政策が少くとも昭和三〇年代までの日本産業組織に競争的環境を形成させた(「11」参照)。

第二に、独占禁止法が同じく占領下において「カムイ案」として提示され、それがほとんど制定されることになった。この法(二二年原案法)は、アメリカのシャーマン法、クレイトン法および連邦取引委員会法を総合したもので、カルテル、私的独占、独占企業(不当な事業能力の較差)、持株会社、合併・役員兼任・株式保有および不正取引を禁止する法体系をもち、排除措置も行政・民事・刑事の排除をもち、さらに執行当局を独立機関として審判機能をもつという独自の制度としたものであった。そこでは「原則禁止主義」の原則が貫かれ、法体系および運用手続きにおいてアメリカの法よりも一層厳格なものであったといつて過言でない。

第三に、右のような性格は「日本の風土になじまない」として、二八年の大改正をはじめ数次にわたる改正によって次第に「骨抜き」にされてきた。とくに二八年改正ではカルテル禁止(四条)、私的統制団体(事業者団体)禁止(五条)、不当な事業能力の較差の排除措置(八条)などが削除され、ここにカルテル規制および独占規制は弱体化することになった。

他方、貿易自由化・資本自由化を契機とする政府の国際競争力強化の政策は大型合併申請を多発させ、公正取引委員会はほとんどの合併を認可した。

以上のような法の弱体化・運用の後退は、次第にカルテルの簇生・産業集中の高度化、会社相互の株式持合いの増大を生み、昭和四〇年代において日本の産業組織は次第に寡占的環境に変化してきた。

以上のような歴史的経緯と現行法の特徴をふまえて、昨年、独占禁止法の改正案が提示された。公正取引委員会の「試案」から「政

	公取試算 (9月)	政府素案 (3月4日)	政府要綱 (4月12日)
(例外) (経過措置)		保険業, 信託業は例外 (現行法通り)	同 10年間
Ⅳ 不公正取引	排除措置の新設	同	同
Ⅴ 罰金刑の総合的引上げ	省略	同	同
Ⅵ 消費者対策		違反事実の報告者に公取委が処理結果を通知する	

府案」までを表示すると表1の通りである。公取試算からまず検討すると、カルテル政策ではとくに課徴金と現状回復命令が導入されていることが注目される。課徴金はすでに明らかのように西ドイツの制度を模倣したものである。現状回復命令は西ドイツおよびイギリスの「独占」企業に対する「価格引下げ命令」よりは北欧の価格介入に近いものといえよう。

高度寡占対策のなかの独占状態規制は、イギリスないし西ドイツのシェア規定とアメリカで活発に利用されてきた企業分割の措置が導入されている。また

寡占の同調的価格引上げには独自の原価公表が導入されている。資本集対策はわが国独自の現象から発生したものであるから、他の国と比較すべきものはない。

以上のように公取試算には各国の独占禁止政策の思想が混在化しており、わが国独占禁止法の基本性格はアメリカ的競争政策は大きく変質する内容を包摂していた。

その反動は政府案のなかで現われ、公取試算のなかの価格の現状回復命令および原価公表が削除された。さらに、政府は課徴金額を減額し、独占状態規制に対して会社分割を削除し、さまざまな制限条件を付し、株式保有基準も減額した。政府案はアメリカ流の競争政策にもどすという姿勢のほかに、さまざまな条項を実質的に骨抜きにしたといつてよい。

筆者は、カルテル対策には刑事罰が必ずしも十分引上げられないという刑法上の制約からして課徴金導入は必要であり、その額はドイツ流の一定額ないし超過利益の三倍とするのがよいと考える。高度寡占対策には企業分割が必要であると同時に、寡占の同調的価格引上げに対しては価格引下げ命令が必要であると考える。資本集対策では総量規制のほかに個別規制が必要であると考える。さらになによりも市民による民事訴訟(損害賠償請求)においてクラス・アクションが可能になることが不可欠であると考える。それゆえ、独占禁止政策は日本の歴史的経緯をみてもアメリカ流の競争政策を基本体系とし、その上で市民参加の反独占運動が展開され、さらに現代寡占に対処するには政府のある程度の価格介入が必要であると考える。

	公取試算 (9月)	政府素案 (3月4日)	政府要綱 (4月12日)
		<ul style="list-style-type: none"> ロ 行政指導等のその他措置で競争が回復できれば免除 ハ 主務大臣との協議が必要 ニ 公取委員の3人以上の意見一致が必要 ホ 公聴会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ロ 同 ハ 協議は審判前と審決前 ニ 委員長および委員2人以上 ホ 同
(B) 寡占の同調的価格引上げ対象 (対象)	業種を公取委があらかじめ決定	高度寡占で同調的価格引上げがあったとき	売上高が300億円以上で、3社シェアが70%以上の業種において、3ヶ月以内に同一または近似の価格引上げがあったとき
(規制)	原価公表	<ul style="list-style-type: none"> イ 値上げ理由について公取委が報告を求めることができる。 ロ 公取委は年次報告で概要を発表 	<ul style="list-style-type: none"> イ 同 ロ なし
Ⅲ 企業, 資本集対策			
(A) 会社の株式保有 (対象)	資本金100億円以上又は総資産の200億円以上の事業会社	資本金100億円以上又は純資産の300億円以上の事業会社	同
(基準)	純資産の $\frac{1}{2}$ 又は、資本金のいずれか大きい額までの株式保有	毎事業年度末の純資産の額をこえる株式保有額	同
(例外)		外国で事業を営む会社など4つの例外	6つの例外
(経過措置)	5年以内(例外として5年以上)	10年間まで49年末の保有額を認める	同
(B) 金融機関の株式保有制限 (基準)	発行済み株式総数の5%	同	同

参考文献

- [1] 今村成和『独占禁止法』(法律学全集52、有斐閣、昭和四二年改訂版)
- [2] Mark. S. Massel, *Competition and Monopoly—Legal and Economic Issues*——(Brookings Institution, 1962)
- [3] 伊東光晴・石川博友・植草益編『世界の企業とアメリカの産業と企業』(筑摩書房、昭和五〇年)の第三部の筆者の項。
- [4] 公正取引委員会事務局「独禁法の排除措置」(昭和四七年)
- [5] R. A. Posner, "A Statistical Study of Antitrust Enforcement," *Journal of Law and Economics* (1970).
- [6] 実方謙二、松下満雄、根岸哲「企業分割」(季刊中央公論『経営問題』、昭和五〇年春季号)
- [7] 前掲『世界の企業1』(イギリス編)
- [8] 前掲『世界の企業4』(西ドイツ編)
- [9] Deutscher Bundestag, *Drucksache 7/2250* (14. 6. 1974)
- [10] 前掲『世界の企業3』(フランス・イタリア編)
- [11] 前掲『世界の企業5』(日本編)

本報告に対しては多くの方々のコメントをいただいた。ここに感謝を申し上げると同時に「質問書」をいただいた分についてだけ簡単に失礼ではありますが、意見を述べさせていただきます。

質問一 (法政大学 伊東光晴)

伊東氏は私と伊従氏を含めて七項目にわたってコメントされた。そのうち筆者が意見を述べた分についてだけ、ここに記したい。

① わが国独禁政策はアメリカ型とヨーロッパ型のどちらの方向

にゆくべきか。

答 筆者は、「原則禁止主義」と広義の排除措置(行政・民事・刑事)の体系的組込みでワークし、とくに市民参加の反独占運動が展開されているアメリカ型独禁政策を基本にすることが必要であり、その上で寡占の病理には政府が直接介入するイギリス・西ドイツ方式を今後導入する時期がくると考えている。

② 会社分割と営業の一部譲渡は差があるか。

答 会社分割・営業の一部譲渡・資産譲渡および株式処分は、広い意味で企業分割といわれ、運用次第では株式処分を除いてほぼ同じ効果を発揮すると考える。

③ 寡占対策として商標の使用禁止は有効ではないか。また事業者団体の情報交換を規制対象とすべきではないか。

答 いずれも賛成である。しかし商標権は財産権の一部であり、排除措置として運用するには困難がある。なおアメリカでは現在特許権について強制許諾制を実施しており、商標権の使用制限を検討中である。

事業者団体の情報交換はアメリカ、イギリス、西ドイツでは規制対象としているので、日本でも今後広く事業者団体の活動規制のガイドラインを作成して、情報交換を規制すべきである。

④ ビールなどの産業では限界企業対策を考慮しないと有効な寡占対策は提起できないのではないか。

答 ご指摘の点もとてもであるが、その対策となると極めてむずかしい。

質問二 (慶応義塾大学 北原 勇)

識こそが企業の分割導入の基礎となっている。

質問五 (大阪市立大学 奥村茂次)

現在国会に提出中の独禁法改正案は公取試案よりも大幅に「骨抜き」にされたものになっているが、この程度の改正案でも法律として制定された方がベターと考えるか。

答 政府案は衆議院通過段階では現行法を制限する部分が削除されたので、まず現行法までも改悪してしまう危険はない。本論において述べたごとく、たしかに「骨抜き」にされた部分が多いが、カルテル対策としての課徴金、独占状態規制としての営業の一部譲渡およびその他必要な措置、株式保有の総量規制および金融機関の五パーセントまでの株式保有制限などの導入は一定の評価が与えられるべきであると思われる。それゆえ、この程度の改正案でも制定された方がよいと考えている。さらに今よりも今回の独禁法改正論議を通じて三つの損害賠償請求(鶴岡生協など)が提訴されたことは独禁法改正論議の成果であり、その火を消すべきではないと考え、法案の成立を期待する。

質問三 (中央大学 五井一雄)

(慶応義塾大学 鶴野公郎)

独占問題は売り手側を重視しすぎている、買い手独占(下請制をはじめとする)の規制も対象とすべきではないか。

答 ご指摘通りであるが、各国とも買い手独占問題は独禁法の主要対象とはされず、むしろ中小企業対策などで規制されている。しかし、アメリカではさまざまな不正取引(互恵取引、拘束契約、価格差別)などの条項で買い手独占を規制した例がある。さらにクラス・アクションにおける私人損害賠償では中小企業主が非常に多く参加していることも看過しえない。

質問四 (京都学國大学 田杉 競)

規模の経済性の存在する産業分野において大規模化するとき、日本のような市場では寡占市場となるであろう。このような産業で企業分割は寡占対策としてどれほど合理性があるのか。

答 技術的な意味での規模の経済性の結果、寡占が成立している場合には、企業分割措置はとれないのが、アメリカでの通例であり、わが国の改正案でもこの考えは導入されている。しかし、ペインの研究をはじめほとんどの寡占では規模の経済性の範囲をこえて産業集中が進行しているということが明らかにされており、この事実認

独占禁止政策の課題

——日本の視点から——

伊 從 寛

（公正取引委員会）

はしがき

昭和四十九年九月に公正取引委員会が独占禁止法強化のための試案を発表して以来、各界における独占禁止政策の論議は活発に展開された。同年末に発足した三木内閣は、その成立直後に独占禁止法の改正を公約し、翌五〇年四月には改正案を国会に提出した。同法案は、同年六月には一部修正の上与野党全員一致で衆議院を通過したが、参議院を通過できず、同年七月に廃案になり、その後政府は次の通常国会に法案を再検討の上提出するといっているが、未だこの点は明確ではない。

独占禁止法の本格的な強化改正の問題が起つたのは、昭和二二年の同法制定以来はじめてのことであるが、西ドイツ、イギリス、アメリカなど海外先進資本主義国においては一九七〇年代に入って、独占禁止法の抜本的強化が行われているので、わが国の場合もこれと同じ方向にあるものとみることができよう。独占禁止法強化の経済的背景として最も重要なことは、海外諸国の場合と同様に、産業における協同的寡占体制の進行といることであるが、ここではこの問題には触れず、むしろわが国の独占禁止政策の検討の際に政策的

に重要であると思われる二つの点、すなわちわが国の産業政策の中で競争政策はどのような取り扱いをうけてきたか、また戦後において独占禁止政策以外の競争政策がどのように行われたかを沿革的に振り返って見た上で、今回の独占禁止法改正案を中心に、今後の独占禁止政策の課題を検討してみることとしたい。

一 独占禁止政策と産業政策の推移

(1) 戦前における産業政策は、わが産業の発展段階に従ってかなりの紆余曲折があったが、軍事的な側面と側応しつつ、わが国の産業水準を欧米先進国の産業水準に引き上げることであった。わが国においては、明治初年にすでにかんがりの資本が蓄積され、極めて優れた労働力が豊富に存在していたが、このような状況を背景にその後の産業政策の基本的方向は先ず欧米並の近代的大企業を育成することに向けられ、次いで第一次大戦後にはこれに加えて産業合理化政策としてカルテルや合併を助長し、業界を組織化し、業界を指導統制することを主眼としていた。この場合、市場機構を尊重して競争を促進するという考えは殆んどなく、むしろ競争は過当競争という名のもとに産業合理化に反するものとして規制の対象とされた。

このような政策のもとで、わが国の産業組織は、財閥企業集団を頂点とする大企業群、それと対照的な零細企業群、およびそれらを縦横に組織化する各種事業者団体によって構成され、行政と産業界との関係も統制などを通じて極めて密接であった。

(2) 第二次大戦後占領軍の経済民主化政策の一環として、産業面では財閥解体、過度経済力集中の排除、統制団体の除去が行われ、独占禁止法が制定されて、戦前のわが国の産業組織は全面的に変更された。

この占領軍の政策は、アメリカの強い影響のもとに行なわれたが、当時のアメリカの経済政策は一九三八年のF・ローズヴェルトの反独占教書によって設置されたT.N.E.C（臨時全国経済調査会——独占調査会）の調査検討後の独占禁止政策強化の波の中にあり、日本における政策も、占領政策としての多少の行き過ぎはあったとしても、自由私企業体制のもとでの市場経済体制をつくること、そのために競争政策を導入することに主目的があったとみてよいであろう。いずれにしてもこの政策によって、国民の立場ないし国民経済の立場から経済体制や経済政策が見直され市場機構を抑圧するような財閥や巨大企業、あるいは統制団体は解体させられた。そして行政と産業界との経済統制的な紐帯も打破され、政府の行うべき規制分野と民間が責任をもつべき分野とは明確に区別され、企業が自主的に活動しうる環境整備が行われた。

(3) しかし、このような広汎な競争政策に対しては、それを理解するための理念的な伝統や背景がわが国になかったために、一般、とくに政界や官界からは殆んど支持は得られず、むしろ占領政策と

して白眼視され、従って、産業政策も当時この競争政策に対して殆んど何らの積極的評価もせず、依然として戦前の産業政策を踏襲することとなる。

戦後の荒廃からの復興と欧米先進国の産業水準へのわが国産業のキャッチ・アップという一般的な要望は、戦前と同じ目標のもとに、ほぼ同じ産業保護政策を採用することに対して殆んど抵抗はなかった。このような状況で産業政策としては産業資金の重点的配分と、過当競争の弊害を指摘しつつカルテルや合併を助長する政策がとられた。

従って、占領終了直後から独占禁止政策と産業政策とは対立する形をとることになる。それは一面からみれば産業体制についての制度的な政策である独占禁止政策が、産業保護を目的として産業界と産業官庁の協力のもとに行われる現実政策の前に蚕食される過程を辿るのである。この間における産業政策からの競争政策に対する評価を示すものとして、通産省の「産業合理化白書（昭和三二年）」があり、この点について次のように述べている。

「自由競争原理は資源、労働力、市場、技術等の経済的社会的要因による制約がない場合に、初めて最も有効に作用するのである。従って独占禁止政策を採用する各国においても、その国の経済事情の差異によって、夫々競争制限に関する考え方や規制の内容を異にしている。……わが国のように、多すぎる企業を擁し、天然資源に恵まれず、且つ貿易依存度が高い上に、海外の経済変動の影響を受けやすいという特殊の環境をもつ場合には、経済の運行を自由競争に放任しておくときは、場合によっては却って、国

民経済全体の合理的発展に支障となる面も生じてくるであろう。

さらに今後技術の世界的趨勢によって、ますます激化する国際競争に伍し、輸出貿易の振興を図ることが経済発展の最大の課題とされ、かつそれが、わが国のおかれた構造的な宿命でもあることを考えるならば、自由競争の原理を基本的に尊重しつつも、独禁法のあり方について慎重な配慮検討が必要であろう。例えば、企業間の過当競争の弊を排して、企業の安定、輸出の振興を図る必要はないか。経済の安定的発展を図るためには、設備投資等の面において産業界及び金融界の自主的な協同体制にまつべき面はないか。経済全般の合理的な発展を期するために、海外市況の変動を大きく受ける基礎的物資等について、何らかの安定措置を講ずる必要はないか。さらに国際競争力の維持培養の見地から、企業間の集中結合によるコスト引下に期待する分野はないか。このように検討を迫られている問題は少なくないのであって、現行の独占禁止法のあり方が、わが国経済の実情にてらし最善のものであるかどうか今後の検討を要するところである。」

このような見地から、具体的には独占禁止法の緩和、各種適用除外法の制定、競争制限的行政指導が行なわれたのである。

(4) 上述の産業政策における反競争的態度は、三〇年代後半において変化しはじめる。貿易自由化等による新しい内外情勢のもとでの産業構造政策に関して二年有余の調査審議の後に出された、昭和三八年三月末の通産省の産業構造調査会答申は、競争政策の問題に触れて、次のように述べている。

「わが国の経済は基本的には企業の自由な活動を容認し、企業の

創意と工夫を原動力としていることはいうまでもない。この企業の創意と工夫を刺激し、産業活動の効率を向上させるためには、競争機能の活用ということが必要不可欠である。」⁽⁷⁾ こうした競争機能を發揮するためには、独占禁止法の果たす役割は、きわめて大きい。その意味で独占禁止法の役割と効果に対する認識が一層高められることが必要と思われる。

このような政策変化をもたらした背景としては、①昭和三年の独占禁止法改正案や輸出入取引法改正案が国会に提出されたが消費者等の強い反対に会って廃案ないしそれに近い修正をうけ、業界と産業官庁との協力による安易な独占禁止法改正や適用除外法の制定がもはや不可能になったこと、②昭和三五年ごろから政府の物価対策や消費者政策の中で独占禁止法の活用が唱えられ、国民の強い支持をうけはじめたこと、③経済学者が競争政策の積極的意義を強調しはじめたこと、④戦前から独占禁止政策を採用していたアメリカ、カナダのみならず、戦前にはカルテル助長政策をとった西歐諸国においても独占禁止政策の定着が明白になったことなどがあげられよう。

この政策変化によって、従来のように需給調整的なカルテルが支持されにくくなったことは確かであるが、この答申は反面において、「わが国の産業には国際的観点から一般に規模の過少性が指摘されるものが多く、この面の是正による国際競争力の強化が要請されているところであるが、今後におけるわが国産業構造高度化の過程において中核的戦略的な役割を果たすべきことが期待されながら、現状では十分な国際競争力を備えていない産業において、これがとく

に大きな課題である」として規模の利益の追求による国際競争力の強化のために、規格の統合や生産分野調整などの合理化カルテルや企業

の集中合併の促進の方向を明らかにしている。そして、このような考えのもとに昭和三八年の特定産業振興法案（指定された特定業種において、産業界・金融界・官庁の三者が振興基準を作成し、それに基づいて合理化カルテルの許容、集中合併促進のための資金確保や課税上の特例等を行なうことを主要内容としていた）が立案され国会に提出されたが、各方面の反対（統制を恐れる産業界・金融界の反対も含めて）が強く廃案になった。しかしその後官民協調の場として産業構造審議会が設けられ、またいわゆる体制金融や合併集中に対する課税上の特例も實際上、動き出していく。

(5) このような産業官庁における政策的支援と、産業界における貿易・資本の自由化への不安のもとで、昭和三八年の三菱重工の合併、四〇年の日産・プリンスの合併、四四年の八幡・富士合併などの大型合併が行われ、また、行政指導の面では、需給調整的な勧告操短が次第に姿を消す反面、投資調整が行われはじめた。

しかしこのうち、八幡・富士合併は、独占禁止法上大型合併が容易に認められるものでないことを一般に示した。この合併について公正取引委員会は、合併計画の発表後約一年にわたって非公式の審議をした後、正式の合併届出が提出されるや法違反の疑いで審判を開始し、資産の一部を第三者に譲渡するなど合併計画の一部は正措置をとらせた後にはじめて認めている。また、丁度同じ頃企画された王子系三社の合併は公正取引委員会の審査の厳しいことを予想して断念されている。さらに大型合併に対しては経済学者や法律学者

からも強い反対が出された。

このように大型合併が独占禁止法上の承認をうけることが困難であることが明らかにされたこともあって、その後大型合併は殆んど行われなくなる。また資本自由化が進展した後において、わが国の産業の国際競争力が予期以上に強いことが明らかになり、規模の利益についての関心は一般にそれ程強く意識されることはなくなった。事実としてもこの頃わが国産業の西欧水準へのキャッチ・アップが完成されたのである。そしてこのキャッチ・アップの達成は産業政策史上特筆すべき意義をもっている。これによって産業官庁の産業界への明治以来の積極的介入は、明白に理由のある場合のほか極めて困難になるからである。

(6) このような状況のもとで、昭和四六年に出された産業構造審議会の「一七〇年代の通商産業政策」と題する中間答申は、市場機構や競争政策の活用についてさらに一歩前進している。同答申はこの点に關し次のように述べている。

「この価値と欲求の多元化の時代において、最も肝要なことは、多元的動態的均衡を可能ならしめる柔軟で開放的な感覚と機構を育成することである。たとえば、産業組織についてみればただひたすらに大規模化をめざすという一点集中的な感覚は過ぎし時代のものとなりつゝあり、「市場経済体制をとるわが国」においては、まず市場機構の最大限度の活用を前提に産業政策の具体的な役割を検討すべきであろう。」そして、「七〇年代においては、業種別屈折点の到来、製品系列化の行きすぎや設備規模の拡大による参入障壁の高まり等の結果、寡占企業のいわゆる管理価格等

の競争制限的弊害が生ずるおそれがないとはいえないので、有効競争を促進し経済の革新性を維持するための施策を講じる必要がある。この場合、「競争条件の整備は、いかなる時代にあつても経済の革新性を維持するために不可欠のものである。したがって、まず、独占禁止法の厳正な運用を行うことが必要であるが、同法による取締りのみでは解決しえない問題が多いので、産業ごとの実情に即して、技術開発の促進、輸入政策、政府調達活用の活用等を行うものとする。」

しかし、これと同時に、答申は、装置産業における設備調整、必要に応じて合併、グループ化、共同投資、協業化等の促進が、産業構造高度化や有効競争の基礎条件の形成の手段として重要であることを付け加えている点も忘れてはならないであろう。

昭和四九年に公表された「産業構造の長期ビジョン」においては、「第二次大戦後のわが国は市場経済原則に基づき民間企業主導型で今日に至っている」という基本認識のもとで、「自由な価格形成機構を含む市場経済システムにおいては、生産者の商品計画、経営計画についての価格判断、消費者の商品選択に際しての価格判断は、集約的に価格水準に反映され、大部分の問題は自動調整的に解決される。これこそ、市場経済の効率性の基礎である。ところで、このような民間主導型市場経済方式の経済運営を行っているわが国において、政府の長期ビジョンはいかなる課題に配慮すべきであろうか。主として短期的な市場効率（パフォーマンス）の問題は産業組織論的なアプローチで足りる」として、まず短期的、需給調整的な問題処理は市場機構にまかすべきであるとした後、「長期ビジョンの

役割は、短期的市場メカニズムの取り扱うことができない長期構造的諸問題についてのガイドポストを提供することにある」とし、産業構造政策の政策手段としては、長期ビジョンの提示、制度的枠組み（フレームワーク）の設定、助成、国による直接的実施（国による技術開発の推進等）、行政指導、対外的措置（通商交渉等）、立法措置による産業構造政策などをあげている。

(7) 以上みたように産業政策における競争政策の機能についての評価は、消極的否定的なものから、三〇年代後半を境に、積極的肯定的なものに変化してきているが、この点については、次のような制約を留保しておく必要がある。それは、わが国の産業官庁はいわゆるタテ割機構を主体としており、従っていわゆる原局は個々の業種とかなり密接な関係を保って長短期の需給見通しの作成、企業間や業種間の利害調整や共通利益の確保などを行っており、その上に展開される具体的な産業政策も極めて現実的、弾力的である反面、産業保護的な傾向や業界との協調的傾向が強いということである。従って、上述の幾多の報告書等において示された政策も、いわば総論であり、各論は必ずしも総論の論理がそのまま貫徹されるわけではないのである。そしてまた上述の総論には原則に対する例外の摘示があるが、実際の政策にあつてはしばしばこの例外が原則におき替り易いことにも注意しなければならない。このような点から、例えば四九・五〇年の独占禁止法改正問題に対しても「七〇年代における通商産業政策」や「産業構造の長期ビジョン」で示された考えとは別に、極めて冷たい反応しか示さなかったものと思われる。

しかしながら、産業政策の原則の提示はそれなりに意味があり、

その産業政策の中での競争政策への積極的肯定的な態度の変化はやはり十分に評価すべきことである。今後のこの点での問題は、産業政策の中で競争政策への積極的肯定的な態度が、現実問題の中でどこまで貫徹されるかの問題であるといえよう。

- (1) E. M. Hadley, *Antitrust in Japan*, 1970 ch. 1 (邦訳「小原敏士・有賀美智子訳『日本財閥の解体と再編成』、昭四八年、東洋経済新報社、三〜六頁）参照。
- (2) 通産省『産業合理化白書』昭三二年、日刊工業、四二〜四三頁。

競争制限の必要性に関するこの叙述はかなり穏やかな表現をとっているが、戦前のカルテル助長法の典型である重要産業統制法についての次の説明とこれとを対比するならば、その類似性と実質的意味は明らかであろう。

「要するに統制法は立法の趣旨から言っても又運用の実際から見ても、産業の自由主義を否認するものでないことは茲に言ふ迄もない。産業上の原則としては飽く迄も自由主義を尊重し、自由競争に依り産業の発達を企図するけれども、只余りにその競争が過度となりその為には業界安定を害し延いて国民経済に悪影響を及ぼすが如き場合には、適度にその自由競争を制限し、以て業界の安定に資せんとするものである」(商工省産業合理化局『重要産業法制法の本旨及運用の実際』昭和一〇年)

この種の立法については、いうところの原則よりもその例外の範囲と意味を十分に検討しなければその意図すると

ころは明らかにならない。

- (3) 独占禁止法の緩和は二四年と二八年に行なわれ、三三年にも緩和改正案が議会で提出されたが、消費者、中小企業者、農林漁業者からの反対が強く廃案となった。このうち二四年の改正は、むしろ占領政策として厳格に過ぎた規制の緩和であるが、二八年改正と三三年改正案とは必要以上の緩和との批判が強い。(今村成和『独占禁止法』、有斐閣、一七〜二〇頁)。この後の二つの改正に先立って、通産省で独占禁止法の一般的適用除外法として、二七年に「臨時重要産業安定法案」が、三一年に「産業調整法案」がそれぞれ作成され、(前記「産業合理化白書」二四九頁、二五三頁参照)、産業政策の面から独占禁止法改正への実際上の途を開いた点に注意する必要がある。
- (4) 昭和二八年から三二年にかけて、独占禁止法の適用除外法として、中小企業安定法(昭二八法一四〇)、輸出入取引法(昭二八法一八八)、酒税の保全及び酒業組合等に関する法律(昭二八法七)、硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法(昭二九法一七三)、輸出水産業の振興に関する法律(昭二九法一五四)、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇法一五六)、機械工業振興臨時措置法(昭三二法一五四)、電子工業振興臨時措置法(昭三二法一七一)、繊維工業設備臨時措置法(昭三二法一三〇)、生糸製造設備臨時措置法(昭三二法一四〇)、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭三二法一六四)、中小企業団体の組

織に関する法律（昭三二法一八五）などがある。このほか、昭和三二年に通産省で化学工業振興法案や鉄鋼需給及び価格安定法案が準備されたが（吉田仁風編『日本のカルテル』一一〇～一一二頁参照）、統制を恐れる産業界の反対により日の目を見なかった。当時通産省としては独占禁止法のカルテル等の禁止を前提としながら、その適用除外を理由に実質的には各種統制法規の復活を考えていたとみられる。

(5) この典型的な例は、不況期におけるいわゆる勧告操短であり、昭和三二年にそれは二八業種にわたって行なわれた（公取委『独占禁止政策二〇年史』六六九頁～六九〇頁。吉田仁風編『日本のカルテル』五六頁）。

(6) 産業構造調査会『日本の産業構造I』、二一三～二一四頁。

(7) 昭和三三年の輸出取引法改正案は、輸出振興のための国内カルテルなどを認める内容のもので、法律の名称も変えることとしていたが、それ故に消費者や農林漁業者などの団体の反対をうけ独占禁止法とともに廃案となり、その後なお国会に提出されたが、昭和三六年に至り、輸出振興カルテル条項の削除など大修正のうえやっと改正された。

(8) とくに、昭和三五年九月の閣議了解「消費者物価対策について」（『経済企画庁』最近における物価安定政策』三訂版、昭五〇年、一七頁）と、三八年一二月の物価問題懇談会の『最近の物価問題に関する報告』（前掲書三五二～三

五三頁）参照。後者においては、競争政策に関して次のように述べられている。

「自由な価格決定を阻害する要因を除去することは、経済的な合理性に基づく相対価格の変動をもたらし、資源の適正な配分を通じて経済の均衡ある発展を確保し、しかも物価水準全体としての安定化を図る見地から重要である。近年中小企業、サービス業において価格協定などによる価格金の引上げが目立っており、一部の大企業製品の価格にも硬直化の傾向がみられるので、勧告操短、設備制限などの産業政策を検討するとともに、価格協定の取締りなど独占禁止政策の運用を強化する必要がある。また、貿易の自由化の促進、関税の引下げについても積極的に対処する必要がある。」

(9) 昭和三八年六月の国民生活上対策審議会の「消費者保護に関する答申は、消費者の三つの基本的権利の一つとして、消費者が公正な競争のもとで商品やサービスの提供を受ける権利をあげ、それを侵害するカルテルなどを排除する必要性を強調している。

(10) 例えば、館・福岡・小宮「独占禁止政策はいかにあるべきか」（『中央公論』、昭三七年六月）参照。

(11) 産業構造審議会編『七〇年代の通商産業政策』、昭四六年、九頁、一九頁、七〇～七二頁、

(12) 通産省『産業の長期ビジョン』、一～七頁。

二 独占禁止法以外の競争促進策

(1) 上述のように少なくとも昭和四〇年前後までは、理念的な面においてささげられた産業政策には反競争的な面が強かった。しかし、それにもかかわらず、わが国においては、四〇年ごろまでは有効競争が確保されていたという評価が一般である。この理由としては、産業政策の反競争的な部分はあくまでも独占禁止政策の例外的な一面に過ぎず、基本的には独占禁止法の存在と運用による有形無形の競争促進的影響が強かったことや通産省の政策が実際にはかなり弾力的現実的であったことなどが指摘されるが、このほか独占禁止法以外にいくつもの強力な競争促進的な要因があったことを忘れてはならない。その主なものとしては、①財閥解体、経済力集中排除による市場構造の変化、②私的統制団体の排除、③かなり徹底した経済統制の解除、④貿易、資本の自由化による外国からの競争や技術の導入があげられよう。次に簡単にその事情をみておこう。

(2) 財閥解体は、その資本的結合の中核である持株会社（本社）の解散、株式の相互持合の禁止、財閥家族の持株禁止、役員兼任関係の打破によって行われ、一〇〇社を超える財閥系企業集団の傘下企業はそれぞれ集団的拘束から開放され、独立の企業として自主的に活動できるようになった（例外として、三井物産と三菱商事は事業会社でありながら解体されている）。また経済力集中排除法による巨大会社の分割では、実際に一四社について会社組織に変更が加えられたが、その場合の具体的措置は、幾つかの工場の分離独立（王子三社、三菱三重工、日本製鉄等）と一部工場の競争者等への

買却であった。以上のように財閥解体においても経済力集中排除においても、三井物産と三菱商事の場合を除いて（この両社の場合には、侵略戦争への協力という経済外的な要因からの制裁として解体させられた）、企業の解体とか、工場分割は行われず、いわゆる規模の利益は尊重されていた点は注目されてよく、従ってこの政策は一種の企業の自由な自主的活動の条件整備ないし競争条件の整備と考えられる。

このような市場構造自体の競争的性格への変更は、それが日本産業の中核的部分について行われたため、相当長期にわたって競争促進的な影響を及ぼしたと考えるべきであろう。

(3) 次に、財閥解体、経済力集中排除と並んで行われた統制団体除去政策の効果も無視することはできない。当時全経済に網の目のようにはりめぐらされていた官民協調による統制団体は、カルテル的競争制除を基盤とし、営業の自由を否定する形で存在していたが、このような私的統制団体は総て解散させられ、必要な国家的統制は国自体で公団等により行われることとなり、政府の行うべき規制と民間の自主的活動分野が明確に分離されたが、これが競争促進に ついてもたらした影響も極めて大きいものといえよう。

(4) 以上の財閥解体等の一連の措置は、農地開放、労働組合公認といった措置とともに経済民主化政策の一環として行われている点にも注目する必要がある。この経済民主化政策では、国民全体の立場に立って、一方において農地開放と労働組合立法とによって、一部の特権階級と大部分の貧困な大衆の存在を制度的に固定していた体制を覆えして、国民に所得を公平に分配し、国内市場を豊かに

しうる制度をつくりだし、それと同時に他方においてその市場を目標に多数の私企業が公正な機会のもとで競争しうる制度を加え、この両制度を車の両輪として経済を進展させ、またそれによって中産階級を育成し、政治的社会的に自由な民主主義体制の基盤を形成するという構想がその中核となっていたが、戦後の日本の経済発展はまさにこの路線の上に展開されてきたといえる。従ってここでは競争政策は単にそれだけ取り出して採用されたというよりは、国民全体の立場に立った極めて広範な経済民主化政策の一環として採り上げられ、機能してきたと考えられる。

(5) わが国では昭和二四年九月の石炭統制の撤廃を皮切りに、戦後の統制を次々に廃止した。これも占領軍の指示のもとにかなり徹底的に行われたのであるが、その競争への影響は、前述の統制団体除去政策と相まって、極めて大きいものといえる。この点は、一面では西ドイツの一九四八年の通貨・経済改革の効果にも比肩しうるであろう。イギリス、フランスなどのように統制撤廃を遅らせた国との対照は極めて明白である。

(6) 貿易・資本の自由化は、ともに産業政策にとっては、どちらかといえば外からの要求によって止むを得ず行った措置と考えられているが、その効果は外国からの競争の導入であり、国内における競争の多様化と競争機能の強化への積極的意義は極めて大きいといえよう。とくに自由化前からはあるが、外国技術の導入がわが国の競争の促進に及ぼした影響は極めて顕著である。

(7) わが国の経営者や労働者などの質は極めて高く、その能力は、保守的、閉鎖的な環境よりは、進歩的、開放的な競争環境の中でよ

りよく発揮されるものであり、以上のような競争環境の中で、その能力はいかなく発揮され、経済の発展に貢献したといえよう。そして競争は経済の高度成長に寄与したが、逆に高度成長も競争の機会をより多く提供したと思われる。

(1) 前掲「ドレー」『日本財閥の解体と再編成』、邦訳一〇〇頁参照。

三 独占禁止政策の課題

(1) 昭和四〇年ごろから徐々にわが国の競争条件は硬化しはじめてきていると考えられる。市場構造の面では、生産集中度は昭和二五年以降低下傾向にあったものが、三〇年代中ば以降緩やかにあるが上昇傾向をとりはじめ、これは四〇年ごろからの大型合併などによって加速されてきている。また、四〇年代に入ってから新規参入はかなり活発であるといえ、いくつかの業種ではいわゆる管理価格現象が生じ、最近では、寡占業種での同調的値上げが少なからず行われており、消費財での製品差別化も進行している。さらに、いわゆる旧財閥系ないし都銀系の企業集団は四〇年代に入ってからその資本的、人的な紐帯を強めてきている。

市場行動の面では各種適用除外法に基づく同業組合の活動が盛んになり、またその他の事業者団体の力も強くなって、協調的な活動への傾向は強まりをみせており、昭和四八、九年のいわゆる物価狂乱の時には大企業分野での値上げカルテルが横行した感があった。また、大規模小売店の発展にもかかわらず、寡占業種での流通系列化の浸透は進み、再販ないし再販類似行為も四〇年代に入るとその

数が増加してきている。

他方において、独占禁止法以外の競争促進要因としては、財閥解体・経済力集中排除の効果はほとんどなくなり、また貿易・資本の自由化による企業活動への刺激も次第に緩やかなものとなってきているばかりではなく、最近においては公害問題、工場立地問題、運輸問題、資源問題、技術革新の一段落、貿易の停滞、低成長等からくる競争減殺要因が強まる傾向にある。

従って、以上のような諸点からみる限り、過去の競争促進的要因は少なくなり、逆に競争抑制的要因が多くなる傾向があるので、わが国経済の公正な競争の維持、柔軟な市場機構の確保のために、独占禁止政策に負わされる機能は、従前とは比較にならない程大きいといわなければならないであろう。これらの諸問題に答えるため、公正取引委員会としては独占禁止法の強化の必要を主張し、これが政府の改正案作成の背景となったといえると思う。

以下、改正案に触れながら今後の独占禁止政策の課題について、政策理念、市場行動、市場構造、市場成果等に分けてみてみることにしたい。

(2) 独占禁止政策は、単なる経済政策であるよりは、分権的社会を前提として、社会的政治的な自由や民主制と大きな関係をもっており、従ってこの政策の強力な展開のためには、それが政党の政策にはつきりと含まれることが必要である。西ドイツではすでに一九四八年の通貨改革の直後に与党の保守党（キリスト教民主同盟）の「社会的市場経済政策」の中で独占禁止政策はその基本政策となっ

ていたし、野党の社会民主党も従来から独占禁止政策については極

めて熱心であり、一九五九年のバードゴードスベルク綱領においては「可能な限りの競争を、必要限度での計画を」という形でそれは同党の基本的経済政策にもなっていた。このような背景のもとに一九七三年の独占禁止法大改正は、社会民主党政権のもとで野党の保守党も賛成して成立した。アメリカでも独占禁止政策は民主主義の基盤に係わる問題として一般に支持されていたが、それが組織的に運用されはじめたのは、一九三八年のF・ルーズベルトの反独占教書からである。この場合にもこの政策に対して保守系の共和党から極左に至るまでの幅広い支持があった。

わが国においては、一つには日本の風土もあって、政党は理念的な政策にあまり関心をもち、保守系政党も革新政党も経済体制における独占禁止政策の意義について強い関心を示さなかったが、今回の改正問題については、この面でもかなり大きな変化があったといえよう。しかし、このような関心が政党の中にどこまで定着するかは未だ不明といわなければならない。

(3) 市場行動の規制は現行独占禁止法の運用の主体となっているが、次のような問題点があり、改正案はこれに応える形になっている。

まずカルテル規制では、カルテルに対する排除措置の実効性が弱くなってきていることである。三〇年代のように技術革新が盛んで競争的であった状況のもとでは、そもそもシェアーや価格の固定について業界内の利害対立が強く、カルテルがなかなか形成できないか、形成されても不安定な場合が多かったため、かりにヤミ・カルテルがあっても独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会が調査する

だけで、カルテルが崩壊する場合が少なくなかった。これに反して業界が寡占化し、その技術水準が同等になり、協調的になってくると、昭和四八、九年の物価狂乱の際に典型的にみられるように、ヤミ・カルテルとして正式の審決により排除措置が命じられても、カルテルによって値上げされた価格は一向に下がることなく、そのまま維持され、また大企業のうちにも二年間に数回も正式の審決を受ける例が少なくないといった状況になった。これはカルテルに対する排除措置が不十分であることを明らかにしたものであり、またいわばカルテルのやり得が公然と行われていることを示すものといえよう。その対策としては現行の刑事告発の活用という考えもあるが、改正案では、カルテルに対する課徴金制度の創設と排除措置の強化および罰則の強化を考えており、これによって現行法の不備はかなり改善されるものと考えられる。

なお、再販売価格維持行為やポイントなどの不正な取引方法の違反に対して、公取委試案は、外国法制の場合を参考に、罰則制度の創設を考えていたが、これは改正案では採用されず、排除措置の強化が行なわれている。

(4) 市場構造についての規制としては、現行独占禁止法は、①合併、営業の譲受、株式保有等を制限し、②「私的独占」を禁止している。第一の合併等の規制については、昭和四八年に公取委員長は従来のマーケットシェア一三〇%の危険線を二五%にし、その規則の厳格化を図る旨明らかにし、今後この面の規制も次第に厳しくなっていくと考えられる。このことは第二の私的独占についてもいえることと思う。

わが国の場合、アメリカのように反独占意識がそれほど強くなく、むしろこの点では西欧と似ている面もあり、特に独占・寡占対策を行う場合には、独占・寡占に関する成果基準による調査によって、その弊害を分析し明らかにする必要性が実際上極めて強いと考えられ、今後独占・寡占の市場成果に関する面の調査は、極めて重視すべき問題であるといえよう。

(6) 独占禁止政策と産業政策との関係は、独占禁止政策の遂行に当って極めて重要であるが、総論的には先にみたように相互間の矛盾は基本的にはなくなっている。むしろ産業政策の中で具体的に市場機構や競争機能の活用が図られることが望ましく、この面での独占禁止政策との協力が期待されるのであるが、残された具体的な問題としては次の問題があろう。

昭和三〇年代中ごろまでに前にみたように数多くの独占禁止法の適用除外立法が行われたが、これらの意義についても新しい角度から再検討する必要がある。また、正式の適用除外法によらずに、いわゆる行政指導によって実質的な独占禁止法の適用除外が行われ、競争制限効果が生ずることも十分に注意して避けるべきである。さらに、公害問題、安全問題、資源問題等から新たな規制が増加して、このような規制と独占規制との関係も今後問題となる可能性もあるが、この場合にもその具体的な必要性や規制目的を明らかにした上で規制ルールをできるだけ明確にして行ない、曖昧な形で安易な競争制限が生ずることを避けるべきであると思われる。

しかしながら、この第一の規制は合併等の「行為」を契機とした独占の規制であり、第二の「私的独占」も「他の事業者の活動を排除し、又は支配する」(二条五項)という「行為」を媒介とした独占の規制であって、いずれも独占的「状態」からでてくる管理価格等の弊害——市場構造そのものからでてくる弊害——を防止することはできない。近年の日本経済の寡占化・独占化の傾向の中にあつては、管理価格などのように独占「状態」そのものからでてくる弊害を規制しうる制度——具体的にはかかる弊害がある場合に企業を分割すること——を創設することが、その弊害の発生予防のために必要ではないかという主張が公正取引委員会から出され、改正案では、新しい独占対策として、「独占的状態」に関する企業分割制度が導入されることとなった。(なお、この規制の一種のモデルとなったのは、昭和二八年の改正で削除された、独占禁止法旧八条の「不当な事業能力の格差」の是正のための企業分割制度である)

また近年いわゆる総合商社や銀行の株式保有が急速に進み、その保有状況も著しく、過度の経済力集中の進行の懸念もあるので、改正案では現行法の金融機関の株式保有制限の強化と、商社等の巨大企業の株式保有総額の制限制度の創設を計画していた。これらは一面でいわゆる企業集団化の行き過ぎ防止の意味ももっている。

(5) 市場成果に関する問題は、現行法では必要に応じて行う調査があるに過ぎない。改正案では独占的状態の判断の場合に構造基準のほか成果基準が加味されてきているので、この面の調査分析の必要性が加わることになる。また、改正原案にはいわゆる同調的値上げの場合に公正取引委員会がその実態と問題点の公表を行なうこと

(1) 主要国の政党の独占禁止政策の考えについては、伊從寛「主要国の独禁政策の理念とその背景」『国際商業』昭五〇年四月号参照。

質問 一 (京都大学 田 杉 競)

規模の経済の存在する産業の分野においては、大規模化すると日本のような市場では寡占市場となるであろう。しかし、大規模企業ではそれによって経営が効率化し、コストが低減する。逆に企業分割すればコスト上昇を招くであろう。

寡占対策として構造規制である企業分割がどれほどの合理性があるであろうか。

答 御質問に関して、ここでは今回の改正案がこの点についてのどのようになっているかを三点に分けてお答えしたい。

第一点は、今回の改正案では独占的地位それ自体をとらえて企業分割しようとしているのではなく、その地位にある企業が市場成果からみて弊害をもたらす場合にはじめて規制しようとするのであるから、寡占企業がもしも何ら弊害をもたなければ分割の対象とはならないということである。逆に、このような規制規定がおかれれば、独占的地位にある企業は弊害をもたらさないように努力するのであって、それによって好ましい成果が得られるものと期待される。

第二に、かりにある場合に企業分割という事態に立ち至ったとしても、その場合幾つかの工場を買却させるとかある事業部門を分離させるということであつて、工場を分割することではないと考えられる。

通常コストと最も関係のある規模の利益とは、経営全体の規模の

利益ではなく、工場単位の規模の利益を指しているもので、以上のような企業分割によっても規模の利益は失なわれることは少ないと考えられる。経営全体の規模の利益は、市場支配力によるマイナス効果と比較考慮して検討すべき問題であると思われる。

第三に、万一、実際の企業分割によって規模の利益が著しく失なわれるような場合には、改正法案では企業分割のための措置をとれないようになっているので、御指摘のような心配はこの改正案に関する限りはないと思う。

質問二（中央大学 五井 一 雄）

問一 海外に市場を拡大している大企業の市場支配力ないし価格支配力が問題となる場合、その支配力を規制するのに、国内市場シェアを基準とした構造規制では不十分ではないのか。この点について公正取引委員会ではどのように考えるか。

二 大企業は売手独占力だけでなく、買手独占力を行使できるが、この買手独占力は特に大企業の支配下におかれている中小企業に対して行使されているのが現状である（たとえば、大企業は中小企業に対して納入価格の値引き及び原価公開を要求している）。この大企業の買手支配力の規制について公正取引委員会でどのように考えているか。

答 一 大企業の市場支配力の規制問題として現在論議されているのは、あくまでもわが国市場における問題であるので、ある企業が海外に市場を拡大していてもそのことが直ちに規制と結びつくものではない。あくまでも国内市場におけるシェアその他の基準によ

って市場支配力の有無を認定し、規制するわけであるが、国内の市場支配に関して海外市場の拡大なり、そこにおける支配力なりが有力な支柱になっているような場合には、その点は排除措置において考慮されることになると思う。

なお、法律的には海外のある市場で市場支配力をもっているわが国企業の規制は、その市場の属する国での規制の問題であり、反対にある外国企業がわが国の市場で支配力をもっている場合については、わが国の法律が適用される。以上二つの場合の事例に関連して、二以上の国にまたがって活動する大企業の行動や在り方について問題がある場合には、関係国の政府間協力ないし国際機関による規制をまたなければ、有効な規制を行なえない場合が生ずるおそれがあるが、このような点は現在主としてOECDの独占禁止専門委員会等で検討されている。

二、大企業の買手独占力の行使に関しては、改正案の「独占的状態」の規制の適用はない。適用があるのは大企業の売手独占力に対してだけである。しかし、大企業の買手独占力の不当行使については、現行法の不公正な取引方法として規制しうる場合がある（一九

条）。

不公正な取引方法に関するいわゆる「一般指定」（昭和二八年公取委告示一七号）の一〇は、「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方にとって不利益な条件で取引すること」を不公正な取引方法としているが、先生の御指摘のような行為はこれに該当するおそれがあるわけ

である。

また、この面の独占禁止法の規制を補完するためにいわゆる下請取引については、下請代金支払遅延等防止法が制定されているが、同法においても契約後の理由のない納入価格の値引きなどは禁止行為として明示されている。

（一）改正法案による第二条第七項第三号には、次の規定がある。

「当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照して、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。」

（二）改正法案による第八条の四第一項は、「独占的状态」に対する企業分割等の措置を規定しているが、同項ただし書には、次の規定がおかれている。

「当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮少し、経理が不健全になり、

又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。」

わが国の独禁法改正問題は、いわゆる物価狂乱とその前後の企業行動とくにヤミカルテルの横行を契機として起った。この近年の各国の独禁法改正あるいは改正問題の発端が、いずれも物価高騰を一つの契機としていたことを考えると、その点でとくに独自の事情はないように見える。しかしながら、その背景には根本的な差がみられる。たとえば、アメリカではカルテルは当然違法とされ、その罰金も日本とは比較にならぬ巨額であり、おまけにいわゆる三倍賠償という損害賠償を要求されることになっている。西ドイツでもヤミカルテルに対する罰金は巨額であり、わが国の罰金五十万円が違反行為の禁止ないし制約条件としての役割を全く果していないのとは事情を異にしている。また、アメリカでは六〇年代半ばのネーダーの運動とも関連して、いち早く七〇年にはもっとも保守的といわれた全米産業会議所が「企業と消費者の関係に関する規定」を採択するなど、早くから積極的な取組みが行なわれていた。したがって、物価高騰を契機として、大企業のヤミカルテルや消費者への配慮の欠如が直接攻撃対象となることもなかった。アメリカにおける独禁法改正、とくに産業再編成法案の真のねらいは、インフレ対策として当時とられつつあった所得政策などの大統領部局による直接規制が、政府による統制拡大を誘発し、ひいては経済社会の民主的基礎

を危くするとの認識と結びついていた。また西ドイツでは、とくに国際カルテルや垂直的価格拘束に対する対策という面をもっていた。イギリスではまた多国籍企業の価格政策への規制を直接の契機としていた。わが国の独禁法改正が単純に大企業批判と直結したのとは根本的に異なっている。以上のようなことを考慮すると、現時点において「独禁政策の課題」が専門部会のテーマとなったことは、誠に意義深いものがあるといえよう。

報告者の一人である植草益氏は、その深い知識を背景に、アメリカ、西ドイツおよびイギリスの独禁法のうち、とくに共謀、独占、価格差別、合併・株式取得などについての排除措置を比較説明され、それらとわが国との差異を明らかにされた。また、このことを通じて、独禁政策における欧州型とアメリカ型とを区別し、現下のわが国における独禁法改正が公取試案にみられる両型態の混合タイプと、自民党案にみられる特殊アメリカ的接近との対立の中に変遷している点を浮び上がらせられた。この分析をさらに進めると、独禁政策を単にその法制的特殊性に即して分析するだけでは十分ではないという結論に対するであろう。なぜなら、各国ともそれぞれ特有の経済的政治的構造のもとで異なった経済発展をしてきており、それに対応して特殊な産業政策体系をもっており、各国の独禁政策の特殊

性はそれとの総一的関連性において解明され、位置づけなければならぬことを意味しているからである。時間の関係もあって、植草氏はこの点まで論旨を進められなかったけれども、それは同氏の報告の延長線上の問題であり、われわれ共通の課題であるといえよう。

もう一人の報告者である伊従寛氏は、独禁法改正試案の当事者である公取の担当者としての現実に対する体系的認識を背景に、日本における独禁政策の課題について報告された。氏は、わが国の現行独禁法が、政策理念、市場行動規制、市場構造規制などの点でもっている限界とその評価基準の問題を具体的に提示された。論議の対象となつている公取当局の一員であるということもあって、必ずしも断定的に述べられなかったけれども、それは独禁法改正の意義と機能とについての各種の無理解と誤解についての公取当局の一つの意見表明といつてよいかもしれない。しかし、この問題意識をより説得的にするためにも、前述した植草氏の報告の延長線上の問題についての公取としての体系的認識の整理が必要となるであろう。

伊東光晴氏は討論者として、排除措置が重要であることには同感の意を示しながら、現行法でも、もし厳格に履行すればやれる余地の大きいことをとりあげられた。また、氏はカルテルと事業者団体、とくに情報交換なかんずく需要予測との関係、アメリカにおける反独占法が市民法として確立されていること、わが国の独禁法改正が英米的慣行法のルールではなくて、大陸法的ルールに従っているためにもたざるをえない限界などについて氏独特のきわめて説得的な論理を展開された。それは、日本における独禁政策が、不幸にして

依然として市民法的基盤をもつに至らず、せいぜい反企業的政治闘争の手段に終始していることへの痛烈な批判と、過去における独禁法運用担当者への批判をも含むものであったといえよう。

ともあれ、日本の独禁法改正とその結末は、日本における経済秩序法体系の全体的認識と運命をもつものである。課題は文字通り、たんなるガーベではなくて、アウフ・ガーベであるといわれる。独禁政策の日本の課題として、われわれはいまなにをアウフ・ガーベするかを問われている。

〈自由論題〉

産業集中と価格変化

— 管理価格インフレーションの検証 —

新庄 浩二

〈神戸大学〉

〔I〕 序

この報告は、わが国製造業について価格変動パターンを規定するとみられる諸要因をとり上げ、その統計的有意性を検証しようとするものである。以下で、我々は特に企業の市場支配力（それは産業集中度によって測られる）が価格行動において果た役割に重点をおいて考察する。

市場構造の主要な規定要因とみなされる産業集中度が価格変動にどのような影響を及ぼしているかについては、これまでも価格変動頻度や変動幅を中心に各種の研究が行なわれている（例えば、公取事務局〔1〕、小林好宏〔4〕）。また、集中度が特に高く典型的な寡占市場を形成しているとみられる商品については、その管理价格的な価格形成の実態がケース・スタディによって報告されている（公取事務局〔2〕）。しかし、このような寡占企業による価格形成が国民経済的に見て一般物価水準の上升、すなわちその背後にある相対価格変化に対して、数量的にどの程度の重要性をもっているかについては、まだ十分な実証的裏づけがなされているとは言えない。

ま解釈すれば、集中度の高い商品ほど価格の低下をもたらすということになる。理論的考察とは矛盾するこのような結果が得られたのは何故か、集中度によって表わされる大企業の市場支配力が物価の上昇に何らのポジティブな役割をも果していないのか、といった点を更に検討してみようというのが、この報告の目的である。

〔II〕 価格変動パターンの予備的考察

まず価格変化と集中度との大まかな対応関係を見るため、日銀卸売物価指数及び公取集中度調査〔1〕、〔3〕をもとに、一九六〇～七三年にわたり連続してデータのとりうる一〇三品目を選び出し、これを集中度の高さに応じて四グループに分け、各グループ毎の平均物価指数を求めてみた（第1表）。これを図示したのが第1図である。それによると長期的に見れば、価格上昇率はグループⅠやⅡのような高集中産業の方が集中度の低い産業（グループⅢ、Ⅳ）に比べてむしろ低く、特に集中度の最も低い商品群であるグループⅣ（これは中小企業性製品より成る）の価格上昇率が一貫して最も高いことが注目される。このような価格の長期的動向は、一見いわゆる管理価格インフレーション仮説とは相反するように見える。けれどもここで我々の注意を一九六二、六五、七一年の三度の不況時点に向けると、グループⅣを例外とすれば、いずれの場合も価格の対前年変化率（ P_{62}/P_{61} , P_{65}/P_{64} , P_{71}/P_{70} ）は集中度が高まるほど相対的に高くなっていることが看取される。

このような景気の局面に応じて異なる価格の変動パターンは、各年の価格変化率と集中度との二変数間の回帰分析によっても確かめ

この問題に関して、わが国でこれまで行なわれた計量的研究のうち代表的なものとして、西川俊作〔6〕が挙げられる。ここでは、L. Weiss〔5〕のモデルに従って、製造業六三業種を対象として一九六〇年～七〇年にわたる価格変動要因のクロスセクション分析を行ない、次のような計測結果が示されている。

$$\begin{aligned}
 P_{65}/P_{60} &= -0.002C_{60}^5 - 0.276g + 1.833m + 2822t \\
 &\quad (0.40) \quad (1.18) \quad (5.71) \quad (4.52) \\
 &\quad + 0.623d + 5718R \quad R = 0.60 \quad S_e = 0.101 \\
 &\quad (2.04) \quad (5.88) \\
 P_{70}/P_{65} &= -0.014C_{65}^5 - 0.055g + 1.5885m + 0.523t \\
 &\quad (3.55) \quad (0.34) \quad (10.52) \quad (1.64) \\
 &\quad - 0.293d + 5212R \quad R = 0.76 \quad S_e = 0.081 \\
 &\quad (1.30) \quad (5.88)
 \end{aligned}$$

（注） C_{60}^5 ：一九六〇年における上位5社集中度、 g ：実質出荷額成長率、 m ：単位当たり原燃料費変化倍率、 l ：単位当たり労務費変化倍率、 d ：消費財を示すダミー変数、（ ）内はt値。時点によって C_{60}^5 の係数の有意性に違いはあるが、この結果をそのま

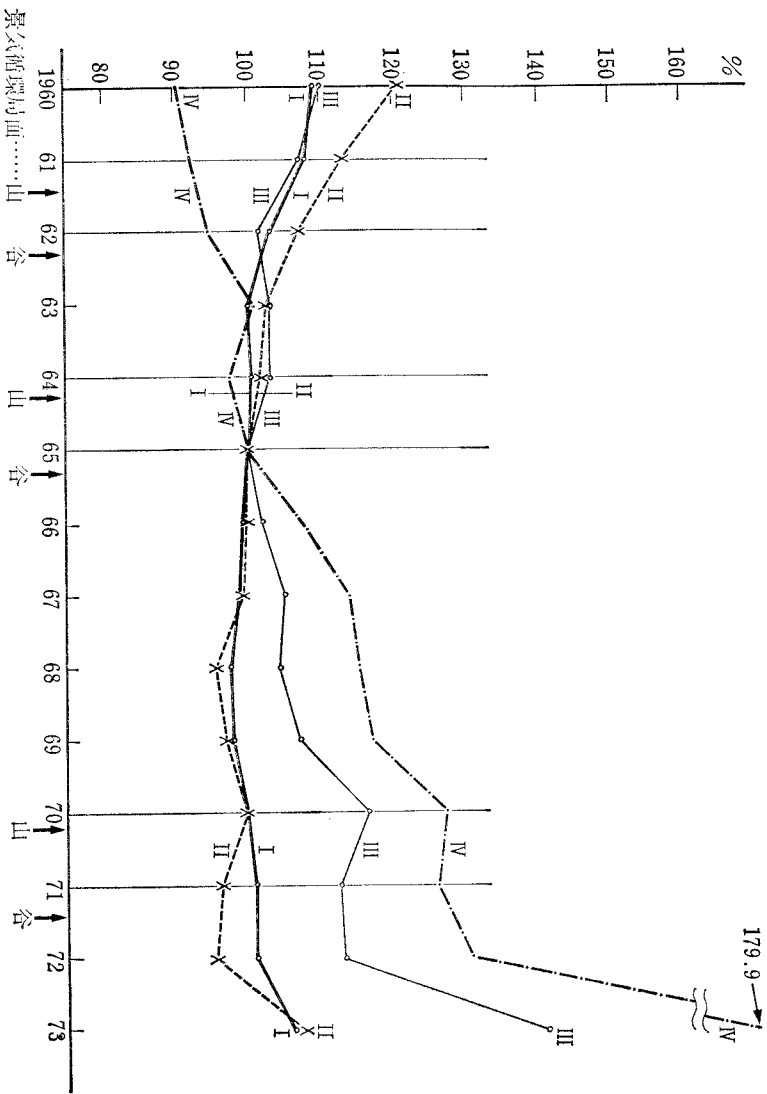
第1表 集中度グループ別価格指数

(1965年=100)

グループ (品目数)	C_{70}^3 の均 平	C_{70}^H の均 平	P_{60}	P_{61}	P_{62}	P_{63}	P_{64}	P_{65}
I (30)	85.2%	.354	109.8	107.8	103.2	100.4	100.5	100.0
II (30)	61.9%	.169	120.6	113.1	107.0	102.8	101.8	100.0
III (35)	35.0%	.071	109.9	107.4	101.7	102.9	103.1	100.0
IV (8)	19.4%	.030	90.1	92.2	94.7	100.8	97.5	100.0
グループ (品目数)	P_{66}	P_{67}	P_{68}	P_{69}	P_{70}	P_{71}	P_{72}	P_{73}
I (30)	99.3	98.9	97.5	97.7	99.7	100.6	100.8	106.3
II (30)	99.9	99.0	95.4	96.8	99.6	96.4	95.5	107.5
III (35)	101.7	105.1	104.3	107.1	116.4	112.4	113.0	142.5
IV (8)	107.4	113.7	115.1	116.8	127.1	125.7	130.6	179.9

(注) C_{70}^3 , C_{70}^H は1970年における上位3社集中度、及びハーフィンダール指数を意味する。

第1図 価格変動パターン 1960—1973



ることができる。すなわち、上記の三つの不況時点については、次のような正の相関を示す結果が得られた。

$$\begin{aligned}
 P_{62}/P_{61} &= 3.60C_{61}^3 + 9.67D + 93.72 & R^2 &= .085 & S_e &= 7.03 & (1.24) & (3.36) & (50.33) \\
 P_{65}/P_{64} &= 3.25C_{64}^3 + 5.95D + 96.68 & R^2 &= .030 & S_e &= 6.46 & (1.14) & (2.25) & (54.63) \\
 P_{71}/P_{70} &= 7.86C_{70}^3 + 4.25D + 93.57 & R^2 &= .026 & S_e &= 8.15 & (2.14) & (1.27) & (40.16)
 \end{aligned}$$

(ただし、Dは中小企業性製品を示すタミー変数)。これに対し、その他の時点すなわち景気回復時もしくは好況期については、有意性の程度に差異はあるが、価格上昇率と集中度との間には負の相関関係が見出された。

以上から明らかに、わが国企業者は景気循環の局面に応じて有意に異なる価格行動をとると考えられ、それ故、次節で我々が行なう需給諸要因を含めた価格変動分析においても、上で指摘した諸側面を考慮に入れることが不可欠と思われる。

〔Ⅲ〕 価格変動のクロスセクション分析

ここではモデルの導出過程は省略し、我々が推定に使用した最終的なモデル・スペシフィケーションのみを示すと、それは次の通りである。

$$P_{t+1}/P_t = r_0 + r_1(\alpha_t \cdot I_t) + r_2(\beta_t \cdot m_t) + r_3C_t^3 + r_4D + r_5 \frac{II_t}{S_t} + u_{t+1} \quad (3.1)$$

ただし、 α_t, β_t は各産業の生産額に占める労務費及び原燃料費の比率、

C_t^3 は上位3社集中度、IIは製品・半製品在庫変化分、Sは出荷額、 $r_1(\alpha_t \cdot I_t)$ は推定されるべきパラメター、 u_t は誤差項、添字は時点を示す。このモデルが従来のワイス型のモデルと異なる最も重要な点は、(三・一)式では生産技術条件が各産業において異なるというクロスセクション分析特有の事情を考慮に入れるため、 α, β を変数に明示的に導入していることである。なお、このモデルの推定に当っては、説明変数に含まれている需要及び費用要因のデータを必要とするため、通産省『工業統計表』(産業編)に依拠したが、各資料間で斉合的なデータの得られる業種が限られるため、標本として使用した産業の数は、結局四桁分類の約五〇業種となった。次にモデルの推定結果の検討に入るが、価格の短期的な変化と数年にわたる中期的な変化の二つの場合に分けて要約しよう。

(i) 短期的価格変化(第2表)

第2表は(三・一)式を一九六一年から七一年の間の各年変化率についてフィットさせた結果を示している。ここで我々が最も関心をもち C_t^3 の係数値に注目すると、不況局面においては集中度の価格上昇に与える影響は予想通り有意に正の値が得られている。特に、 P_{65}/P_{64} における10.00や P_{71}/P_{70} における13.59の値は1%水準で有意であり、これらの値は他の条件を一定とすれば、例えば上位三社集中度が一〇%だけ高い業種においては、約1%だけ高い価格上昇が伴なうであろうことを意味している。他方、景気回復局面から好況時については、 C_t^3 の係数値は需要及び費用要因を同時に考慮した結果、前述の単相関分析の場合とは異なりほぼ正の

第3表 推定結果(ii): 中期的価格変化

P_{t+1}/P_t	費用変数	C_t^3	D	CON	\bar{R}^2	SE	DF
P 64/62		-10.61 (2.18)	-4.02 (.93)	105.96 (35.57)	.054	8.29	46.0
P 64/62	l_t m_t	.093 (1.42)	.051 (.672)	-1.72 (.46)	-2.26 (.73)	41.57 (3.91)	.529 5.85 44.0
P 64/62	$\alpha_t l_t$ $\beta_t m_t$.844 (4.18)	.496 (7.29)	4.28 (1.09)	-.29 (.09)	57.26 (8.01)	.552 5.71 44.0
P 70/65		-20.29 (1.78)	10.53 (1.20)	118.40 (17.11)	.124	17.92	41.0
P 70/65	l_t m_t	.201 (2.68)	.592 (8.57)	-8.05 (1.52)	.45 (.11)	28.80 (3.53)	.817 8.19 39.0
P 70/65	$\alpha_t l_t$ $\beta_t m_t$	1.416 (6.51)	.685 (10.69)	1.03 (.17)	5.50 (1.23)	43.96 (6.06)	.793 8.71 39.0

(注) 記号の説明は第2表と同じ。

第2表 推定結果(i): 短期的価格変化

P_{t+1}/P_t	$\alpha_t l_t$	$\beta_t m_t$	C_t^3	D	II_t/S_t	CON	\bar{R}^2	SE	DF
P 62/61	.801 (4.41)	.324 (4.44)	5.37 (1.56)	7.24 (2.41)	-1.02 (2.58)	67.05 (10.41)	.473	5.45	42.0
P 63/62	.426 (2.16)	.374 (5.69)	1.16 (.31)	4.13 (1.37)	-.76 (1.48)	71.69 (10.53)	.519	5.61	43.0
P 64/63	.758 (4.19)	.360 (4.75)	7.59 (2.14)	-.86 (.32)	-.42 (1.03)	65.59 (9.06)	.328	5.35	46.0
P 65/64	.695 (4.29)	.376 (5.80)	10.00 (3.07)	6.96 (2.64)	-.77 (1.52)	63.62 (10.19)	.481	5.33	49.0
P 66/65	.821 (3.72)	.613 (8.95)	8.62 (1.93)	6.69 (2.03)	-.01 (.02)	47.55 (6.41)	.630	6.61	47.0
P 67/66	.767 (5.40)	.342 (5.46)	1.27 (.38)	5.01 (2.02)	-1.92 (3.09)	70.31 (11.99)	.518	4.90	47.0
P 68/67	.434 (3.59)	.115 (2.36)	2.70 (.96)	.42 (.21)	-.62 (1.36)	87.37 (18.94)	.196	3.97	41.0
P 69/68	.223 (1.66)	.193 (3.99)	4.40 (1.47)	.05 (.02)	-.05 (.08)	84.86 (17.95)	.209	4.26	41.0
P 70/69	.669 (5.07)	.217 (4.02)	-1.17 (.32)	.46 (.18)	-1.80 (3.06)	85.59 (16.00)	.500	4.88	41.0
P 71/70	.730 (3.93)	.218 (2.79)	13.59 (2.90)	4.07 (1.18)	-1.23 (1.83)	71.18 (10.66)	.309	6.68	41.0

(注) \bar{R}^2 : 自由度調整済決定係数, SE: 標準誤差の推定値, DF: 自由度, () 内の数字は t 値を示す。

効果を示しているが、統計的に有意とはいえない。このような結果は我々の経済的常識とも合致するといえよう。というのは経済成長率が趨勢的に高いわが国のような場合、好況局面では大企業間でも激しいシェア拡大競争が繰り広げられるのがむしろ一般的であり、そのため価格動向はもっぱら需要及び費用要因によって支配されていると考えられるからである。次に需要変数(II_t/S_t)についてみると、係数の符号はすべて期待通りのマイナスを示し、 P_{62}/P_{61} , P_{67}/P_{66} , P_{70}/P_{69} の三つの時点では有意にゼロと異なっている。また労働及び原燃料の二つの費用変数に関しては、ほぼすべての時点で高い有意性をもつ正の係数が得られており、理論的に期待された通り価格決定における費用要因の重要性を裏付けている。

(ii) 中期的価格変化(第3表)

次に、同じモデルを景気の上昇過程を含む中期的な価格変化の説明にあてはめた場合の結果を示そう。第3表には、一九六二～六四年及び一九六五～七〇年の二つの期間(いずれも景気の谷から山まで)について、(三・一)式の推定結果と並んで比較のために単相関分析及びワイス型モデルの推定結果がそれぞれ示されている。同表の三つの推定結果を比較すれば明らかのように、(三・一)式の特定化が各係数の符号、有意性から判断して最も理論的期待に合致しているといえる。特に集中度の影響についてみれば、(三・一)式では有意性はないが正値が得られているのに対し、他の推定式によれば例外なくマイナスの係数となっている。

以上を総合すれば、我々のモデル(三・一)式は価格変動のクロスセクション分析に最も適した特定化であると考えられると同時に、本報告での計測結果は、これまでわが国で行なわれた同種の研究においては必ずしも十分検出され得なかった市場支配力のインフレーション過程におけるポジティブな役割を検証するのに一応成功したと主張しうると思われる。

- (1) 詳細は新庄〔7〕を参照されたい。
- (2) これが価格調査品目全体に占める比率は約二〇%である。

〔参考文献〕

- 〔1〕公正取引委員会事務局編『日本の産業集中 昭和三八年～四一年』、東洋経済、一九六九年。
- 〔2〕同 右 『管理価格(1)』一九七〇年及び、『管理価格(2)』一九七二年。
- 〔3〕同 右 『流通系列化(管理価格、再販制度)』、一九七四年。
- 〔4〕小林好宏「高度成長過程における価格と利潤の動態——一つの産業組織論的アプローチ」、『季刊理論経済学』、一九七一年八月。
- 〔5〕L. Weiss, "Business Pricing Policies and Inflation Reconsidered", *Journal of Political Economy*, April, 1966.
- 〔6〕西川俊作「管理価格インフレーションと寡占」、『季刊現代経済』、No. 9, Summer, 1973.
- 〔7〕新庄浩二「産業集中と価格変化——わが国製造業におけ

る価格変動要因の計量分析——』神戸大学経済学研究会報』二二、一九七五(予定)。

質問 — (関西大学 安喜博彦)

- 1 多重回帰分析における説明変数相互の独立性について。多重回帰分析によって、寡占品目でのコスト低下にもとづく問題を解決したと考えてよいか。
- 2 中小企業性製品をダミー変数として集中度と別の変数として扱う根拠は何か。
- 3 報告は集中度と価格変動との関係についての一仮説の検証と考えるが、「管理価格インフレーション」の実証としては景気循環局面をこえた長期の分析としても行う必要があるのではないか。

答 1 価格変動要因の相対的重要性を正しく判断するためには、各種の要因(集中度、需要、費用面など)を同時に考慮に入れた分析を行なうことが不可欠である。そのための一つの手法として多重回帰分析が適していることは、本報告と同種の研究が諸外国でも行なわれていることを見ても分る。説明変数間には、ともに景気循環等のマクロ的な影響を受けているため、当然ある程度の相関関係は存在するが、多重共線性が問題となる程の高い相関関係はなく、結果の解釈には影響しない。

2 中小企業性製品のもつ市場の地域性及び政府による各種の保護政策的側面(例えば中小企業カルテル)を考慮したため。

3 本報告と同じ手法を、より長期的な価格変化の分析に適用する必要性は認めるが、筆者の見解では、集中度の有意に正の影響を検

出するのはむづかしいと考える。換言すれば、それだけわが国の寡占体制が競争的構造をもち、市場支配力はマクロ的に見れば、短期的のみ発揮し得ていると思われるからである。なお長期の価格分析には、クロスセクション分析と合せて時系列分析を行なうことが必要であろう。

スタグフレーションと産業構造

一 現代経済社会のメカニズム

現代経済社会は先進各国とも操作可能を目的とした構造をもち、操作可能とするためには、ある許容限界をもった均衡モデル化を示している。このモデルは、もちろん市場メカニズムを基調としながらも、国内均衡と国際均衡の調和の上に成立している。

操作の主導力は自由経済圏では米国にあり、米国の主導力発揮を可能とするような国際関係、国際体制がつけられていた。しかし、米国経済の相対的弱体化、インドナでの敗北などにより、米国の主導力の弱体化が進んだ。

もちろん、国際的均衡は経済のみでなく、軍事力もまた重要な要素となっている。このモデルは米・ソを基軸とした東西対立関係の上に構築されていった。(冷戦→緊張緩和)

しかし東西何れの場合も、特に西側における経済的均衡関係は、南北の大きな経済水準格差を前提として成立しているのである。

二 均衡をつくるための装置によるインフレ要因

以上のような操作可能な均衡をつくり出すための経済政策の装置

は巨大な機構を必然化し、この管理機構保持のための支出は、財政インフレ的性格をもったインフレ要因の一つになる。その代表的なものは軍事支出と経済政策の安定装置である。

軍事支出が財政インフレの要因の一つになることは明白ながら、対GDP一%以下の日本においてはそれ程の影響はない。これに反して経済政策の安定装置による影響は大きい。

ここでいう安定装置とは、広義の政府機構並びに公共サービス機構、およびその関連機構をいう。

経済成長による拡大均衡から安定装置の機能強化が要求されれば、これに対応して機構は巨大化し、組織の官僚化が進む、これに比例して財政支出は巨額化し、縮少面に向っては硬直化せざるをえない。例えば、安定装置は景気局面が過熱となりインフレ基調となった際、これを鎮静するためには、財政支出の収縮により調整しなければならぬ。しかしこの場合でも安定装置機構の拡大により非弾力的となり、専ら金融手段により行わなければならない。すなわち、金融手段による総需要抑制政策は景気局面を後退へ導くが、財政ほう張はインフレ基調をもち、スタグフレーションを招来するのである。

石井 金之助

〈大阪大学〉

三 技術革新型経済のもつインフレ要因

戦後の先進国経済の成長は技術革新による面が大きい。技術革新は第二次大戦中に開発された軍事技術の戦後における平和的転換から出発し、その後、米ソの宇宙開発競争などによって加速されている。

技術革新は新技術に基づく設備投資の増大と生産諸要素の価値増大を実現し、経済成長に寄与してゆく。しかし、技術革新は新製品や新産業の開発や発展により市場拡大を行い経済成長の効果をあげるためには、前述したような経済政策の巨大な安定装置機構をつくり上げてゆく必要がある。そして、このような技術革新型経済は大衆消費、大量流通、高次、低次サービス市場の開発を伴いながら経済成長をつづけていった。

こうした技術革新型経済は本来的にインフレ基調を必然化する。だが、引きつづいての企業の合理化努力、近代化投資、規模利益の追求は、二次産業部門の生産性向上によって、価格上昇を吸収してゆき、物価上昇率をそれ程高くしていかない。その上、経済成長による平均的所得増加率は物価上昇率を上回り、インフレは社会の底辺にいる低所得層、生活保護層以外にはそれ程苦痛を感じなかった。

しかしながら、こうして先進諸国経済の繁栄を支えた技術革新型経済は資源多消費の上に成立していた。資源には経済資源のほか、自然資源があり、自然資源は石油を含む鉱物資源などのほか地球表面の空間利用という環境資源がある。これら資源は石油に代表され

るように資源保有国（多く発展途上諸国）の犠牲の上に立って廉価で継続的に先進工業諸国に供給され、先進諸国の資源多消費型技術革新を可能とさせていった。その結果は先進諸国と発展途上諸国との間の経済水準格差をひろげつづけ、いわゆる南北問題を提起していった。

また、対価による支出を伴わぬ企業の私的な環境利用は社会的費用の増加をみただけでなく、社会的不経済による環境破壊、環境汚染の激増となっていた。

四 製品価格の下方硬直性と消費経済における心理効果

以上のような技術革新型経済成長は資本の集中、寡占化をもたらす、企業による市場管理体制を強めていった。特に日本の場合には独禁法の不備のため企業の価格操作を可能にし、下方硬直型の管理価格を現出させていった。

労組のいわゆるスケジュール闘争もこうした下方硬直型の管理価格形成を助ける役割をしている。日本の場合にはイギリスなどと異なり労組の圧力が即、賃金上昇に基づくコストインフレをひき起しているのではなく、前述したように企業（公営企業を含めて）の下方硬直型の管理価格形成を助ける作用をしてインフレ要因となる点は否定できない。

このような技術革新型経済はひとびとに対して恒常所得の増加期待を確信させていった。こうしたことが大量消費傾向を育て上げ、技術革新型経済の市場基盤を急速に形成した所以だが、他面、消費

者心理をしてインフレに対するある種の期待、いわゆるインフレマインドをつくり上げていった。そして土地問題にあらわれるように投機的消費をみせ、これはインフレの進行を助ける作用をした。

だが、こうしたインフレマインドは今回の不況局面においては、インフレに対する不安の方が先行してゆき、デフレマインドともいふべき形で消費抑制を過度に強めている。

五 資源・環境などの有限性の確認に基づく新らしい価格体系への進展

前述したように先進工業諸国の資源多消費型技術革新型経済は、資源・環境に対する有限性を改めて世界のひとびとに認識させていった。そして資源保有諸国のナショナルリズムの抬頭となり、OPECなどによる国際資源カルテルの結成がみられ、一九七三年のいわゆる石油ショックを機会に原油価格の四倍引上げとなった。今後とも画期的な技術進歩があり、代替原料の開発がみられぬ限り、原料資源の国際価格は上位水準のまま下方硬直性を維持せざるをえない。

それ故、資源非保有国である日本は工業製品は当然のこと、農水産製品でも、原料コスト圧力による製品価格の上昇にみまわれざるをえないわけである。

環境問題もまたP P原理に立った形で、企業の生産費の引上げとなってゆく。すなわち、いままでも環境を自由財と考え、その保全費負担を極小にして、社会的費用に専ら依存してきた日本の企業は公害多発による世論の圧力と公的介入により外部費用の内消化をよぎなくしている。これは必然的に製品価格へも転嫁され、製品価格上

昇をみせるに至っている。

このような形での資源や環境価値の稀少性の再確認による価格上昇は、むしろいままでの状態が正常を欠いていたと考えるべきである。それ故、正常な状態への復帰に対応した価格体系がつけられざるをえないが、こうした価格体系への移行の過程では、経済活動における混乱が生じ、インフレ基調は強まるものと考えられる。

六 スタグフレーションはなぜ起るか

いままですべて来た各要因は比重の差はあるものの組み合わせられてスタグフレーションを引き起しているといえよう。

エコノミストの中には七三年の過剰流動性の反動や先進諸国の景気循環波動のシンクロナイズ化に今次のスタグフレーションの主因を求め意見もあるが、これは当たっていない。

筆者は前記の諸要因の組み合わせを次のように考えている。すなわち、一言でいえば、戦後、日本をはじめ先進諸国の成長を支えて来た資源多消費型技術革新型経済の崩壊がスタグフレーションという現象で端的にあらわれたものといえよう。

革新的技術の開発は歴史的にみれば、いつも大戦争を機会としておこるものである。それは、戦争という大きな社会的ニーズが採算を無視した形の研究投資を実現し、これが革新技術開発の成果を生む。それだけでなく、戦争は戦勝国側にも敗戦国側にも有形、無形の伝統的な社会的資産や秩序を崩壊し、戦後の経済復興に際して、軍事技術として開発された革新技術の平和的転用を容易にし、強力な新産業体系をつくり出すものである。これが技術革新である。

だがこうした新産業体系を維持するには、前述したような経済政策の安定装置をはじめこれに対応した市場構造、社会構造の存在と育成が絶対に必要である。これは巨大な社会的費用の支出を絶対化し、また硬化化した支出構造をつくり出す。したがって技術革新型経済は本質的にインフレ型経済である。しかも軍事技術から出発したいままで技術革新は本質的に資源多消費的性格をもっている。

もともと革新技術のもつ経済的効果(生産力効果)は有限であり、社会が追加的に行う技術開発効果も有限性を持ち、これが技術革新波動をつくっている。この波動はすでに世界的にみて六〇年後半には下降し、資源多消費型なるが故に、資源や環境の有限性の社会的確認という環境の下で、七〇年代では完全に沈滞停滞している。そのため、先進国経済は一樣に不況局面を迎えざるをえなかったのである。

だが、さきにも述べたような技術革新型の社会経済構造はそのまま残り、巨大な支出をその維持のためにつづける。こうして不況下のインフレーション、すなわち、スタグフレーションという現象をみせるに至るのである。

七 スタグフレーション克服のための産業構造

以上のべたように、スタグフレーションを克服するには、全く新たな資源原料転換及び省資源的な技術革新をおこなすことと、旧技術革新型の社会経済構造を解体し、新しい技術革新を発生させ、育成してゆく形の構造へ転換させてゆかねばならない。

それにはまず、こうした意識をひとびとにもたせ、価値体系を交換するとともに、これに適合した経済体制、特に産業体制をつくってゆかねばならない。しかもこのような体系と体制は国内のみならず国際的につくられなければならないのである。

しかも冒頭にのべたような国際的な均衡は現存している。この均衡体制はもちろん長期的には変化しようが、急激な変化は国際的な緊張や混乱を呼び、さらにいっそう危険な環境をつくり上げるから平和裡に新しい秩序の現出が必要である。

価値体系の変化よりも価格体系の変化は市場メカニズムの中で先行せざるをえない。そこに社会的混乱や不安が生じやすい原因がある。それ故、産業構造政策においてこれを導く必要がある。その一、二の方向をあげれば次のようになる。

- (一) 高次多面的均衡型経済政策実施(弾力的な政策実施には、弾力的体制が必要……自己制御機能と情報システム強化)
- (二) 高度の国際協調、協力を基礎とした国際収支均衡体制確立。
- (三) 計画化体制と市場機構の積極的な意味での機能的活用による雇用吸収効果と生産性効果の両メリットが発揮できる産業構造の確立(各業種間の賃金水準の均等化を原則として)。
- (四) 特に計画化体制においては、省資源化、環境保全及び新しい局面における技術革新誘導型産業の開発と育成。
- (五) 市場機構活用型体制においては、特にサービス主導型産業構造への転換(サービス構造の知識集約化を原則として)。
- (六) OECDの「積極的労働政策」的考え方に立つ産業政策導入等々。

雁行形態論の展開

松浦茂治

△大分大学▽

ここでは日本の繊維産業(生糸・絹織物・綿糸・綿織物・毛糸・毛織物・化繊糸・化繊織物・合繊糸・合繊織物・繊維機械の一一業種)について、輸入・生産・輸出・見かけ消費量を明治維新以降最近までの暦年数値で整理し、雁行形態論的実証分析を行なった結果について、若干の理論の展開と見出された問題点を述べたい。

まず理論については赤松博士の雁行形態の基本型は、図1のように輸入(M)—国内生産(P)—輸出(X)—逆輸入(M')のカーブを中心にしたシエーマであるが、これを先進国段階に到達した今日の日本に適用させるには、図2・図3のように展開させねばならない。ここでは新しく海外生産(P')が描かれるが、それは直接投資(資本・技術・経営のパッケージ移転)によって発生してくるものである。これはバーノン博士のプロダクト・サイクル論と外面的には類似しているが、理論的・質的には異なるもので、雁行形態論は主として比較優位を弱化した、ないしは比較劣位に転落しかけた業種が、輸出減少に平行して海外生産に転換進出していくものと考える。以上のように展開された雁行形態論は、プロダクト・サイクル論との止揚によって生れた新しい先進国型雁行形態論である。すなわち雁行

形態論の立場から、その質的相違を克服した広い視野から、プロダクト・サイクル論を摂取して再生・展開したものと考える。一九六〇年代以降に繊維機械を除く他の業種において、海外生産の動向が強まったが、このことが業種により若干のタイムラグを持ち、程度の差はあるが動向として、輸出減退・逆輸入開始の徴候として看取される。しかし、今日のところこのことの自覚は存在するもの、明確・適格な日本産業構造調整のための政策は未だ打出されていない。

(1) 以上の論述のためには、数多くの図を引用することが必要とされるが、与えられた紙数はこれを許さないもので、拙著『日本繊維産業の発展分析と展望——雁行形態論的研究——』、至誠堂、昭和五〇年を参照されたい。

二

実証分析に当たっては、いくつかの課題を持って臨んだ。(1)生産の多様化の実績とその理論的裏付け、(2)各業種について輸入代替化・輸出化・輸入化さらには代替輸入化の要因分析、(3)直接投資の実態とその跳返り効果、(4)雁行形態論的将来予測等がそれである。ここでは、いくつかの注目すべき分析結果を述べたあと、(4)の将来

予測に重点をおいて論述したい。実証分析は一八六八（明治維新）～一九七二（昭和四七）年の一〇四カ年について行なったが、将来予測に関しては、第二次大戦後の一九四五～七二年の二八カ年の分析に重点をおいた。

輸入段階を欠如するもの 化繊糸・化繊織物・合繊糸・合繊織物においては、「輸入による国内市場の育成」を待つことなく（少量の試験的輸入は先行した）、生産開始に続いて輸出という先進国型（図3）を迎えて発展した。ただしこれは国内における創造的技術革新による国内市場の開発というよりも、技術の一部ないし大部分を輸入し、既存の天然繊維市場に代替的に進出していったと見るべ

きである。

発展の程度 一業種のそれぞれについてみれば、業種間に成熟ないし停滞度の順位が識別できる。停滞度の強いものから列挙すれば、生糸・絹織物・綿糸・綿織物・化繊織物・化繊糸・毛織物・毛糸・織維機械・合繊糸・合繊織物の順になる。このうち前からの三者は、いずれもすでに輸入化年を迎えており、生産が見かけ消費を下回るに至っている。これに反し毛糸以下の四者には輸出の頭打ちを明確には看取するにいたっていない。絹と綿では、全般的に糸の方に早く停滞傾向が見え始めているが、毛と化繊については織物の輸出により早く斜陽の色が濃くなっている。輸入追上げをより烈

図1 雁行形態基本型

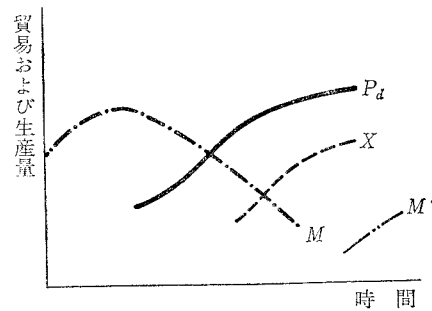


図2 雁行形態基本型の展開
——先進国型(1)——

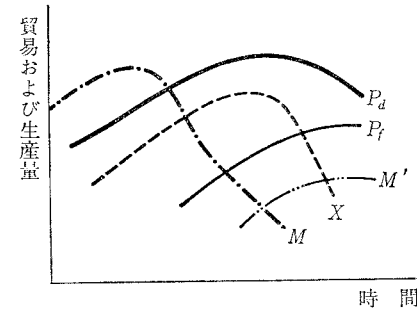
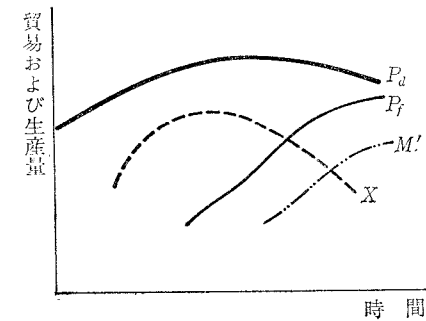


図3 雁行形態基本型の展開
——先進国型(2)——



しく受けている順を上から言えば、生糸・絹織物・綿糸・綿織物・毛織物・織維機械となる。

第二次大戦後にみられる基本的特色 一九六三（昭和三八）年を転機として陥込みをみせ、その後は重化学工業を主軸とした製造工業一般に比して、一段と低いところを緩やかな発展のカーブを描いて推移している。すなわち生産は微上昇ないし横這いへ、見かけ消費は漸増へ、輸出は比較的急速な減少傾向への転換がみられ、また輸入がウィジブルな増加動向を顕著にする。ただしこの原則によく従うのは、生糸・絹織物・綿糸・綿織物・化繊糸・化繊織物・織維機械で、毛織物は若干その徴候を示しており、毛糸・合繊糸・合繊織物は例外をなし、むしろ製造工業一般に近い動向をみせる。毛糸・毛織物は高級繊維として、この期後半の日本経済高度成長に基因する強い内需に支えられたものとみられる。合繊糸・合繊織物は石油化学と直結する繊維としては特異な業種で、化学工業のなかでも先端的成長産業の性格を持つものと言える。加えて絶えず技術の進歩が行なわれ、さらに近年価格引下げに成功してはいるが、毛と同じく高い所得弾力性によって内外需に支えられてきたと言える。

資本財としての織維機械 雁行形態の副次形として、織維産業に次いで織維機械の発展が予想される場所である。が現実には、特に第二次大戦後においては、グラフの上方から生産・輸出・輸入の三つのカーブが僅かながら間隔を縮めながらも、ほぼ平行して上昇している。織維機械（資本財）は、織維に遅れて「資本対労働比率」が高まるにつれ必ずしも発展してこない。消費財と資本財とは質的に異なる点があり、直線的継起として連結することは出来ない。日

本の織維機械の多くが中規模企業ないしは大規模企業の兼業として生産されており、内需依存度が比較的に高いため、国内織維産業に類似した発展形態を迎えてきたと考えてよい。

三

雁行形態論的将来予測の方法としては、(1)輸入・生産・輸出・見かけ消費について原則として量的に換算統一（ $r \cdot m^2$ ）し、かつ期間五カ年の移動平均法によって、短期波動や多分に偶然性を含む不規則変動を消去し、これを等間隔等比で表現される片対数グラフに描くことにより、過去から現在に至る発展の本質的動向を察知する。(2)前述のように多くの業種において発展の転換を示した一九六三（昭和三八）～一九七二（昭和四七）年の一〇カ年について、移動平均を行なわないままの各年の数値によって、等間隔等差で表現される普通目盛りグラフに記入して折線グラフを描き、さらに統計学的傾向線（直線および二次曲線）を描いてみる。次に傾向線を、一九七三（昭和四八）～一九七六（昭和五二）年の四カ年間計算した数値により延長してみた。この延長線は、傾向線の持つ性格から、たまたまある年の偶然的特異数値に敏感に反応し、現実から遊離した線を描くことになり易い。(3)同じ一九六三～七二年の一〇カ年について、対前年増加（減少）率を計算し、これについて期間五カ年の移動平均値を求め、これをグラフ化し、一九七二年現在におけるおおよその本質的発展動向を察知する。このような分析におけるおおよその見通しが出来るように思われる。予測者の恣意的要素が入

るにしても、この増加（減少）率を将来の条件変化予想を加味して若干動かしてみること出来よう。(4)それぞれの業種について、わが国・輸出仕向諸国・輸入仕出諸国の雁行形態を描き、わが国のそれを中心にして比較考察することにより、日本の雁行的発展の進路動向を察知しようとするものである。それは大体の動向ではあるが、地に足の着いた基本的見通しを立てることができると言える。十分な資料を入手し、緻密な照合的分析を行なうことが出来れば、これが最も雁行形態論的な予測方法と言えらる。赤松博士も次のように述べておられる。

「……次に先進国の立場からすれば、後進諸国に輸出されつつある消費財が次々漸減傾向をとることの予測が、後進国の国内生産の計画とともに可能であり、またいかなる資本財が次々に輸入されるにいたるかも予測されうる。かくして後進国の工業化とともに先進国の産業構造が消費財工業から重化学工業にいかなる序列において移転されねばならないかが洞察されるのである。後進国の消費財工業化のテンポと先進国の重化学工業化のテンポとがある意味で歩調を一にするとき、「輸入代替」による先進国の消費財輸出の減退と、またやがて後進国よりの輸入消費財による先進国内生産の代替、すなわち「代替輸入」による消費財生産の減退とは、重化学工業の生産と資本財輸出との拡大によって超過補償され、構造的矛盾なき産業構造の高度転換が可能である」

この(4)の方法による、合繊織物の将来予測を要約しよう。「日本の雁行形態」は五カ年移動平均では、分析最終年（一九七二）の僅かなかげりは表われず、四つのカーブはいずれも急上昇をみせ、発

展期・成熟期の様相を示す。輸出は合繊糸を若干上回る急成長をみせる。したがって輸入が開始されているにも拘らず、輸出は分析最終年で見かけ消費を下から上へ切っている。輸出率 S は合繊糸の場合よりも急速に増大して五・〇％に達し、輸出主導型の発展形態を明確に示している。輸入依存度 M は小さく、分析最終年で〇・七％に達したに過ぎない。しかし対前年増加率は輸入を除きいずれも右下がりのグラフを描き、成長鈍化徴候は明らかに看取される。「輸出主要仕向国」をみるに、輸出を支えているのは香港・シンガポール・韓国・台湾・フィリピン等の開発途上諸国が主力となっているが、先進国アメリカにも積出されている。年により変動が大きい共産圏にも相当量が輸出される。「輸入主要仕向国」をみると、全体としての量は少ないがアメリカ・西ドイツ・イギリス・スイス・フランス等の先進国が主であるが、近年になって韓国・台湾のような開発途上国よりの輸入が急伸している。輸出入相手国のうち、主要な国としてアメリカと韓国の雁行形態を描いてみる。アメリカは、輸入化年を迎えているが、生産に比して輸出入は量的に僅少であり、生産は確実に上昇動向を示しており、実質的には未だ発展期・成熟期にあり日本と競合的である。韓国は輸出化年を迎え生産は急上昇カーブを描き、明らかに発展期へスタートしたことを示している。日本は技術の面で、一九七〇年までに導入の時代を終わり、以後輸出優位の態勢を確立した。先進国向けの改良技術ノウハウの輸出も行なうが、開発途上国へはパッケージプラントの輸出（含合弁）が多い。今後の日本合繊織物発展の鍵をにぎるものは、開発途上諸国の雁行形態展開の動向である。

(2) 赤松要『金貨と国際経済』、東洋経済新報社、昭和四九年、一六七頁。

質問 (一橋大学 山沢逸平)

(1) 量・面積に換算統一した時系列よりも、デフレートした不変価格の時系列の方が適切ではないか。

答 両者ともに意味があるので、分析の最終総括を行なうには両者を併用することが望ましい。

(2) 将来予測において $D \cdot S \cdot X \cdot M$ を別々に求めると、「 $D + X = S + M$ 」が成立しない。 $D \cdot X \cdot M$ を予測して、その結果 S はこの位になる。その実現可能性はどうか、という考え方をとるべきではないか。

答 報告では、四者それぞれ独自の要因によって動いている面が強いと考え、またここで試算値は一定の幅をもたせた計算であり、かつおよその推定値であるので質問のような措置をとらなかつた。報告者は D を中心に考え $S \cdot X \cdot M$ を修正してみるという方法も考えてはみた。

(3) 糸と織物、また絹・綿・毛・化繊・合繊は、相関のないし代替的關係にあるので、このことをもっと配慮すべきではないか。

答 糸と織物については、ある程度配慮して分析した。五部門については混紡・交織・交編が一層進み、かつ将来は合繊が中心になっていくという認識をもって分析したが、不十分な点はあった。

(4) 四つのカーブのそれぞれについての要因分析をもっと行ない、それらの要因が今後どのように推移するだろうかという

情報を組織的に組入れるべきだ。

答 その点一層の努力が必要と考へる。報告者はほかに将来予測の方法(4)の日本・輸出仕向国・輸入仕出国それぞれの雁行形態による方法で、各国の経済計画などの一層十分な資料を入手したいと考へている。

(5) 二次製品はどうしたか。

答 今回の報告では分析不十分で報告できなかった。

(6) 日本の直接投資・逆輸入については。

答 分析は行なったが資料入手難で不十分である。

発展途上国におけるマンパワーの過剰と不足について

渡辺 行郎
(愛知教育大学)

この報告の意図は、インドを中心とする今日の発展途上国において、教育を受けたマンパワーが一方で不足を訴えられながら、他方でその失業が広範にまた持続的に存在するという現象について、その事実を明確にし、その原因を考え、あわせて、その対策とされている諸手段に検討を加えることにある。

二

途上国において、あらゆるカテゴリーのマンパワーの間に高率の失業が存在することは、今日では一つの常識ですらある。念のため、それを数字で裏付けよう。資料1Aにおいて、たとえばインドでは、まず、専門、技術、同関連職から工員、サービス業労働者に至る広範な職業分野にわたって失業者が登録され、しかもその数が二つの例外を除いて年を追って増加していることが見出される。経営管理職の失業者数が一見少ないようにみえても、もともとポジションの絶対数が少ない職種であるから、数千人の登録者があること、やはり高率であると想像される。

なお、失業者数の把握は必ずしも容易でなく、ことに定義によっ

ていく通りも数値が表われることが、途上国においては、いっそう甚だしい。しかし、1A所掲の数はすべて正規の紹介機関に登録された求職者数であって、最も厳密な意味での失業者であると思われる。

資料1A インドの失業数(千人)

	1962年	1968年	1971年
職業別総失業者数	2,130	2,946	4,797
専門、技術、同関連職	110	248	336
経営、行政、管理	4	5	7
事務、販売、同関連職	97	129	203
農夫、漁夫、同関連職	13	11	17
鉱夫、採石夫、同関連職	6	6	5
運輸・通信従業員	42	77	116
職人、工員、その他	293	333	271
サービス業従業員	88	118	178
分類不能	1,477	2,018	3,665

出所 『エカプ=統計年鑑』 1972年

資料1B ケララ州における教育水準別失業(1966年)

	総数	被雇用者	失業者	失業率
不識字	1,715	1,617	98	5.7
中等教育以下	3,223	3,015	210	6.5
大学入学資格以下	486	393	93	19.1
大学入学資格	422	284	130	32.9
大学卒以上	66	58	8	12.1
計	5,912	5,365	540	9.3

出所 I. Singh, *India's Development Experience*, p.118.

資料1C スリランカ

	1961年	1965年	1968年	1971年
総失業者数	151,159	181,128	265,627	419,679
専門事務員	27,277	48,050	73,703	96,159
技術者	17,674	18,856	24,055	39,764
労働者	34,382	43,193	69,353	96,730
半熟練労働者	71,826	71,029	98,516	187,029

フィリピン
失業(千人) (労働力標本調査)

	1961年	1965年	1969年
総失業者数	750	805	812
事務および関連職	14	21	17
農家、農業労働者	158	96	159
技能者および関連職	55	62	57
未熟練労働者	28	18	18

以上出所 エカプ=『統計年鑑』 1972年。

資料1Bは、教育水準別の数値である。一州のみの数値ではあるが、全国の様相を覗うことはできるであろう。すべての学歴層にわたって高率の失業が存在すること、そして中等ていどのレベルで失業率が最大であること、が見出されるのである。なお、この現象も一九五〇年代から引続いて存在し、また、セイロン、フィリピンなどでもみられるのである(資料1C参照)。

他方、種々のマンパワーの不足を訴える声も、決して小さくはない。かつてはハイビソンンによって指摘され、その後もそれを裏づ

資料2

	過去3ヶ月間に充たされなかった空席数		同期間に適格者なしとして紹介所がキャンセルした数		紹介所への登録者数	
	1962年12月	1965年12月	1962年12月	1965年12月	1962年12月	1965年12月
土木技術者	354	510	267	113	7,212	5,157
機械技師	77	80	119	73	2,469	4,977
電気技師	63	53	72	37	1,575	3,368
医師、外科医	495	690	33	25	305	293
看護婦	437	536	96	41	282	214
薬剤師、調剤技術者	414	665	198	200	2,927	1,689
大学教員	367	582	44	260	963	1,122
中等教員	1,609	1,727	484	1,117	9,859	9,591
会計士	60	102	37	24	609	284
速記者	429	563	551	385	3,005	2,751
製図工、織布工	95	451	40	531	1,649	1,959
仕上士、ツールメーカー	329	328	182	119	16,594	19,569
機械工具オペレーター	255	303	130	141	12,606	14,662
スポーツ関連要員	174	204	69	56	486	1,465

Fact Book on Manpower Part I

ける資料をわれわれは見出すのである。資料2において、第2、3欄の未補充空席数は、各時点で過去三ヶ月間充たされなかった空席数を示し、また第4、5欄は、適格者なしとして求人先からキャンセルされたポスト数を示す。医師、会計士、製図工をはじめとしてさまざまな職種への不足が、単なる摩擦的現象とはいえない数値なのである。

しかも、この傾向は一九六〇年代後半にも改まらず、むしろ深刻化している気配がみられる。まず、六〇年代のはじめには絶対的に不足がみられた高級エンジニア、農業技術者などが、同年代後半には大きく過剰に転じていることが、インドの第4次5ヶ年計画の中間報告で指摘されている。こうして、相対的不足部門すらも絶対的な過剰傾向となり、人材の配分の仕方によっては失業が緩和されるという見通しすら消えてしまっている。

他方、核的人材の不足は依然として解消されていない。この事實は、先の資料2にも示唆されている。六五年末の未補充空席数は、三年前のそれに比してむしろ増大しているからである。

この他、ゴヤール(Goyal, R. C.)教授による調査が重要である。一九六八年にバロダー地区において、繊維、化学、機械の三産業にわたる主要二〇企業を対象に行ったアンケート調査であるが、それには、足りない人材として種々の技能職、エンジニアらが広範に挙げられており、万年不況といわれる繊維産業でさえも、技能者の不足を訴えているのである。

以上の他にも、印象的に不足を語る論者はかなり多い。こうして、全体的な過剰が深まる中で、核的人材の不足が持続しているのではあ

る。

三

過剰と不足共存の理由として通常行なわれる説明は次のごとくである。(1) 学校制度における学科、学部への偏り。(2) 同じく教育段階あるいは水準への偏り。(3) 学卒者の高望み。(4) 質の低さ。

以上のうち(1)は、文化系を偏重し職業教育を軽視するという偏りである。事実、インドとパキスタンは、植民地時代以来の教育制度の影響から、法文系と古典的教養に偏っていたことを否定できない。そしてまた、同じ背景が(2)をも生み出し、少数のエリートにのみ高水準の教育を与え、一般庶民は文字を教えないままに放置するという方針が、独立後の近代工業向け人材供給の要求と結合して、初等教育の普及率が低い割合には高等教育への進学率が高いという、いわゆるトップ・ヘビーの現象を招いてきたのである。

こうした偏りを是正するために、戦後多くの努力が重ねられているが、なおかなりの偏りが存在していることを否定できない。けれども、この偏りが現実の過剰と不足共存の事實を説明できるとはいえない。すなわち、現実の過剰と不足は、文科系出身者が余って職業系出身者が不足し、大卒者が失業して低学歴者が不足する、といったものではなく、あらゆるカテゴリーのマンパワーが失業しながら、しかも同種の人材に不足がみられるという、複雑な性格のものであるからである。

各種の人材の間に適度な釣合が必要なことは、古くフリードリッヒ・リストによって強調されたところである。彼が生産物(交換価

値)よりそれを生み出す生産力自体の育成を強調し、そのための教育の重要性を説いたことは周知のことであるが、これをリストの第一命題としよう。次に彼は、そうしたマンパワーの間にバランスがとれて、スムーズな分業関係が成立しなければならぬことを説く。

すなわち、工業力や貿易の発達を裏づけなしに哲学者や文芸者が多く、技術者や海員の少ないのは、あたかも留針工場で留針よりもはるかに多数の針頭が製造されるようなものであるとする。これを第二命題とするならば、第二命題の重要性は否定すべくもなく、教育計画に当っては常に留意すべきであろう。しかし、現実の説明要因としてはおそらく限られたものである。

(3)の学卒者の高望みとは、学歴のある者がいわゆる高級な仕事や都会での務めに就きたがって、手仕事や農村での業務に就くことを厭うことが、一方での過剰と他方での不足を招くものである、とする説明である。これはかつてハーピソンによって、その後ミューラールによって、というように、有力な論者によって支持された見解である。(注)

しかし、まず、これは事実の点で疑わしい。第一に、五〇年代の終りに、マジランダー(Majumdar)教授が、自己の大学卒業生に対してアンケート調査を行った結果によれば、卒業生のうち失業状態にある者は、かなり格下げしても就業の機会を得たいと望んでいる者が多い。これ以外にも、選り好み原因を求めるとには批判的な見解があることに注意を要しよう。

かりに選り好み事実であったとしても、望みを下げれば直ちに

就職が可能かといえは、事態はそれほど生やさしいものではない。いわゆる下位の職業にもやはり失業が隘れているのであって、せいぜい失業のしわ寄せが可能となるにすぎない。すなわち、選り好み説は、全体としての過剰を説明できないのである。

ただし、高望みの気もちが存在すること自体を否定するのは行き過ぎである。だれしもより良い地位と環境での就業を望むのは当然だからである。この気もちが第四の原因、すなわち教育、とくに職業教育の質が低いことにつながるとすれば、意味をもつかもしれない。われわれは(4)をとりえず最有力原因と考えるからである。

インドにおける職業教育の質が高くないことは、事実のようである。ある経験者は、インドの大学の工学部卒業生でも、日本でいえばせいぜい大学一年程度の實力である、という感想をのべている。他にも厳しい感想を洩らす例は見られる。

こうしたばあい、たとえば、求職者の方で自分は速記者として有能であると思っても、雇う方の基準に合わないものならば、ここにまさしく、過剰と不足の共存現象が起こることになる。

(注) わが国では水野朝夫氏が肯定的で「選り好み」の合理性を説かれる。南亮三郎編『アジアの人口と経済』第14章の「アジアの経済構造と雇用・失業」。しかし失業期間が年ねん長期化していること、私的内部収益率の相対的低さから考えれば、合理性に疑問が残る。

四

質が問題であるとしても、質の内容について振返っておかなければ

ばならない。

第一に、それは全く同じ職業における熟練度の相違、有能さのいど、を意味しよう。第二に、熟練度の相違よりは可能な仕事の広狭を意味しよう。たとえば小型自動車しか運転できない運転手と大型も運転可能な運転手といった例である。

このような質の低さあるいは適応力の欠如をもたらす原因は何であるか。まず、教育制度の上に帰せられるべきことがらとして、設備や教師の質の他に、学生の素質自体が劣ることがしばしば指摘される。すなわち、普通課程をめざす受験競争に敗れた者の、いわば吹きだまりとなっている、というのである。

しかし、どこか国においても、職業コースに進む学生がアカデミックな意味での最優秀な頭脳集団をなす、とはいえないであろう。吹きだまり現象はわが国においてもみられるのである。ただ、敗者であるという挫折感から熱意を失って十分な勉強を怠ること、あるいは就業後も意欲を欠くことは起こり得るであろう。しかし、先進工業国では、少なくともいままでは、こうしたことが理由となって過剰と不足を招いた例はみられず、わが国でも、こうした卒業生を受入れる企業の側で、いわゆるモーター社員に育成したのである。

このことは、質を仕事の守備範囲の広狭と解するばあいには、さうあてはまるであろう。学校とは、そもそも企業の要求にそれほどぴったり合う人材を育成する場所ではない。「学校でできることは、せいぜい特定の技術を通して取得し得る広い技術的基礎を与えることである」——M・ブローウ——。比喩的にいえば、ハードウェアともいべき人材を自己の要求に合うように仕立てあげるソ

ようと努力する人びとである。たとえば赤羽裕氏のいう、「物質的のみならず精神的、人格的にも独立し、自己の経営地を他人に頼ることなく、自己の力で経営、発展させる肉体的かつ精神的な能力を身につけた農民群」である。

広義のインベーターともいべきこの種のマンパワーが十分に供給されるべきとき、悪循環の一端が打破されて、発展が軌道に乗ることができよう。そしてマンパワーをめぐる上記の問題も解消する方向に向うであろう。

ところで、この種のマンパワーの供給は、本来いわゆる先行条件に属する課題である。欧州においては宗教改革を通じて、わが国においては武士階級の独自の精神的訓練を通じて、離陸期に必要とされる主体の形成は、いわば自律的に進行したのである。自律的な形成を行ない得ないままに離陸を試みようとしている現代の途上国にとって、教育はこの空洞を補填する手段としても期待されているのである。

五

いわゆるマンパワー対策とは、労働力供給面での対策、ことに教育制度の改革と、労働需要面での対策、すなわち経済成長なしし発展策とに大別できよう。

第二次大戦後における途上国の教育改革への努力には、なみなみならぬものがあるが、当初の量的拡充の方向から、最近では、前記のごときマンパワーをめぐる慢性的な不調和に鑑みて、教育制度が再び見直されている。ことにインドにおいて、新しい方向がみられ

フト・ウェアの開発は、企業の側にこそ必要となるのである。

先に紹介したゴヤール調査において、企業のトップが、人はいくらでも居るが、一応資格のある者をいざ使おうとしても間に合わない。ありきたりの機械を扱える者はいないが、最新のオートマティックスを扱わせようと思うとだれもできない、といった感想をのべている。この種の障害は、先進国ならば、すべて企業内訓練によって克服されるものである。それができないところにこそ、むしろより重要な問題が潜んでいると思われる。

たとえば、そこには硬直的な社会慣習や制度が企業の適応力の欠如につながる、といった面もあるであろう。すでに労働組合が強力で、職場の配置転換が思うに任せないとか、それによって組合内部の統制力が弱いために給与体系の合理的是正が困難である、という悩みも聞かれるのである。また、労働者の側でも自己がすでに身につけた技能に固執して、守備範囲を広げる努力が見られない、といった面もある。

結局、学校制度をめぐるものよりはもっと別のところに、問題はつながっていくようである。もともと硬直的停滞的な社会を打破しようとして経済の発展を考えるが、そのための人材を育成するために教育を拡充する。しかるにその教育が、停滞的な制度や価値観に阻まれて期待された効果を発揮し得ない。この悪循環こそ問題の核心がある。

であるとすれば、真に不足している核的人材とは、エンジニア、ツールメーカー、医師といった職業上の専門家というよりは、むしろ、それぞれの職域あるいは環境に応じて少しでも社会を前進させ

る。それは一言でいえば職業教育の重視である。それ自体は別に新しいものともいえないが、その意図や内容および規模において、従来も存在した「正論」がそのところを得てきた、という感がある。

第一に、職業過程の学校や学級の増加が図られている。第二に、普通課程においても職業教育を必修として課していく方向が考えられている。田植、稲刈りへの参加、紡績、織布、機械修理などを正課に織込むのである。第三に、農業や中間部門向けの職業教育の拡充が考えられている。第二の事例もその一端であるが、さらに壺づくり、籠づくりなどの零細な自営業向けの職業教育や農作業を主とする課程を特設する試みがある。

こうした方向は二つの主要な理念に支えられている、といえよう。一つは、職業的実務や肉体労働を侮蔑する価値観の是正であって、ガンジのベシック・スクールの理念を生かしようとするものである。それは技術の習得を通じて個人の生産能力を高めるといふよりは、勤労を尊ぶ心的態度を育成し、さらに科学的な思考を普及させて社会を改革する意図をもつ。いわば、先行条件への直接的な働きかけとみるべきものである。

もう一つは、従来の発展理論およびそれにもとづく政策に対する反省に根ざすものである。それは経済政策面からのマンパワー対策に呼応して、労働集約的軽工業や農業の重点的開発に直接努力を向けようとする。すなわち、近代工業セクターと前近代的農業セクターというように経済を二分し、前者の拡充が社会全体の近代化につながる、という展望にもとづく発展政策が挫折したことの反省にもとづいて、農村、中間的領域などの後進部門に直接働きかけ、その

生産性と雇用吸収力を高め、全社会の近代化を促進しようとするものである。バランス成長論の復権といえよう。

このような理念や認識自体に異論をもつ者は、今日ではまれである。また、それを体化した教育改革の方向も基本的には支持されようが、個々の対策の妥当性や実行可能性には疑問が残る。

まず、職業過程の増設が失業対策となり得ないことは、先に述べたことから明らかであろう。また、他にも尾を引く難問題は、進学者と早期に就職する者とを振り分ける時期および方法如何である。普通コースで学ぶ期間が長いほど、知識偏重の態度が強まることはおそらく避けられず、かといって全員を早期に就業させることも不可能であって、どこかで振り分けを強いられようが、それを学科学験で行なうようでは、改革の第二、第三の方向さえも前途が危うくなるであろう。

第二、第三の方向、すなわち普通過程の職業化や自営業向け教育の充実には、実行可能性に懸念がある。かつてベーンシク・スクールが實質的に骨抜きにされたのと同じ経過が予想されるのであり、受験中心の教育を望む父兄の圧力、私立学校への逃避などが相次いで、結局改革が挫折するおそれがある。これもまた軽視できない財政上の制約は考えないとしても、改革の前途は容易でないのである。

六

整理を兼ねて、経済発展における教育の役割の一般的位置づけを行なおう。一方で経済の成長が進めば各種マンパワーへの需要が高まる。その供給には教育機関が重要な役割を負う。両者がうまく噛

る初等の基礎教育をも、他の諸政策と同時に普及させねばならない。ばあいである。そこでは、正規の教育は二重の役割を負わされることになる。一方では、導入される近代産業に不可欠なマンパワーを供給する役割であって、前二型と共通する課題である。他方では、共通の言語の使用、宗教的対立の克服、科学的な思考習慣の形成といった、広範な課題の分担を強いられているのである。

ただでさえひ弱な途上国の教育システムが、このような二正面作戦を強いられることが、諸困難の原因となる。教育努力が、はじめは形式的には模倣が容易な、近代工業向けの人材育成を主目的とする先進国制度の導入に努力が注がれ、それが行づまりを生んで、より困難な課題である、先行条件への働きかけへと、努力が向けられているのである。

このようにみると、制度改革の努力のみによっては突破口を開くことはできないと思われる。何よりも、先に強調したように、改革自体が挫折し、あるいは骨抜きとなる可能性が大きいからである。教育制度、とくにエリート選抜方式に関して、最近のエカプ・報告は次の趣旨の見解をのべている。世界に先駆けて科学の制度を發明した中国が、今度は率先して、知識の多寡でなく労働の経験と実務での成績によって進学への道を開かせる方法の採用に踏切った。これは、科学に類する制度が普及したばあいははるかに短いタイム・ラグをもって、諸国に影響を与えるであろう。

同報告がおそらくは故意に見落しているのは、中国においては教育改革が先立って新中国が建設されたのではなく、まさに逆であった、という点である。これほどの改革を実行できるほどの強力な国

み合うとき、労働市場も円滑な運行を続けるであろう。うまく噛み合うとは、単に量的にとかあるいは種類別にとかいったことにとどまらないことは、すでに明らかであろう。

労働市場に持続的な需給の不一致が起ころのは、もちろん、経済成長の速度とマンパワー供給速度との大きなずれが直接の原因となる。しかるに、その経済成長の速度が、発展の初期には先行条件の充足のいかに大きく支配されることは、今日では常識である。そして、この先行条件を発展志向的に流動化していく役割をも、今日の途上国のある国における教育は、負わされていると考えられる。経済発展において果した、あるいは果すべき教育の役割については、三つのパターンが考えられる。第一は、先行条件の整備がいわば自律的に進行し、その間に初等段階の教育（読み書きといどの基礎能力であり、必ずしも学校教育を意味しない）もかなり広範に浸透しており、その後のマンパワー供給も、主として民間の手で進行した国である。イギリスにその例をみる事ができる。

第二は、同じく初等教育の普及を含めた先行条件の充実は徐々に進行したが、国民的統一国家形成時に、教育制度の充実のための国家的努力が行なわれ、その一つの結果としてマンパワーの供給が経済成長に先立つ傾向をみせた国である。これはわが国をはじめとして意外に多くの例をみる。

以上二つに共通しているのは、正規の学校教育の役割が主として経済社会の要求するマンパワーの供給にあり、先行条件自体への働きかけを求められるものではなかった点にある。

第三は今日の多くの途上国の例であって、本来は先行条件に属す

民国家の建設と国民的自覚の成立こそ、まさに多くの途上国で渴望されているのである。

この悪循環を打破するのは、やはり根気良い努力の積重ね以外にないであろう。一方における教育改革の努力と、他方における経済建設の努力を根づく積重ねていく間に、やがては何らかの展望がみ出されるのかもしれない。それはなお長い年月を必要とするかもしれないが、途上国の歩みは先進国側の性急な判断を超えて、それ自身の必然を進んでいるのかもしれない。

そして、幾年月の後には、逆に、現在の途上国が実現した改革を、現在の先進国が懸命に導入する、という姿を見ることになるかもしれない。マンパワーの過剰と不足という、一見単なる労働市場内部の問題は、掘下げればこのようなことをはらむ深い問題である、と思われるのである。

しかも、教育をめぐる上述の問題のいくつかは、今日の先進国にとっても早晚解決を迫られる問題であることも、多言を要しないであろう。当面は途上国が苦難の末に実現する教育をはじめとする諸制度の改革を、今日の先進国が学まねばならない日が来ないとは、決して断定できないのである。

記 予定討論者、亜細亜大学、兼清先生、および名古屋学院大学北川一雄先生の御質問には文中でお答えしました。御質問に感謝致します。また、東北学院大学赤沢昭三先生の御質問は、途上国が過剰労働力対策として、組織的な移民を考えているか、との趣旨と存じます。小生の知るかぎりでは政策的にそれを行っているケースはないように存じます。

市中鉄屑と再生資源化問題の一考察

山村 学

（明治学院大学）

一 日本鉄鋼業の発展と市中鉄屑の関係

戦後の日本鉄鋼業は、戦災屑と軍需品処理屑を主原料として再出発し、今日の如き発展をみるに至っている。

もちろん、この事実は昭和二三年と三〇年の鉄鋼生産と鉄屑需給の推移から容易に理解することができるので、鉄屑こそ、日本鉄鋼業発展の原動力であったといえる。（表一）

しかし、昭和二六年と四〇年にかけて行われてきた生産過程の合理化状況をみると、高炉一貫メーカーの製鋼は、平炉から効率の高い転炉へ、また製鋼メーカーは平炉から電炉へと転換をはかって粗鋼一トンの鉄屑使用量を低下（鉄屑対鉄鋼の割合は昭和三五年が五八二対五二七、昭和四八年には三四四対七四三）させてきた。これは、低廉で安定的な海外資源を容易に確保できるようなったことと、一方において鉄鋼の需要構造が高度化したために品質向上を強く要請されだして鉄屑も良質なものを使用しなければならなくなったことなどがあげられるが、かといって鉄屑の絶対的な使用量を減少せしめたわけではない。今日までの市中鉄屑受入量をみてわかる通り、昭和三〇年度は三六三万トンであったものが三五年度に約六〇〇万トン、四〇年度に六七五万トン、四五年度

度に一、七八〇万トン、四八年度に二、二三八万トンと年々増大の一途をたどってきている。したがって鉄屑は鉄鋼業界の発展にとって必要不可欠のものであるということができるとはなからうか。このようにみてみると、クリーンジャパン運動の一環として、近年とみに活発化してきた鉄製廃品の再生資源化は、基本構想を環境保全におきながらも、一方では国際的な資源ナシ・ナリズムの高まりをふまえた再生資源の効率的な利用促進にはかならないわけである。

そこで、本論では次のような問題意識をもちつつ、相対的稀少性の潜在再生資源ともいえる市中鉄屑について、その循環構造を分析し、どの程度社会的な効率性が追及できるかを検討してみることとした。

(1) まず、鉄製廃品の再生資源化に対する問題意識としては、もしこれが廃棄されたままだと資源の社会的損失となるばかりか、量的に自然浄化の限界をこえれば環境破壊などの外部不経済をもたらして社会的費用を増大せしめるので、可能な限り他の使用価値をもつものへと再生資源化がはからねばならないこと。

(2) また、既に述べた如く、市中鉄屑は、日本鉄鋼業の内部経済上、必要不可欠の生産要素であるから再生資源化をはかって、でき

るだけ商品化を進める必要があること。

(3) しかも鉄製廃品の再生資源化や市中鉄屑の商品化を促進すれば、外部経済効果を高めることにもなるという点に主眼をおいている。

二 再生資源と市中鉄屑

鉄鋼材を主体とした諸商品の所有者又は利用者、その使用目的を達成してしまつて不用品化したもの、いかえれば商品本来の使用価値を認めなくなつて物質的代謝を生ぜしめたものを鉄製廃品と規定するならば、廃品は、すでに一次用途を終えたものにほかならない。したがって、これをいろいろの方法や形態で再生利用に供される場合には再生資源化ということになるが、今日では、主として次のように利用されているわけである。

- (1) そのまま他の用途に転用
（例えば摩耗した古レールを建材に転用）
- (2) 再生商品化
（例えば鉄製廃品の中から使用可能な部材、部品類を集めて再生自転車の如く商品化）
- (3) 中古部材、部品類として活用
（例えば自動車、家電製品などの修繕に再

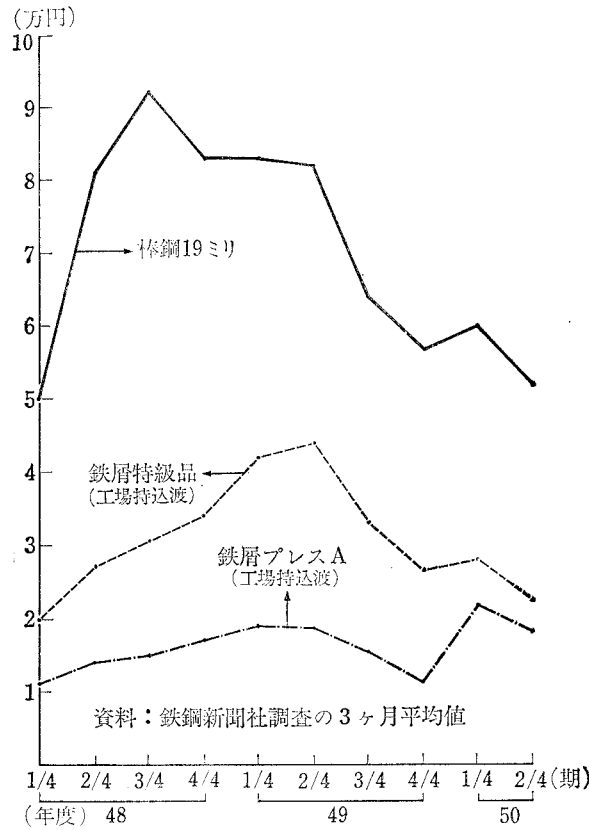
表1 昭和23～30年度間の鉄鋼生産と鉄屑需給

(単位：1,000MT)

		23年度	24	25	26	28	30	
生産	高粗	851	1,495	2,167	3,160	4,580	5,256	
	銑鋼	2,093	3,479	5,298	6,782	8,033	9,791	
供給	自家発生	779	1,256	1,801	2,283	2,246	2,673	
	国内輸入	2,241	3,194	4,202	4,459	3,102	3,633	
	屑屑	—	—	30	215	1,107	1,441	
	計	3,020	4,450	6,033	6,957	6,455	7,747	
屑	製鋼用	平	1,106	1,977	3,120	3,924	3,868	4,632
		電	—	1	11	13	24	20
	製鉄用	小	633	650	918	1,000	1,159	1,353
		計	1,739	2,628	4,049	4,937	5,051	6,005
	要(消費)	平	186	398	603	419	309	284
		電	4	6	9	8	9	12
		計	64	117	203	345	327	348
		他	624	752	887	869	962	1,010
	計	計	—	—	—	—	5	8
		計	2,617	3,901	5,751	6,578	6,663	7,667
参考	過欠補正	- 287	- 267	- 451	- 465	+ 31	- 2	
	年度末在庫	886	1,168	999	913	788	710	
	輸出	237	92	79	8	—	—	
参考	国内屑供給比(%)	74.2	71.8	69.7	64.1	48.1	46.9	

資料：通産省

表2 近年の市中鉄屑と棒鋼価格（トン当り）推移



とくに近年は、高度に複合化した廃品の分離や分解が困難なものとか、たとえできたとしてもコスト的に採算がとれないものなどが再生資源化を阻害する大きな要因となっている。もちろん、このような商品は生産時点において、すでに外部経済上マイナスの使用価値を内蔵したものである。

(3) 第三には、鉄屑の大幅な変動性を助長する要因が内在している問題があげられる。鉄鋼市況が活発化すると鉄屑の供給は不足気味になり、軟化すれば逆に過剰傾向となるのは、確かに前近代的な需給体制に基因するといえる。しかし、好況時の鉄屑取引価格をさぐってみると、表面的には据置かれた形をとりながら実際はプレミアム付の裏価格が形成されるので急騰の呼び水的作用を業界自身で作りに出しているのがわかる。また好不況時における鉄屑需給のバッファとしてウェイトの高いのは、いうまでもなく下級屑（とくにプレスC）であることに注目しなければならぬ。

(4) 第四には、再生資源化問題を生ぜしめた学問的研究の立ち遅れがある。

もちろん、A・マーシャルが古典派に対し

利用)

(4) 再生用鋼材の材料化

(例えばシャーリングや切断加工によって伸鉄製品の炉前材料化)

(5) 製鋼や鋳物用原材料としての鉄屑化
(例えばプレス、剪断その他の処理加工によって市中鉄屑としての商品化)

なお、このうち本論の検討対象としたのは、再生資源になる市中鉄屑(含炉前材)であり、その供給実績をみてみると四九年度の場合約二千万トン(鉄屑総供給量の四四%)となっている。また、内訳では市中加工屑が千三百万トン、老廃屑が七百万トンとなり、供給(ないし発生)源別にすると一般市中五〇%、国内の鉄鋼需要産業五〇%の割合となる。

さらに、需要先別にみると、総需要量四、八三〇万トンのうち伸鉄メーカー向は、わずか七〇万トン(全体の一・六%)に過ぎないし、鋳物メーカー向なども少量なので、大部分は製鋼メーカー向となっていることがわかる。

(1) 昭和四十七年九月まで結成されていた鉄屑カルテルの協定規格によれば、市中鉄屑は特級品からプレスCまでの九区分になっている。このうち伸鉄メーカー向の炉前材は特級ないし一級品の一部ということになる。また製鋼メーカー向というのは、殆んどが平電炉メーカー向である。何故ならば高炉メーカーは自家発生屑の充当でこと足りる転炉を使用しているからにはかならない。

三 再生資源化と市中鉄屑流通の阻害要因

市中鉄屑は前述の如く、製鋼メーカー(平電炉業界)にとって必須の生産要素であるため、その供給体制の如何が大きな影響を及ぼすといえる。ところが、製鋼メーカーの生産品種は市況商品を主体としておりことから市中鉄屑も運動的な価格変動を起し、一つの市況指標になってしまっている。(表2)

また、その結果、鉄屑市況が下降局面に入ると鉄屑の流通ばかりでなく、コスト、量、価格などの見合いで再生資源化そのものまでも低迷するという問題に発展するわけである。

そこで、このような問題の背景をさぐってみると、いくつかの基本的な発生要因を見出せる。

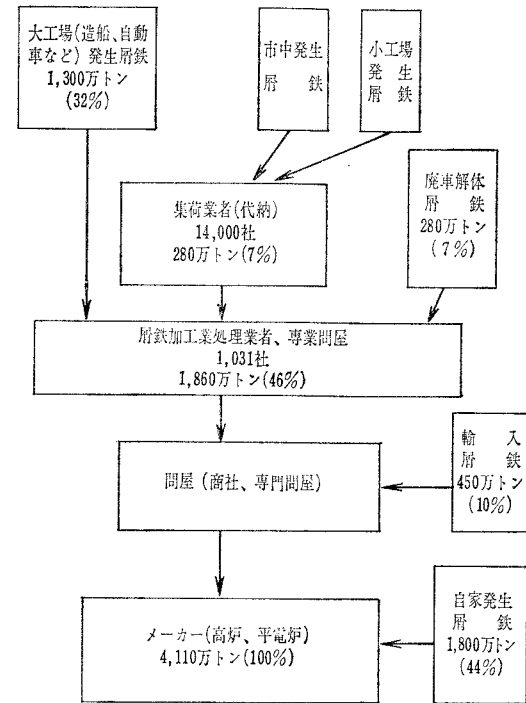
(1) 第一にあげられる問題は、市中鉄屑の商品化とその流通体制(とくに末端部門)の前近代性である。

鉄屑業界の調査(昭和四八年度末現在)によると、末端の集荷や代納を行うものは約一万四千社、その上部構造を形成する加工処理業者は約一千社となっている。しかし大部分のものが家内労働的零細企業であるため、経営体質の強化とか、需給の安定化というような諸条件の整備をむづかしくしている。(図1)

いいかえれば、需給調整をはかれるような体制確立や合理的なバックワード・チャネルの形成などが非常にむづかしい構造になっているわけである。

(2) 第二には、再生資源化のコスト増大と採算割れの問題があげられる。

図1 屑鉄の流通構造図 (昭48年度末)
(鋳物、伸鉄メーカー向を除く)



て外部不経済の概念をめぐる問題提起を行ったり、A・C・ビグーが私的純生産物と社会的純生産物の背離に関する研究成果を発表したりしている。またその後は、K・W・カップやW・ミハルスキーなどの社会的費用論に発展し、その論理の展開も、いろいろな角度から引きつがれて今日に至っている。

しかし、これらは企業における外部不経済費用の内面化とか、マイナスの使用価値をもちながら派生的に生産されざるを得ないもの(擬制商品というべきか?)の対価という面について社会的公正の立場から論議を加えたものである。したがって再生資源化Ⅱ再生資源の商品化という経済的論理が形成されているとは言いがたいであろう。

再生資源化学工学についても、分離や分解の研究がおくれているし、マーケティングの分野にも論理の展開に偏向性がみとめられる。すなわち、マスプロ化の進展とともにマスマーケティング論が登場し、その実践的行動も活発化して、一見機能的で便利な社会生活様式へと変化せしめてきた。ところが買換えや複数化需要の創出は旧来品の陳腐化とライフサイクルの短縮となって使用可能なものまで廃品化に追いついてきたのである。とすると、マーケティング活動は、最適需要を満たすために必

要とされる商品の豊富化を前提にして展開されたものではなく、その限度を超えた浪費的弊害の発生につながるものであったといえるのではなからうか。

(1) もちろん、市中鉄屑は需要先の性格によって、特級からプレスCまで購入の種類が異なるし、その時に製造される品種如何でも購入内容が変化する。したがって全体的な急騰といえないにして、一般的な傾向としてあらわれるのは確かである。とくに、鉄鋼市況が変化した場合に、その影響は下級屑(プレスC)の価格へ敏感に反映する。

四 市中鉄屑リサイクルの基本的課題

環境保全と資源の効率的利用を目的とした再生資源化Ⅱ市中鉄屑の回収増加が進めば、製鋼原料の増大につながっていくので、鉄鋼生産に必要な輸入原材料は、その分だけ減少できる。その上、製鉄工程における工業用水使用や環境汚染なども低減させ得ることになる。

しかし、わが国の経済成長は周知の如く、鉄鋼や鉄鋼を多く使用した諸製品(造船、自動車、機械、電機その他)の輸出を主体とした加工型の重化学工業化によるものであるから、国内向の絶体廃品量は総生産量と対比すれば少量になる。また諸製品の加工過程も近代化や合理化が進んでいるので材料歩留りが高く、加工屑の発生を少量なものにしている。

それに加えて中古船舶などは、解体されずに海外売船されるものが多いが、その他のものの大部分は国内で廃品となるわけであるか

ら一人当りの鉄鋼使用量増加に伴って、廃品の発生量もまた増大することになる。

最近の通産省関係資料によれば、五〇年度における主な鉄製廃品の見通しは、自動車で三三〇〇〜三四〇〇万台、家電製品が二三〇〇〜三〇〇〇万台、空缶六〇〇億缶(アルミ及びその複合品を含む)となっているので、これらの再生資源化率をどのように増大せしめていくかが今日の基本的課題といえる。

以下、再生資源化の促進に必要とされるいくつかの主な課題をとりあげてみることにする。

(1) 回収業者の育成と回収体制の合理化

廃品回収業者の経営活動に関する意識調査によれば、本業を主体とした資本増殖のための努力よりも、安易な方向への転業や兼業化に走る傾向が多くなっている。

したがって、回収業者に対しては、中央ならびに地方政府が、まず規模のメリットとか生産性向上の追及という基本的な企業経営意識を植えつけていかなない限り、末端からの流通合理化を達成できないといえる。また、中間業者の場合には、システム志向の指導とともに機械化や共同事業化を促進せしめるような積極的援助策を構する必要がある。

一方、市中鉄屑の需要先(鉄鋼メーカー)と直接取引を行う大手の業者に対しては、長期安定的な需給体制を確立するための諸政策を構するが急務といえる。

(2) 市中鉄屑の合理的流通体制確立

市中鉄屑として再生資源化(商品化)され、新しい使用価値を

創出していくための流通過程（バックワード・チャネル）がどのようになり形成されれば経済的、社会的合理性にかなうかを十分に検討する必要がある。

目下、通産省（鉄鋼業務課）が実施している「市中鉄屑の流通実態調査」や「主要産業における鉄屑の発生および出荷状況調査」も、その一環と考えられるが、内容的にみて総合性や具体性に欠けている。

例えば、鉄製廃品のバックワード・チャネル形成という面から基本的なパターン分析が行われていないので

。還流型、連続型、自己完結型のウェイト変化やパターン別の問題点が判然としないし、

。また、加工、取引、物流、情報などの経路および組織構造が、製品のフォワード・チャネルとどのように相違しているかを把握できないからである。

したがって、鉄屑の需給と価格安定を目的とするならば、もっと適切な流通実態の分析と合理化対策の検討がなされなければならないといえよう。

(3) 鉄屑市場の安定化

市中鉄屑の需給調整や物流の合理化をはかるためには流通加工機能をも兼ねそなえた備蓄センターが適所に配置されるのが望ましいが、この構想は、すでに実現化の段階に入っている。

また、日本鉄屑工業会の調査によると、鉄屑加工処理業は発生屑の増加や未利用分の鉄屑化によって專業化と同時に高度化をたどり、鉄鋼メーカーの要請に応えるべき体制整備の過程にある。

しかし、近年の鉄鋼市中価格と鉄屑価格は相変らず大きく変動（表2参照）しているし、鉄屑利用面でも公害や生産管理などで多くの問題をかかえているので、量的な側面からの検討ばかりでなく、質的な充実を目的とした物流合理化や加工処理技術の高度化をはかっていくべきである⁽³⁾。

(4) 鉄屑に対する有効利用技術開発の促進
高度に複合化したものや小重量かさ高のものから効率よく低コストで鉄屑を回収できる機器の開発が急がねばならない。

とくに最近では、人件費、回収処理公害防止費および諸物価の高騰によって採算がとれないことから再生資源化をはかれないものも増加しているといえる。これでは、やがて回収コストを上廻った損害（未回収鉄屑価額+未回収によって発生した社会的費用の増加額）を生ぜせしめることになってしまうので、例えば

。第三セクターを設立して当面は非営利事業を行わせ、採算性を保持できるような機器が開発されたら、これを営利企業に転換していくこと。

。再生資源化の促進策として採算と難易度を考慮に入れたプライスマカニズムを採用していくことなどが早急に検討されるべきである。

(5) 再生資源化に対する国民的意識の高揚
再生資源の価値や分別に関する意識を高めて地域的エゴの解消をはかることが、まず第一である。

しかし廃品の処分コストを要するという思想が定着しないのは、一方で企業の社会的責任遂行感の稀薄さがあるからにはかならない。

少くとも再生資源化は環境の保全と資源の有効活用という目的を達成する手段であるから、そのための開発なり、企業化にのみ始終した主客顛倒の論議を直ちに止めて、わが国の新しい発展に必要な体制確立の方向をめざしたコンセンサスとりつけを行うべきである。

(1) 再生資源流通業者（廃品回収業者）の実態調査内容は、（財）流通システム開発センターの「再生資源物流システム改善報告書」（昭和四八年三月）を参照。

(2) 鉄屑加工処理の形態を大別すると、プレス、シャリリング、プレスシャリリング、シュレッター、インチスクラップの五つとなるが、市中鉄屑消費量に対する加工処理量は年々増加して四〇年六二%から四七年七五%、四八年八九%、四九年九一%にも及んでいる。

(3) プレスC鉄屑として空缶の再利用化を進めていく上での、いくつかの制約問題については「あき缶スクラップに関する平電炉メーカーの動向」（あき缶処理対策協会の調査報告書）を参照。

五 結びにかえて（鉄製品耐久期間の増大化対策について）

総合的な省資源、省エネルギーという観点に立つならば、単に再生資源化の促進をはかることを目的とすべきではない。

例えば、排ガス規制に合格した自動車の使用年限に応じて税率を軽減させて耐用期間の長期化をはかったり、家電製品の補修部品や

部材の生産部門および修理部門に対して減免税制その他の助成を行い製品寿命を長くしたりするのが前提となるべきである。

したがって諸資源の有効活用は、商品のライフサイクル増大と再生資源化という両面から同時併行的に促進されてこそ、真の再生資源化といえるのではなからうか。

質問 一（森境片 馬場 孝 一）

(1) 山村氏のリサイクリングが必ずしもペイしないとの御指摘には賛成です。

(2) リサイクリングという資源再生プラントの開発に焦点が当てられ勝ちですが、本当は廃品の回収チャンネル問題が大切であると思います。

(3) エネルギー勘定でみれば、耐用年数の長期化（耐久性の増大）がもっとも望ましく、いたずらなりサイクルの促進はトータル・エネルギー勘定でみるとロスが大きくなる場合も多あると思います。こうゆう観点からも山村氏の御意見に賛成です。

答 御質問いただき、ありがとうございます。

質問 二（財流通経済研究所 山内 盛 弘）

(1) 製鋼メーカーにおけるリスタ・ヘッジの方法について

鉄屑（原料）および丸棒（製品）の価格乱高下対策として、メーカーはどのような対策を講じているか。

(2) 需給要因と鉄屑価格の関係

鉄屑の市中価格を決定する要因のうち、いずれが重要か。需要要因、供給要因別に説明願いたい。

答 (1) 御承知の通り従来は鉄屑カルテルや棒鋼の共販会社など、ある程度の価格乱高下を防止してきたわけです。その後、鉄屑カルテル撤廃に伴って、目下鋪蓄センター構想が実現化する過程にあるし、棒鋼の共販会社組織も強化される模様なので、これらの対策の方がより効果的なものになると思われれます。

(2) 鉄屑市中価格の決定要因として、需給いずれが重要かといわれると、双方という以外の答はありません。何故ならば、従来から価格形成の因果関係をみてみると、どちらが卵で、どちらが鶏かという事になってしまふからです。

したがって、私自身も、まだ立証できる段階ではありませんが、どちらかといえば需要要因の方が強く作用するといえるのではないのでしょうか。

環境政策と汚染者負担原則 (PPP)

馬場 孝一

△経済企画庁▽

川本 敏

△経済企画庁▽

一 環境政策と公害対策

日本の環境政策は、環境問題が公害問題という姿をとって短期間に爆発的に現われたこともあって、増大をつづける汚染の排出をとにかく早急に一定限度内におさえることに主眼がおかれ、排出規制基準の設定・強化および基準の遵守のための措置が中心となった。

このような日本の現実を別として、国際的にみれば、公害対策が環境政策のすべてではない。たとえば、環境政策をそのもっとも広い意味においてとらえたものとしては、国連人間環境会議（ストックホルム、一九七二年）で採択された一〇九項目に及ぶ行動計画があげられる。この行動計画はつぎのような六つの主題分野に分類される。①人間居住環境の計画と管理、②天然資源管理の環境的側面、③環境汚染因子の把握と規制、④環境問題の教育・情報・社会・文化的側面、⑤開発と環境、⑥行動計画のための機構。

これまでとられてきた日本の公害対策は主として右の第三の分野であった、といえよう。

二 公害防止対策のツールとしての汚染者負担原則 (PPP)

外部不経済の内部化が、市場機構の欠陥を補い、資源の合理的配分に資することはつとに知られているところであるが、一九七二年にいたって主要工業先進国の国際組織である経済協力開発機構 (OECD) がことあたらしく「環境が受容可能な状態にあることを保証すべく公的に決定された諸措置の出費を汚染者は負担すべきである」という意味での「汚染者負担原則」を加盟諸国に勧告した背景には、国際貿易上の配慮もあったとみなければならぬ。同勧告が、「これらの措置のコストは、それらを生産ないし消費するに際して汚染をひきおこすような財およびサービスのコストに反映されなければならぬ。それらの措置は、国際貿易と投資にシグニフィカントな歪みをひきおこすような補助金をともなうのであってはならぬ。」と述べているのをもみても、それがわかる。

PPPはOECD勧告文書『環境政策の国際経済面に関するガイディング・プリンシプルス (G・P)』の中における二つの理論的

支柱の一つであって、他の一つは環境政策の国際的調和（ハーモニゼーション）である。ここで環境政策とは汚染防止措置のみをさすのではなく、環境目標や基準の設定などを含む概念であり、ハーモニゼーションもイコリゼーション（均等化）ということと必ずしも同じではない。GATTにおける関税論議において、各国経済の基本的条件の差異を考慮しつつも、なお関税率の不一致のみのみでの解消をはかるための方式としてとえられているハーモニゼーション論は、これに近いかもしれない。「汚染許容限度とか環境基準や排出基準に関して、国により環境政策が異なってくることは、現在における環境の自浄能力の相違、環境保全に対するいろいろな社会目的や優先度の相違、工業化の発展度や人口密度の相違のような種々の要因によって正当化されるであろう」と勧告が述べていることによっても、ハーモニゼーションの考え方の基礎にあるものがかがえよう。

三 PPP実施上の問題点

良い環境はただでは得られないという認識は、今日かなり一般化しているけれども、環境保全のための費用の範囲および費用負担のあり方については、あいまいさがこざれている。OECD勧告がいう、汚染者の負担すべき費用とは、汚染物質の排出を防ぐための公害防止施設の設置および維持管理に要する費用（汚染防除費用）であって、生産や消費にともなうて発生するフローとしての公害に対処する費用というべきであろう。しかし、すでに汚染され破壊された環境を元に戻すための環境復元費用、被害者の救済に必要な被

害救済費用といった、いわばストックとしての公害に対処するための費用の存在を見逃してはならない。さらには良い環境を享受してゆくためには、たとえば近くの海の汚染を避けて遠くの海に海水浴に行くといったような場合に生ずる汚染回避費用が必要であり、そして公害発生を監視・測定・取締る等のための行政費用が不可欠である。

このように、環境保全のための費用は広い範囲にわたるが、OECDで問題としているPPPは主として汚染防除費用にかかわるものである。日本では、被害救済費用や環境復元費用をもカバーするよう、PPPが拡大され、日本型PPPともいえるべきものの展開がはかられている。PPPの解釈についても種々な意見がありうるもので社会的合意に達する努力が必要であるが、PPPの実施においてその実効性を確保することが、より大きな現実的課題である。

(一) 公害防除のための公共的手段

環境資源の稀少性を反映するよう外部費用を内部化する目的で講じられる公的公害対策としては、大別して直接規制、間接規制、その他、が考えられる。

直接規制とは現に一般に広く行われているような公的方策であり、環境基準・排出基準などを設定し、それを担保するために監視・測定、制裁措置などを実行することである。

間接規制とは主として経済的インセンティブにたよることであり、汚染者に課徴金あるいは税を課すとか、逆に報奨金あるいは補助金を与えるとか、の措置を講ずることによって、汚染者に公害防除の刺激を与えることをめざす方策である。課徴金と補助金とは、

汚染者へ与える影響は全く逆になる。PPPに照らせば、もちろん課徴金がよしとされるのであって、補助金などは問題にならない、とされるであろう。しかし、現実には緊急な公害防除を要する対象分野があって、しかもその対策費の推定の可能性も大きいような場合には補助金政策も速効性を発揮することがあるかもしれない。けれども、補助金政策は結局のところ外部不経済の顕在化をさまたげ、環境資源の稀少性を隠蔽する結果になる。報奨金制度は、たとえばゴミの仕分け排出に協力した者には特別に何らかの報奨を与え、協力しなかった者にはそれを与えないというようなやり方でインセンティブを期待するものである。小売店などでの消費者からの空ビンの買い取りは、報奨金制度とはいえないかもしれないが、今後もっと推進されてもよいことである。ちなみに、バリー・コモナ

の調べによれば、一九四六年から七〇年の間に米国内において使い捨て飲料ビンの使用数量が五三〇倍にも増加した、このことである。人口の増加や消費生活の向上にもなって各種の生産物の使用・消費もふえてはいるが、使い捨てビンのような増加ぶりを示した品目は他になく、このような事象は、使い捨て時代、環境汚染型経済、資源浪費型経済の象徴である、といえよう。

以上のような補助金、報奨金というような見える援助のほかに、税制上の優遇措置とか低利の政策的金融とかの見ざる援助もありうる。OECDではそれらを一括して「財政的援助」(financial assistance)と総称している。この場合、個々の援助形態とやらんで、それらに含まれる贈与要素(グラント・エレメント)の大小が問題となる。たとえば、一般市中金利と政策的融資の低金利との差は、

低利融資をうけたものへの贈与分となる。したがって、これは純理論的には資源配分に歪みをもたらす要因であるといえるが、現実にはどの国でも程度の差はあれ、実行されている施策である。

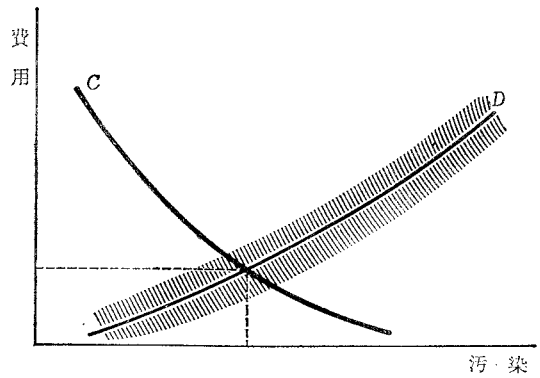
上述したような直接規制、間接規制のほかに、合理的で実際的な方策があるかどうか、目下検討されている段階である。環境に関する権利を、株を株式市場で取り引きするように、売買させる流通市場を整備すれば、環境資源についても市場原理が働くようになるという提案もある。その実現性に数々の問題もあることはたしかであるが、一考に価する。

(二) PPPの例外

短兵急なPPPの実施が、ときとして必ずしも現実の環境保全の促進に有効でないことがある。そこで、OECDでは各国が共同歩調をとるという前提のもとに、いくつかのPPPの例外をみとめている。第一は、急速かつ大幅な環境政策を実施するため、初期的ないし過渡的期間にかぎり、その期限を明示しつつ、国際貿易・投資にシグニフィカントな歪みが生じないという前提のもとで、講ぜられる助成措置である。第二は、公害防除技術の研究開発(R・D)への助成である。第三は、特定の社会・経済的目的を推進するための助成であって、たとえば、中小企業対策や低開発地域対策などにおける例外的助成措置である。

PPPの例外をどこまでみとめるかという点は、決着のつけにくい問題である。OECDの最近の討議で問題となった一つの事例としては、既存工場(プラント)と新規工場とを区別して取り扱うかどうかということであった。公害防除規制が設定された後に建設さ

第1図



意味か、といったような議論が行われた。

(三) 環境被害関数の推定と利用

公害の直接規制と間接規制のいずれが優れているかという比較になると、多くの理論家、エコノミストは間接規制、とくに課徴金制度を推奨する。これが、もっとも市場メカニズムを有効に利用する方法であるというのだ。しかるに、現実の行政では直接規制にたよることが多い。しかも、その規制措置の策定、実施は苦勞の多い仕事である。一般に、理論家は間接規制をすすめ、政治家、行政官な

れる新規工場には当然PPPがフルに適用されてよいはずである。したがって、それに対する税の優遇や低利融資もPPPに抵触する。既存と新規にそれほどの差を設けることが公平か、また、そもそも工場は生きものであって、つねにその一部が更新されているとみなければならぬから、既存工場と新規工場の区別は

らびに実業家は直接規制をえらぶ傾向がある。その理由は何か。大別して二つあるようにおもわれる。

その一は、課徴金がどのくらいで公害抑制に役立つか、そのレベルを決定することがむづかしいからである。ウィルフレッド・ベッカーマンによれば、汚染防除費用曲線(C)と社会的被害曲線(D)との交点が、最適汚染レベルと適正課徴金レベルを示すことになるが、問題は、防除費用関数と被害関数とをどうやって求めるかということにある。比較的にいえば、被害関数の推定の方が費用関数の推定より困難さ大きい。第1図はベッカーマンの提示したグラフであるが、われわれはD曲線推定の困難さを考慮して、D曲線に幅をもたせておくことが妥当と考え、シャドウをつけた。公害の被害はどこまで及ぶかわからないということで、D曲線の幅を拡げれば拡げるほど、交点の数はふえて適正水準の決定は困難となるのは見易い道理である。そこで、間接規制を有効に実行するためには、まづもって公害のレベルとそれによっておこされる被害の程度とを数量的に関係づける「被害関数」(damages functions)の推定が必要となってくる。公害と被害との関係は、通常は確率的であって、決定的な因果関係として識別することがむづかしい。OECDでは、環境被害関数の推定と利用という困難な課題についても挑戦を開始している。

実際界では間接規制よりも直接規制が選ばれる理由の第二は、それが直截簡明であるということのほかに、既得権の擁護につながる政治的含意によっても説明できる。仔細な証明は紙数の制約上ここではできないが、ただ直接規制の方が価格引上げと新規参入阻止効

果が大きく、一種のカルテル的均衡をもたらすという点だけを指摘するにとどめる。

四 必ずしも代えて

PPPはしよせん環境的政策の一部であって、より良き環境保全のためには、公衆の環境に対する鋭敏な感覚(awareness)を基礎として、各種の施策を調和的に実行してゆかなければならない。産業構造を無公害型・省資源型に改めること、公害発生源と居住場所とを空間的に分離する土地利用計画の積極的な推進などは、抜本的な環境政策といえよう。ただ、PPPが間接規制とりわけ課徴金または税というような形で実施されるならば、右のような広義の環境政策をすすめてゆくための資源の調達を促進することにもなる点をおわりに強調しておきたい。

【参考文献】

- (1) OECD, *The Polluter Pays Principle: Definition Analysis Implementation*, 1975, Paris.
- (2) 『環境白書』昭和五〇年版。
- (3) 村上泰亮『汚染者負担原則(PPP)の解釈と適用について』一九七三年、外務省経済局資料。
- (4) Barry Commoner, *The Closing Circle*, 1971, N. Y. (安藤喜也・半谷高久訳『何が環境の危機を招いたか』一九七二年、講談社。)
- (5) Matthew Edal, *Economics and the Environment*, 1973, Prentice-Hall Inc., U. S. A.

- (6) OECD, *Environment Committee, Subcommittee of Economic Experts, Environmental Damage Functions: their Estimation and Utilisation*, Draft Handbook, 1974.
- (7) James M. Buchanan and Gordon Tullock, "Polluters' Profits and Political Response: Direct Controls Versus Taxes", *The American Economic Review*, LXV, 1, March, 1975.

質問一 (明治学院大卒 鈴木 守)

- (1) 環境基準・排出基準の設定そのものに問題はないのか。科学的に妥当か。後追い設定にならぬか。
- (2) 不測の被害が生じた場合は、汚染者の責任はどうなるか。
- (3) 被害救済費用や環境復元費用の実効性はどうか。担保されるか。

答 (1)と(2)をまとめてお答えする。今日、環境問題に関する科学技術的知見は未熟であって、完全に科学的な基準を見出すとか、不測の事態への対処とかについて十分な用意がないのが実状である。そこで、環境影響評価(環境アセスメント)制度の確立はかり被害の事前的予測をできるときり推進するとともに、社会的な保険制度のようなものを樹立して善意的個別汚染者に衝撃的な負担がかかからぬようにする措置がとられつつある。

(3)については、本文で述べた日本型PPPによって原則的にはカバーされ、実効があげられるべきものと考えられるが、汚染者が不特定・不存在の場合には、公費負担によってその実効性を確実にする必要もあらう。

質問二 (名古屋大卒 藤井 隆)

- (1) 政府と民間との責任分野を明確にすべきではないか。
- (2) 被害関数のモデルは政府が決め、費用負担の転嫁方式も政府が基準を設けるべきである。
- (3) 環境基準は企業の投資計画の抛り所になりにくい。
- (4) 規制がかかる前の既存設備については何らかの助成措置があってもよいのではないか。既往の被害の填補はどう考えるのか。

記憶によった。藤井氏の質問書は若干長かったので、回答者側で適当に短縮させていただいた。質問者の真意をうけ損じているとすれば、御海容を賜りたい。

答 (1) 法律においても私法の公法化、公法の私法化という現象がある。今日の発達した経済は公私の分野が錯綜して混合経済化しつつある。加害者に故意・過失なければ賠償義務なし、とする過失責任主義だけでは複雑な工業化社会では「被害あるも賠償なし」という現象が統廃せざるをえない。このような背景のもとに立法原則の一つとして無過失責任主義が抬頭してきたのである。このような原則を自由企業体制を基礎としている経済政策体系の中に円滑に組み入れてゆくには、社会的な保険システムのようなものが考えられてよいであろう。

(2) 被害関数のモデルを政府が示すというところまではいつ到達できるかわからないが、米国あたりでは判例の積み重ねが汚染と被害の関係を知らしめてきているようである。費用負担の転嫁については、第一次的負担者が市場においてどういふ交渉力をもっているかによって決まる全く経済的なことであって、それは租税の転嫁・帰着の問題と同じ問題である。

(3) と (4) については、本文中の記述と前質問者への回答をもって答に代えたい。

(注) 鈴木氏の御質問は書面を受け取っていないので、当時の

所得政策一考

一 はじめに

昭和四〇年代の日本経済における成長主導型の各種政策軌道が一面色あせたようにおもえる今日、インフレーションをめぐる諸問題が、人々の関心や論議をよび、成長が同時に、インフレーションそのものを経済自体の内部的基盤のなかへ、ビルトインした形で促進されてきたことが、他方では、議会制民主主義の一義的な基本的要請が同時に経済成長それ自体であったということとあいまって、現時点における社会一般の通念として是認されているという点に関しては、大方、異論がないようにおもわれるけれども、きわめて素朴に考えて、経済成長が、国民一人当りの生活水準の實質的向上という文脈がさし示す路線で、きめ細く、しかも着実な形で、果して促進されてきたかどうかという問題になるとはなはだ数多くの論議があるのは、すでに周知のところであろう。ところで、インフレーションをめぐる問題の解決のための手だての一つとして所得政策を考へるとき、所得政策以外の物価政策と、所得政策それ自体との連動的諸関連がすべての議論の最前面にうき出てくることになるとおもわれる。そしてこの種の連動的諸関連を考察する場合に、基本的にふまえてはならないことの一つは、伝統型の物価政策一般が奏

功すれば、所得政策は多分不要になるはずだということである。別言すれば、一般に、所得政策導入に関する諸問題を論議する場合に、その背面に、所得政策以外の物価政策一般の吟味と評価を必ずくみ入れた形で論議しなければならない。

木村 徳 丸

△三重短期大学▽

それゆえに、この小論の論題は、「所得政策一考」だが、その展開の内容を、以下では所得政策導入の可否判定をめぐる基本的論点の定性的吟味ということだけに限定する。つまりこの小論では、失業、国際収支、財政、および通貨の四つと、インフレーションとの各関連についての諸問題を作業資料に用いながら、所得政策導入の可否判定をめぐる基本的論点の定性的吟味をおこなうという形をとることとなる。また、この小論のまとめとして所得政策導入の可否判定問題の適解導出の根拠を、前述の定性的吟味の帰結をできる限りベースにふまえながら、提示する。

二 展 開

(1) 失業とインフレーションとの関係に関連して、失業とインフレーションとの関係を基軸にすえて、物価政策一般を考察するとき、総じてフィリップスの命題がその考察の一つの対象となる。すなわち、貨幣賃金率の上昇と、物価上昇率との同方向の変動関係を前提

にしたときの、失業と物価、失業と賃金とのトレード・オフという関係の存在を指摘した周知の命題は、たとえば、スタグフレーション型のインフレーション経済を想定したときには、その経験法則としての安定性、適合性が、事実上大いにうたがわれることとなる。だから、たとえば、一定の失業水準を現実に保持して、積極的に物価安定のために全力投球する用意がかりに、行政面でみとめられるとしても、いわゆる不況型インフレーション経済下では、その種の用意を十分に活用した形の物価政策の実効を期待できなくなるであろう。他方、労働需給量の調整を媒体にした形の物価政策に関する諸論議は、通貨需給量の調整を媒体にしたそれほどには、説得的な帰結をうみ出していないともいわれている。さらに、たとえば、ある種特定の部門での失業率が高いとき、当該部門の失業水準の高位性についての理由づけが、当該部門の生産性の低位化だけで果して充分なのかという点も大いに問題となろう。

ところで、現実には、ある種特定の部門のなかでの支配的な賃金支払方式は、労働組合側からの賃金要求圧力が賃金決定の諸要因の一つにくみ込まれるという形をとって規定されるというケースが多くみとめられる。この種のケースにおいては、当該部門の支配的賃金支払方式は、結果的には、当該部門以外の各部門の賃金支払方式のヒナ型になるといえる場合が多いはずである。というのは、当該部門の生産性水準の上昇が、まず、当該部門所属の労働組合側からの賃金支払要求水準の上昇をうみ出す一つの因子となり、さらに当該部門以外の各部門所属の労働組合の賃金支払要求水準の上昇、さらにはその結果、当該部門以外の各部門所属の労働者の所得ないし収

貯蓄や所得の変化にそれぞれ対応して作業される各種の調整は、一般物価の上昇に対する人々の生活防衛的な心情や期待や要求の変化にマッチさせた形の、きわめてドラステックなタイプのものになるはずである。しかもこの種のタイプの調整作業そのものが、現実には、一般物価水準のより積極的な加速型上昇圧力要因の一つになっているから、その結果、外国為替交換比率の水準はますます低落することになる。

(3) 財政とインフレーションとの関係に関連して、ここでは、増・減税調整操作をその基軸の一つにした財政的メカニズムが、とくに、混合経済体制下の物価政策実施のための社会工学的な装置の一つになりうるとみなして論をすすめる。さて、たとえば、税率一般の高位化とこれと連動して生ずる物価上昇との二つのものの背面にみとめられる問題の一つは、貯蓄率の変化と賃金率の変化との二つのものの同時連動をいかにうまく調整するかということである。

また、貯蓄率の上下変動にそれぞれ対応して現実に生ずるのは、Defence Lack と Offence Lack をめぐる周知の問題である。つまりこの場合、実質的な生活水準の確保と事実上の貯蓄水準の安定的保証との二つを同時連動させて実現するための調整が、具体的な物価水準決定のメカニズムを規定する事実上の因子の一つになるのである。さらにこの場合、現実には有効需要水準の上昇が抑止される度合いは、一般物価の上昇それ自体に対して、事実上の賃金と貯蓄との各水準変動の様相がそれぞれマッチするときにきまるタイムスパンの大小に全面的に依存して規定されるはずである。そしてこの種のタイムスパンの大小は、決して安定的なものでも、恒常的な変動バ

入の増幅の期待水準の上昇圧力をもたらすことになるという一連の社会的波及プロセスが、事実上想定されうることになるはずだからである。ところで、かりに失業が増大した場合、当該失業の増大を抑止し、これを減殺の方向へ誘導するためには、前述した賃金要求水準を現実に引き下げたための何等かの手だてが必要となる。この種の手だての一つとして、賃金抑制型所得政策が考えられるのは周知のところであるが、かりに、どのように、この種の手だてが考えられて、現実に失業増大のプロセスが停滞し、さらには、失業の減少がみとめられるようになったとしても、当該失業の減少効果がみとめられる以前の、人々の生活水準の向上に対する期待や要求は、当然のことながら、当該失業の減少が生じたあとのそれら期待や要求とは異なったものになるはずである。所得政策導入の可否判定をめぐる各種の問題を、とくに、失業とインフレーションとの関連という視点から吟味するときには、この種の期待や要求の質的ギャップをまず基本的にふまえてからならなければならないであろう。

(2) 国際収支とインフレーションとの関係に関連して、ここでの一つのケースとして考察したいのは、為替変動制下の外国為替交換比率の一定水準をベースにとったときの、下方硬直型の定常的物価上昇が必然的にもたらす国際収支変動の様相である。たとえば、

外国為替交換比率の変動の一般的傾向が、かりに、下降パターンを示すときには、輸出価格は下落し、逆に輸入価格は上昇する。そしてこの場合、指摘されうるのは、物価上昇一般に対して、各種の期待や要求の水準の変動が実際に与える影響や波及の効果は、概して一様になるといえることである。さらにたとえば、この場合、

ターンを示すものでもないのである。したがって、たとえば、税率一般の上下変動調整がたび重なるほど、貯蓄水準は結果的に下落することとなり、逆に、賃金水準は上昇することになり、ひいては一般物価水準の相対的高位化がうまれることになる。

ゆえに、この種の高位化に対応して各種の期待や要求の水準は上昇し、またこの種の高位化に対応するそれら期待や要求のピッチもますます増幅されることになろう。

(4) 通貨一般とインフレーションとの関係に関連して、通貨一般に共通する基本的な行政上の手だての一つは、周知のように、利子率の調整である。この利子率の調整に関しては、国際間の短期資本移動調整のための手だてといういま一つ別な面での意味づけがみとめられている。だから、たとえば、国内の総需要水準が、その抑制操作の不要なほど現実に高位でなくても、国際収支勘定のアンバランスの是正が必要なきにはやはり、国内の利子率水準の調整が不可欠となる。それゆえに、この種の必要にせまられたうえでの利子率水準の調整は、当然のことながら、必要以上に国内の需要を刺激してその水準を不安定にし、またその水準の高位化を招く。だがこの種の不安定化や高位化が国内の実質所得水準を高め同時に安定させるならば、問題はなくなる。しかし他方では、この場合の国内の総需要水準の高位硬直化の公算の大なることも充分考えられる。

そしてこの種の高位硬直化は、あきらかに国内物価水準の高位不安定化をちかいうみ出すことになる。さていま一つの問題は、利子率一般の変動とは無関係に、国内の通貨供給量が変動するケースがあるという周知の点である。それゆえに、たとえば、通貨発行量や通

貨供給量の消滅が物価上昇抑止のための真に有効な手段に果してなりうるのかという問題の実質的な解は、各種の消費支出や投資の実勢に関するきめの細かい精査を介したうえてなければ、出せないはずである。

三 きとめ

以上二での吟味の結果は、つぎのようにまとめられるはずである。すなわち、

- (イ) 伝統的なインフレ対策にあってはミクロベースでの論理回路とマクロベースでのそれとの相対的整合性がより充分な形では期待されない。^(注)
- (ロ) 伝統的なインフレ対策を規定する因子の一つになっている完全雇用と生産性の原理は、分配問題一般を時として完全に自己の内部に埋没させてしまうというリスクをもっている。
- (ハ) 所得政策の政策としての強制力の度合いの事前チェックは、物価の安定と分配の公正との整合一致関係の事前チェックがそのベースになる。
- (ニ) 特定国の所得政策をヒナ型にした所得政策による自国の国際収支の調整はさけられるべきである。
- (ホ) 所得政策の自己矛盾性(その1)は、資本蓄積、投資決定への労働側からの介入を許容した所得政策でない^(注)と所得政策それ自体単なる賃金統制に墮するという点にある。
- (ヘ) 所得政策の自己矛盾性(その2)は、一般に、短期型所得政策終了後の企業・労組の市場支配力は当該終了時点の体制内にビルト・インされるから、当該所得政策は長期化され、この長期化は、所得政策本来の目的「安定型市場経済の原状回復」と矛盾するという点である。

Policy Committee by its Working party on Costs of production and Price, Paris, 1962.

- (9) Report of The Royal Commission on Trade Unions and Employers' Associations, 1965—1968, Lord Donovan, Chairman, London: H. M. S. O., Cmnd. 3623, pp. ix+352.
- (10) G. P. Schultz & R. Z. Aliber (ed.), *Guidelines, Informal Control, and The Market Place*, The University of Chicago Press, 1966.
- (11) F. Marchand, "Another View of Cost-Push and Demand-Pull Inflation", *R. E. S.*, May, 1960.
- (12) M. Friedman, "The Role of Monetary Policy", *A. E. R.*, March, 1968.
- (13) R. M. Solow, *Price Expectation and Behavior of The Price Level*, Manchester U. P., 1969.
- (14) 丸尾直美ほか共著『所得政策』日本生産性本部、一九六七年。

さて以上のまとめを総合して所得政策導入の可否判定をめぐる諸問題に対する適解導出の一根拠をつぎのように提示する。すなわち「一般に所得政策導入の可否判定は、企業と労働組合とが賃金と価格の決定に際して、それぞれ自らの市場支配力の行使に大幅な自由裁量の余地をどの程度もっているかに応じておこなわれるべきである。ゆえに具体的には、所得政策導入の可否判定問題の解は、不況対策としての総需要管理とインフレ対策としての所得政策とのポリシー・ダイナミックスによって必然的に与えられることとなる。」

〔注〕たとえば企業の固定費の変動費に対する比率が大であるとき、総需要抑制は反って単位費用の上昇をまねき、また、管理価格制度下では各個別部門の費用や価格の水準を高め、ひいては、これら単位費用の上昇や価格・費用総額の増幅を、インフレ経済の誘導因子のひとつに仕立てあげるのである。

主な参考文献

- (1) 熊谷尚夫ほか共著：『物価安定と所得政策』、経済企画協会、昭和四三年。
- (2) 経済企画庁総合計画局編：『現代インフレと所得政策』、経済企画協会、昭和四七年。
- (3) 日本経済調査協議会：『経済成長と物価・賃金問題に関する基本的分析』、昭和四五年。
- (4) White Paper: *Incomes Policy, The Next Step*, Cmnd. 1962, Feb. 1962.
- (5) O. E. C. D., *Policies for Price Stability, A Report to Economic*

フル・コスト・プリンシプル論争の問題点とその評価

宮坂 正治

〈信州大学〉

一 もんだい

フル・コスト・プリンシプル (full cost principle) は、R・L・ホール (R. L. Hall) と C・J・ヒッチ (C. J. Hitch) との共作による「価格理論と経営行動」(Price Theory and Business Behaviour) を一九三九年、『オックスフォード経済雑誌』(Oxford Economic Papers, No. 2, May 1939, pp. 12-45.) において発表された。実証的研究に基づいた原理であることは既に周知のとおりである。

R・L・ホールとC・J・ヒッチとの叙述によつて、「このフル・コスト・プリンシプルを示すと、実際の経営者は、価格決定に際し、従来経済学で限界収入と限界費用との一致点という図(1)にあるような限界原理 (marginal principle) によらず、その「基礎として、一単位当りの主要費用 (prime cost あるいは「直接費用 direct cost」) がとられ、共通費 (overheads あるいは「間接費 indirect or indirect cost」) をカバーするために一定比率が加えられ、さらに利潤のためにある慣例的な比率 (たとえば一〇%) が加えられる。」(R. L. Hall and C. J. Hitch: *ibid.*, p. 19.) というのである。換言すれば、厳密な限界計算を行なつて価格を決定するのではなく、寧ろ目の子計算 (rule of thumb) のことばをわめて簡便な平均原理 (average principle) によるというのである。

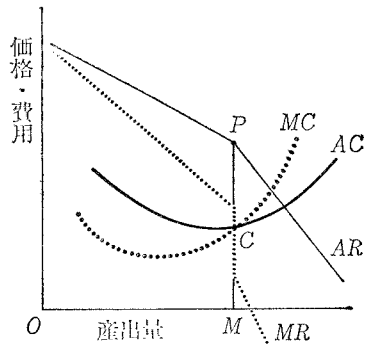
しかも、彼等は、P・M・スウィージー (P. M. Sweezy) が理論的に創出した屈折需要曲線と同様、経験的にも、需要曲線は、屈折 (kink or corner) をもつものであることを発見し、価格の硬直性を説いたのである。

R・L・ホールとC・J・ヒッチとがこうした論稿を発表してのち、R・A・レスター (R. A. Lester) が一九四六年、「賃金—雇用の問題のための限界分析の欠陥」(Shortcomings of Marginal Analysis for Wage-Employment Problems, *American Economic Review*, March 1946, pp. 63-80.) という論文で、「雇用量は、限界生産力と限界費用との合致する図(2)で描かれるとき点で決定されるのではなく、経験的調査によれば、限界生産力説に重要な要素である賃金よりも、寧ろ他の要素、たとえば、市場需要、利潤、技術革新、非労働費、その他の要素によつて決定されると述べた。いわば限界原理に基づく、限界生産力説による雇用量決定の否定である。

かかる二つの経験的実証研究は、結局、徹底して、経済学上最も重要な概念である価格や、雇用量の決定が、従来のような限界原理によるのではなく、もっと簡便な平均原理によるものであるという、これまでの経済理論の基礎的前提や方法論への厳しい批判であった。

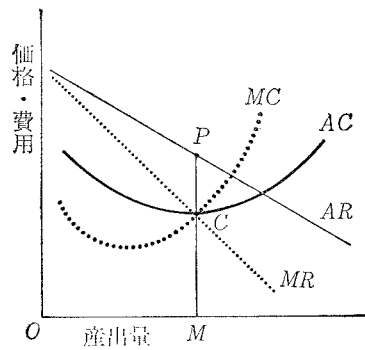
(1) 生産物価格の決定

(b) [不完全競争の場合]



AR=屈折需要曲線
MR=限界収入曲線
AC=平均費用曲線
MC=限界費用曲線
PM=硬直価格

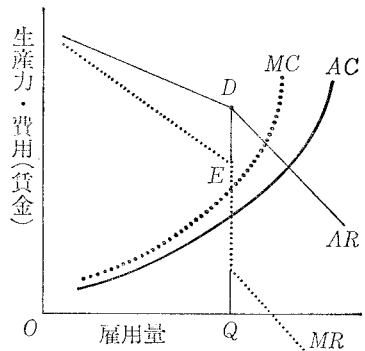
(a) [完全競争の場合]



AR=生産物需要曲線
MR=限界収入曲線
AC=平均費用曲線
MC=限界費用曲線
PM=均衡価格

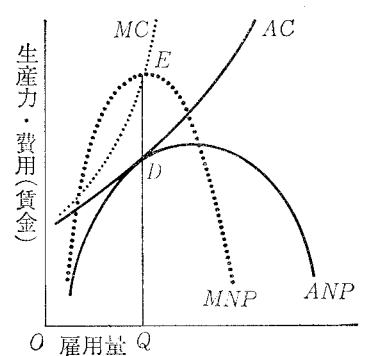
(2) 雇用量の決定

(b) [不完全競争の場合]



AR=労働の屈折需要曲線
MR=労働の限界収入生産力曲線
AC=労働の平均費用曲線
MC=労働の限界費用曲線
OQ=硬直雇用量

(a) [完全競争の場合]



ANP=平均純生産力曲線
MNP=限界純生産力曲線
AC=労働の平均費用曲線
MC=労働の限界費用曲線
OQ=均衡雇用量

(注) ここにおける不完全競争は広義の概念にとり、独占、複占、寡占、多占、いわゆる不完全競争や独占的競争の場合を含むものである。ただし、ここでの図は寡占到例をとった。なお図(2)の(b)の「労働の屈折需要曲線」については、A. M. Carrter and F. R. Marshall: *Labor Economics: Wages, Employment, and Trade Unionism*. Illinois, 1967, pp. 254-256 参照。